

第2次 環境基本計画

Basic Environment Plan



自然と暮らしが調和する
持続可能なまちかたがみ

令和5(2023)年3月



潟上市

「はじめに」

わたしたちのまち潟上は、出羽丘陵に続く美しい山なみ、八郎湖・豊川・馬踏川など身近な市民生活に寄り添う湖沼や河川、八郎湖周辺に広がる田園地帯、これらの豊かな水とみどりに恵まれた良好な市街地が形成されています。

本市では、平成 25（2013）年に「潟上市環境基本計画」を策定し、その後、平成 30（2018）年には改訂版を策定し、今日まで、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもとに取組を進めるとともに、三者の協働による計画の推進を図ってまいりました。

このような状況の中、近年は地球温暖化、さらにはこの影響による気候変動のほか、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題がますます深刻化しています。そのため、世界では、「SDGs（持続可能な開発目標）」や「パリ協定」の採択など、地球規模で環境問題等の課題や地球温暖化対策に取り組む動きが活発となっております。

こうした社会情勢を踏まえつつ、本市における環境施策を一層推進するため、「第 2 次潟上市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、潟上市環境基本条例において「潟上市の恵み豊かな環境を守り育て、確実に将来の世代へと引き継ぐ」とする理念を継承し実現するための取組を推進するものです。

今後は、本計画に基づいて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携しながら、環境意識を高め、環境配慮行動を実践し、良好な環境を保全・創造してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました潟上市環境審議会の委員の皆様や関係者の方々、また、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

潟上市長 鈴木 雄 大



第2次潟上市環境基本計画

目 次

第1章 計画の基本的な事項

1 計画策定の背景	1
2 環境政策を取り巻く動向	2
3 計画の目的	9
4 計画の位置づけ	9
5 計画の期間	10
6 計画の範囲	10

第2章 市域の主な特徴

1 潟上市の概況	11
2 気候・気象	12
3 人口の推移	14
4 産業	16

第3章 環境の現状と課題

1 自然環境	17
2 生活環境	27
3 資源循環	32
4 地球環境	36
5 市民協働	41

第4章 環境目標

1 目指すべき環境像	44
2 計画の体系	45

第5章 目標の実現に向けた取組

取組の柱1 気候変動に適応したまち（脱炭素社会）を目指して	48
1.1 地球規模で考え、できることから行動しよう	48
1.2 脱炭素社会の実現に向けた取組をはじめよう	52
1.3 気候変動に適応したまちをつくろう	56
取組の柱2 健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して	58
2.1 ものを大切にし、ごみを少なくしよう	58
2.2 公害のないまちをつくろう	63
2.3 快適で潤いのあるまちをつくろう	66
取組の柱3 水と緑を守り、多様な生物と共生できるまちを目指して	68
3.1 水と緑を守り、育てよう	68
3.2 八郎湖をきれいにしよう	70
3.3 生物多様性を保全しよう	72

第6章 計画の進行管理

1 進行管理の体制	74
2 進行管理の考え方	74
3 環境指標	75

資料編

資料1 市民アンケート調査結果	77
資料2 策定までの経緯	93
資料3 市長の諮問	94
資料4 潟上市環境審議会の答申	95
資料5 潟上市環境審議会委員名簿	96
資料6 潟上市環境基本条例	97
資料7 用語集	102

第1章 | 計画の基本的な事項

1 計画策定の背景

本市では、環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「潟上市環境基本条例」に基づき、平成 25（2013）年に潟上市環境基本計画（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。その後、平成 30（2018）年には第1次計画を改訂し、環境行政を推進してきました。

環境を取り巻く社会情勢は日々変化し続けています。特に、地球温暖化対策では、平成 27（2015）年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21^{*}）でのパリ協定が採択され、今世紀後半には温室効果ガス^{*}の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル^{*}）の達成を目指すことが定められ、我が国においても、令和 3（2021）年 4 月に令和 12（2030）年度の温室効果ガス^{*}削減目標について、平成 25（2013）年度比 46%削減を表明し、同年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改訂するなど、さらなる目標達成に向けた取組が求められています。

また、平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中核となすものとして持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）を提示しています。平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間で全ての国が取り組む国際目標として、持続可能な開発を目指すためのゴール（目標）が示されました。これを受けて、我が国においても、平成 28（2016）年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が示され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取組を推進するようになりました。

本市の長年の課題である八郎湖の水質を保全することはもちろん、脱炭素社会^{*}の実現に向けたさらなる取組が求められることになりました。

これらを踏まえ、第2次潟上市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、第1次計画策定以降の環境を取り巻く社会情勢を背景に、令和 5（2023）年度からの 10 年間で本市が取り組むべき環境保全行動について策定するものです。

2 環境政策を取り巻く動向

(1) 世界的な動向

SDGs

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が提示された、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。

17 のゴール (目標) とそれに付随する 169 のターゲット (具体目標) から構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面の課題を統合的に解決することを目指す考え方が強調されています。

また、これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々及び社会の全ての部分で満たされ、誰一人取り残さない (leave no one behind) ことなどが宣言されています。

環境政策の観点から SDGs のそれぞれのゴールの関連性を見ると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在し、それぞれが役割を担っていると考えられます。

スウェーデンにあるストックホルム・レジリエンス・センターのヨハン・ロックストローム氏らが提唱する SDGs ウエディングケーキモデルは、17 の目標のつながりを構造的に示しています。

「生物圏 (Biosphere)」「社会圏 (Society)」「経済圏 (Economy)」の 3 つの層に分類し、生物 (地球環境) の基盤があることで、わたしたちの社会、そして経済が成り立っており、また各国が手を取り合っこれらの課題解決に取り組む必要があることを示唆しています。

※第 4 章にコラムあり (P46)

パリ協定

平成 9 (1997) 年に採択された、先進各国に法的拘束力のある二酸化炭素排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間 (平成 25 (2013) 年～令和 2 (2020) 年) の終了を見据え、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成 27 (2015) 年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21 ※) において、令和 2 (2020) 年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効し、日本は同年 11 月 8 日に受諾しました。

この協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること (2℃目標)、今世紀後半には温室効果ガス[※]の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意しました。

この実現に向けて、世界が取組を進めており、現在 120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル^{*}」という目標を掲げているところです。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書

令和 3（2021）年 8 月に、「IPCC^{*}第 6 次評価報告書における第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）」が公表されました。報告書では、「地球温暖化は人間の影響で起きていることは疑う余地がない」と断言した上で、産業革命前と比べた世界の気温上昇が、令和 3（2021）～令和 22（2040）年の間には、温暖化の影響が人類に深刻な影響を与えるとしている 1.5℃に達すると予測されています。

グリーントランスフォーメーション

令和 32（2050）年カーボンニュートラル^{*}や、令和 12（2030）年の我が国としての温室効果ガス^{*}削減目標の達成を成長の機会として捉え、産業競争力を高めていくためには、カーボンニュートラル^{*}にいち早く移行するための挑戦を行い、温室効果ガス^{*}を排出しない再生可能エネルギーへの移行を進めることで産業構造や社会経済を変革し、成長につなげるという概念である「グリーントランスフォーメーション」（以下、「GX」という。）の考え方が重要です。

令和 4（2022）年 2 月には、経済産業省が GX の推進に向けた「GX リーグ基本構想」を公表しました。GX リーグは、GX に積極的に取り組む企業群を募り、議論と新たな市場創造のための実践を行う場であり、我が国の GX を牽引することが期待されています。

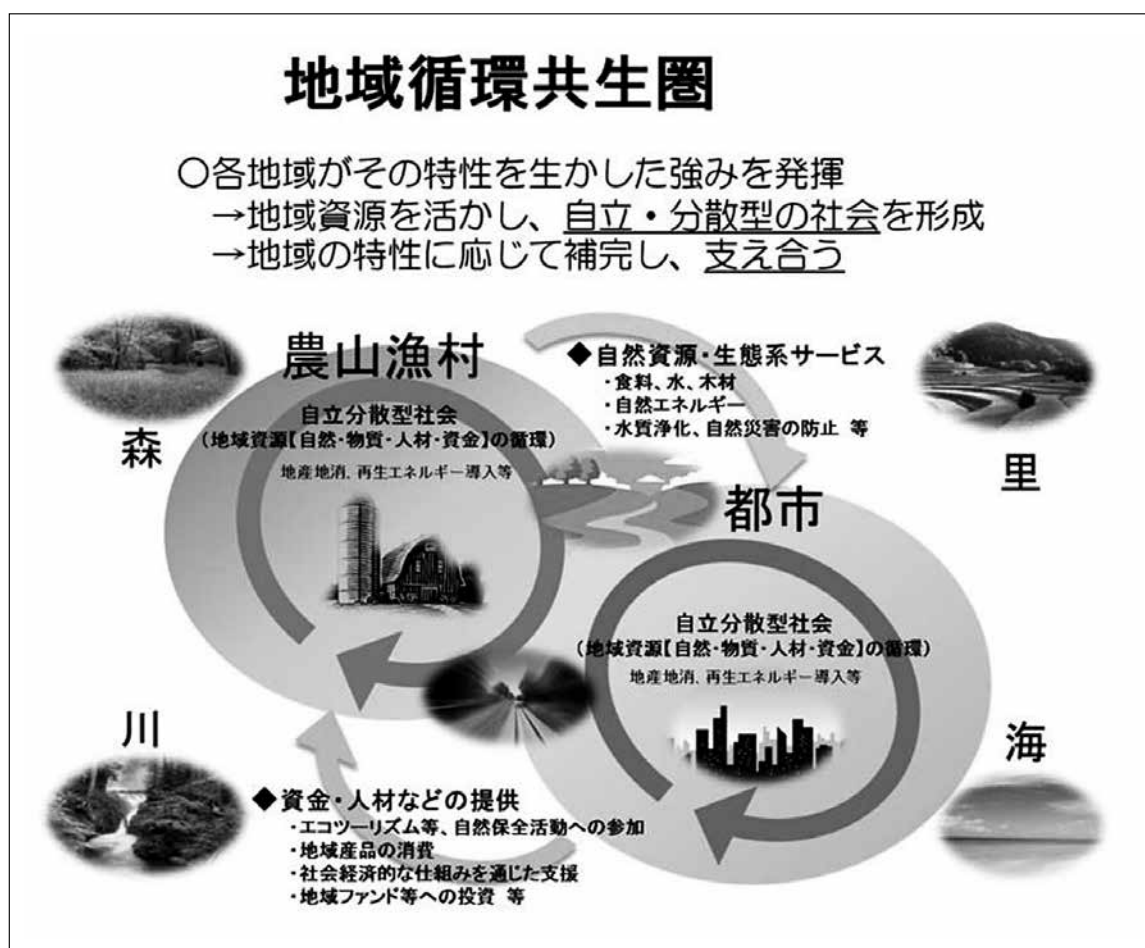


(2) 国の動向

第五次環境基本計画

平成 30（2018）年 4 月に、国の「第五次環境基本計画」が策定され、「目指すべき持続可能な社会」の姿として、「地域循環共生圏」の創造が示されました。これは、各地域がそれぞれの特性を生かした自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し、支え合う考え方を示しています。「持続可能な開発目標（SDGs）」に対して、環境面からアプローチし、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することを目指しています。

「地域循環共生圏」は、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成しながら、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合うことで、農山漁村も都市も活かすという地域づくりの考え方であり、地域での SDGs の実践を目指すものです。



出典：第五次環境基本計画の概要 環境省

地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく国の総合計画です。平成 27（2015）年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21^{*}）に向けて提出された「日本の約束草案」を踏まえ、平成 28（2016）年 5 月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和 12（2030）年度に向けた我が国の温室効果ガス^{*}排出量の削減目標が「平成 25（2013）年度比で 26%削減」と定められました。

令和 2（2020）年 10 月 26 日には、国の方針として、令和 32（2050）年までに温室効果ガス^{*}の排出を実質ゼロにする、すなわち「2050 年カーボンニュートラル^{*}、脱炭素社会^{*}の実現を目指す」ことが宣言されました。また、令和 3（2021）年 4 月には、令和 12（2030）年度において、温室効果ガス^{*}排出量 46%削減（平成 25（2013）年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。これにより、これまでの 26%削減目標が大きく引き上げられました。

脱炭素社会^{*}の機運が急速に高まる中、令和 3（2021）年 10 月に同計画は 5 年ぶりに改定され、新たな削減目標の裏付けとなる施策が記載されており、新目標実現に向けた道筋を描いています。

第 6 次エネルギー基本計画

エネルギーをめぐる国内外の情勢変化や温室効果ガス^{*}排出量削減目標の引上げなど、令和 32（2050）年カーボンニュートラル^{*}の実現を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、「第 6 次エネルギー基本計画」が令和 3（2021）年 10 月に策定されました。

この計画では、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」による省エネ基準適合義務化と基準引き上げ、機器・建材トップランナー制度の見直しなどによる徹底した省エネや、再生可能エネルギー^{*}の主力電源化を推進し、令和 12（2030）年度の再生可能エネルギー^{*}による電源構成を従来目標の 22～24%から、36～38%に引き上げることが示されました。また、水素・アンモニアについても「社会実装を加速させるため、電源構成において、新たに水素・アンモニアによる発電を 1%程度見込む」としました。

気候変動適応計画

「気候変動適応計画」は、「気候変動適応法」第 7 条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成 30（2018）年 11 月に策定されました。気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる施策に適応策^{*}を組み込むことなど、7つの基本戦略とともに、分野ごとの適応に関する取組を示しています。同計画は令和 3（2021）年 10 月に改定され、K P I（重要業績評価指標）など進捗管理に関する事項が追加されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画

平成 30 (2018) 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、資源生産性、循環利用率（入口側・出口側）、最終処分量のさらなる向上が目標として掲げられました。そのための取組として、「地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進」「シェアリング等の 2 R^{*}ビジネスの促進、評価」「廃棄物エネルギーの徹底活用」等があげられています。

生物多様性地域戦略

平成 22 (2010) 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) では、生物多様性に関する世界目標となる愛知目標が採択され、我が国の生物多様性^{*}に関する目標や戦略を示すものとして「生物多様性国家戦略 2012－2020」が、平成 24 (2012) 年 9 月に閣議決定されました。

令和 2 (2020) 年からは、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められおり、令和 12 (2030) 年までに取り組むべきポイントとして、①保護地域外の保全や絶滅危惧種以外の普通種の保全による国土全体の生態系の健全性の確保、②気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策の適用、③生物多様性損失の間接要因となる社会経済活動への対応として、ビジネスやライフスタイル等の社会経済の在り方の変革などが示されました。

海洋プラスチックごみ問題

令和元 (2019) 年 6 月に開催された G20 大阪サミットでは、気候変動等と並ぶ地球規模の環境課題として、海洋プラスチックごみ問題がクローズアップされました。採択された「G20 大阪首脳宣言」には、令和 32 (2050) 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が盛り込まれ、深刻化する環境への影響に主要国が共同で取り組む意思が示されました。

我が国においても、令和元 (2019) 年 5 月に「プラスチック資源循環戦略^{*}」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、プラスチックごみの発生抑制と資源循環を総合的に推進する取組が進められており、令和 3 (2021) 年 3 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が閣議決定されています。

(3) 県の動向

第3次秋田県環境基本計画

令和3（2021）年3月に「第3次秋田県環境基本計画」が策定されました。

計画では、地球温暖化をはじめ、環境・経済・社会の諸課題は、複雑化しており、それらを統合的に解決することが求められている中で、県が有する豊かな自然環境を今後も適切に保全していくために、これまでの取組に加え、国際社会の共通目標であるSDGsや国が掲げる地域循環共生圏の考え方を取り入れた施策等について取りまとめられています。

【基本方針】

- 自然と人との共生可能な社会の構築
- 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成
- 地球環境保全への積極的な取組
- 環境保全に向けての全ての主体の参加

【目指すべき環境像】

豊かな水と緑あふれる秋田 ～みんなで持続可能な社会を目指して～

第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）

令和4（2022）年3月に「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）」が策定されました。

計画では、令和12（2030）年度の温室効果ガス^{*}排出量を平成25（2013）年度比で54%削減することを目標とし、「省エネルギー対策」、「省エネ以外の排出抑制等対策」、「再生可能エネルギー等の導入」、「森林吸収量の確保」に重点的に取り組むほか、環境教育や普及啓発活動による県民運動を展開しています。さらに、「2050年のカーボンニュートラル^{*}」や「脱炭素社会^{*}」の実現に向け、地球温暖化対策や気候変動への適応に向けて取り組むこととしています。

第2期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）

令和4（2022）年3月に「第2期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）」が策定されました。

戦略は、継続して取り組んできた洋上風力発電の導入及び関連産業の育成について、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が整備されたことで、今後、複数の大型洋上風力案件の事業化が見込まれます。また、国内の洋上風力発電関連産業の競争力強化等を目的とした官民協議会が立ち上がるなど、状況が大きく変化しています。このような状況を踏まえ、戦略で掲げている「国内最大級の新エネルギー供給基地と、関連産業集積拠点の形成」を引き続き目指すとともに、中長期的な、わが国が目指す2030年エネルギーミックスの実現及び2050年カーボンニュートラル^{*}の達成への貢献、並びに新

エネルギー供給基地・関連産業集積を県の持続的発展に確実につなげるための取組強化を目的としています。

第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画

令和3（2021）年3月に「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

計画では、3R^{*}の推進のほか、SDGsや海洋プラスチックごみ等の新たな視点を踏まえ、「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」を目指し循環型社会の形成に向けて取り組むこととしています。

第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画

令和3（2021）年3月に「第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」が策定されました。

計画では、海岸漂着物等の現状を踏まえ、さらには、国際的な問題となっている海洋プラスチックごみ問題など国内外の動向を踏まえた上で、「海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全」を目指し、海岸漂着物等対策を総合的かつ効率的に推進することを目的として、海岸漂着物対策に取り組むこととしています。

秋田県生物多様性地域戦略

令和3（2021）年3月に「秋田県生物多様性地域戦略」が策定されました。

平成11（1999）年度に本県の生物多様性^{*}を保全するための指針をまとめた「秋田県生物多様性保全構想」を策定し、「秋田県版レッドデータブック^{*}動物編・植物編」の発行、「秋田県版レッドデータブック^{*}2020 動物Ⅱ（哺乳類・昆虫類）」を発刊し、改訂作業により得られた新たな知見やデータを活用しつつ、関連する事業との整合性を図りながら、地域戦略により、わたしたちが暮らす上で欠かすことのできない本県の生物多様性^{*}の保全・確保をするため、本地域戦略に基づく様々な取組を進めています。

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）

令和2（2020）年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）」が策定されました。

計画では、これまでの取組や水質の状況などを踏まえ、水質保全に有効な対策を継続するとともに、特に農地由来の負荷の削減について強化を図り、新たな技術の活用や生態系の保全、親水性の確保についても視野に入れるなど、長期ビジョンの達成につながる対策を組み入れ、八郎湖の着実な水質改善を図るものです。

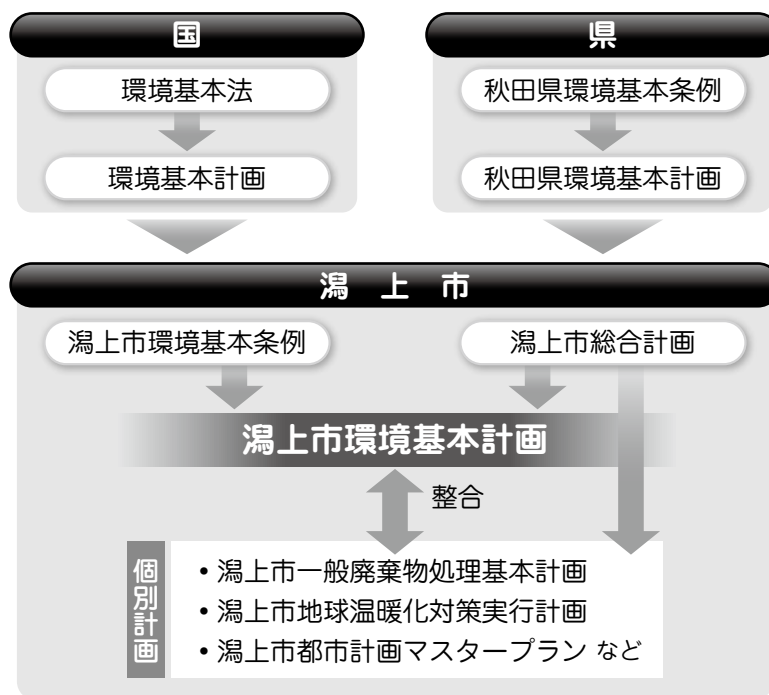
3 計画の目的

本計画は、「第2次潟上市総合計画」に掲げる市の将来像「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上 ～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」の実現を環境面から目指すものです。

また、「潟上市環境基本条例」の基本理念に基づき、「潟上市の恵み豊かな環境を守り育て、確実に将来の世代へと引き継ぐ」ことを宣言し、「現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保する」ことを目的として、環境の保全に関する目標、施策の方向について定めるものです。

4 計画の位置づけ

本計画は、「潟上市環境基本条例」の第8条に基づき策定し、潟上市総合計画における自然・環境に関連する分野の施策、分野別計画、国や県の関連計画等との整合性及び連携を図り、「自然と共生する、環境保全都市」を基本目標とし、環境施策の基本的な方向性を示します。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 (2023) 年度から令和 14 (2032) 年度までの 10 年間とします。
また、社会情勢の変化や国の動向等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、近年の環境に関する社会情勢の変化や市民意識の変化、本市の環境課題を踏まえ、自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、市民協働に分類します。

- (1) **自然環境**：耕地・森林、里地・里山、生物多様性、八郎湖 等
- (2) **生活環境**：大気、水環境、騒音・悪臭、空き家・空き地、苦情・相談、都市環境 等
- (3) **資源循環**：ごみの減量化・資源化、食品ロス、循環型社会と 3R^{*}、不法投棄 等
- (4) **地球環境**：気候変動（地球温暖化、省エネルギー、脱炭素エネルギー）、海洋汚染（海洋プラスチックごみ） 等
- (5) **市民協働**：環境学習・環境教育、自主的行動



第2章 | 市域の主な特徴

1 潟上市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、東は井川町と、南は秋田市と、西は男鹿市と、北は八郎湖を挟んで大潟村と接しています。面積は、97.72km²と県内では最小の市となっています。

東部は、南北に縦走する国道7号の周辺に小高い丘陵（女川層）が多数連なっており、出羽丘陵に続いています。中央部及び北部は、秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がっており、肥沃な耕地（土地）に恵まれた穀倉地帯となっています。西部は、県内有数の3本の砂丘群が連なっているほか、日本海沿岸部は、秋田市から続く海岸砂丘となっており、秋田県の保安林に指定されています。砂丘群の間は、集落や畑地、樹園地として活用されています。

また、県都秋田市に隣接したベッドタウンという都市的な特性と広大な田園風景に代表される豊かな自然環境を併せもつ恵まれた地帯となっています。



(2) 土地利用

土地の用途としては、田畑などの農地が35.1%と最も高い構成比であり、続いて森林が32.1%を占めていますが、県都秋田市に隣接した居住環境の好適地として宅地が8.5%と県全体の比率よりも高くなっています。

土地利用状況

(単位：ha)

	農 地	森 林	原野等	水 面 河川等	道 路	宅 地	その他	総面積
潟 上 市	3,430	3,141	0	430	669	832	1,270	9,772
	35.1%	32.1%	—	4.4%	6.9%	8.5%	13.0%	—
秋 田 県	149,000	842,118	15,283	41,766	34,549	29,544	51,492	1,163,752
	12.8%	72.4%	1.3%	3.6%	3.0%	2.5%	4.4%	—

※八郎潟残存湖境界未確定分 2,202ha は市町村内訳に含まれていない

※平成 28 年 10 月 1 日現在

資料：秋田県の土地利用（秋田県）

(3) 交通体系

交通体系については、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道が整備され、昭和男鹿半島 I C から秋田空港へ車で 30 分程度の距離にあるなど、首都圏へのアクセスが容易となっています。また、市内を走る国道 7 号と 101 号、県道秋田昭和線と秋田天王線を中心に市道が連絡しています。

公共交通機関としては、J R 奥羽本線・男鹿線が市内を縦断し、民間バス事業者の秋田中央交通とマイタウンバスが相互に連携しています。

2 気候・気象

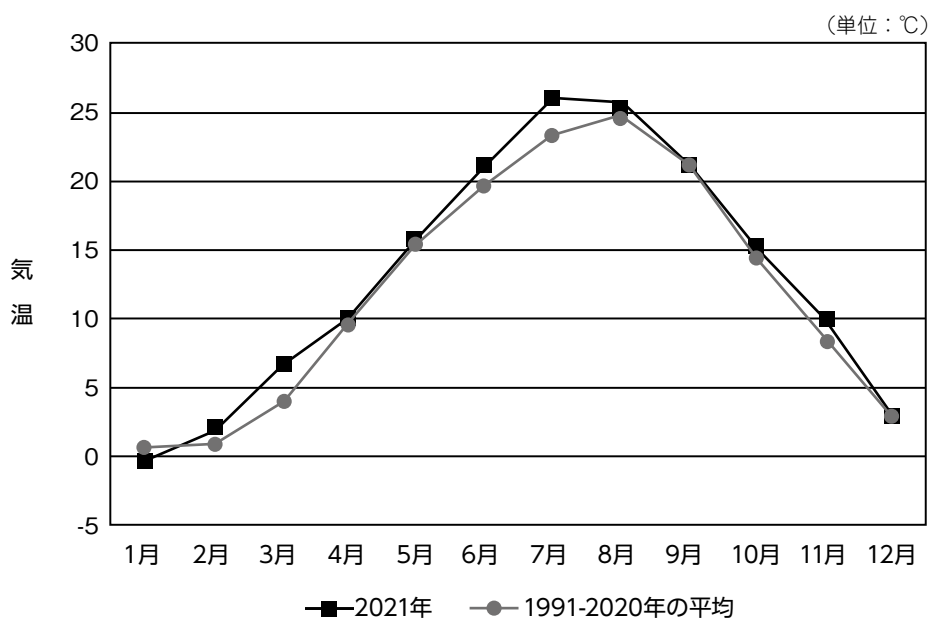
本市の属する日本海側気候は、冬期に北西季節風が強く、降水日数が多くなる特徴があります。近接する秋田市の秋田地方気象台における観測データによると、冬期強風日数（日最大風速 10 m / s 以上）は月に 13 日程度です。平均気温や降水量、日照時間などは次の表の通りです。

令和 3 年	年平均気温	年間降水量	年間日照時間	年平均風速
秋田地方気象台	12.9℃	1,916.5mm	1,755.7h	4.3m/s

資料：気象庁資料に基づき作成

気温は、8月が最も高くなる傾向があり、平均気温は約25℃です。一方、1月は最も低くなる傾向があり、平均気温は0.4℃になります。

平均気温（観測地点：秋田地方气象台）

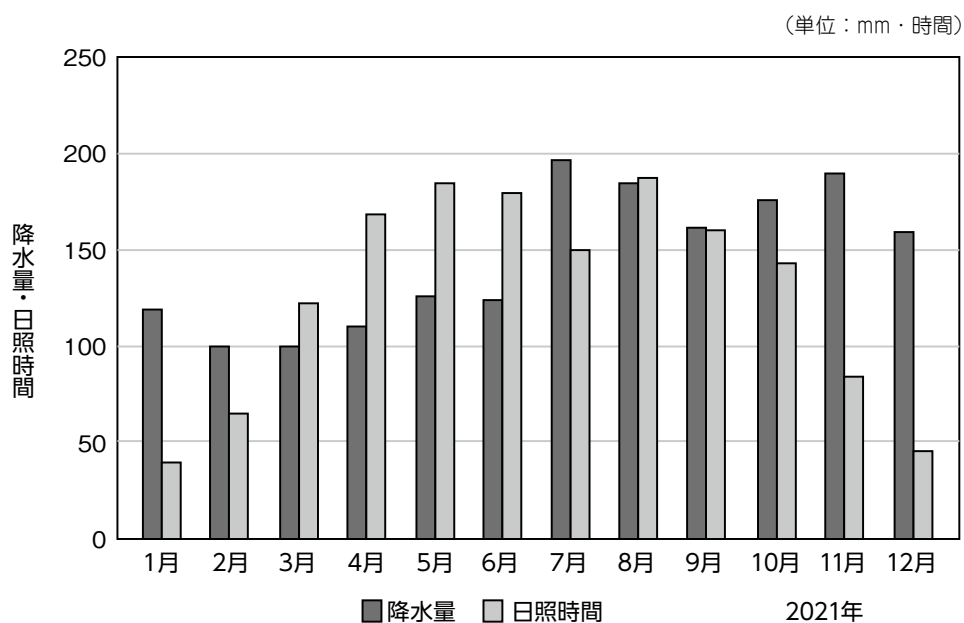


資料：気象庁資料に基づき作成

降水量は、梅雨の時期となる7月が最も多くなります。

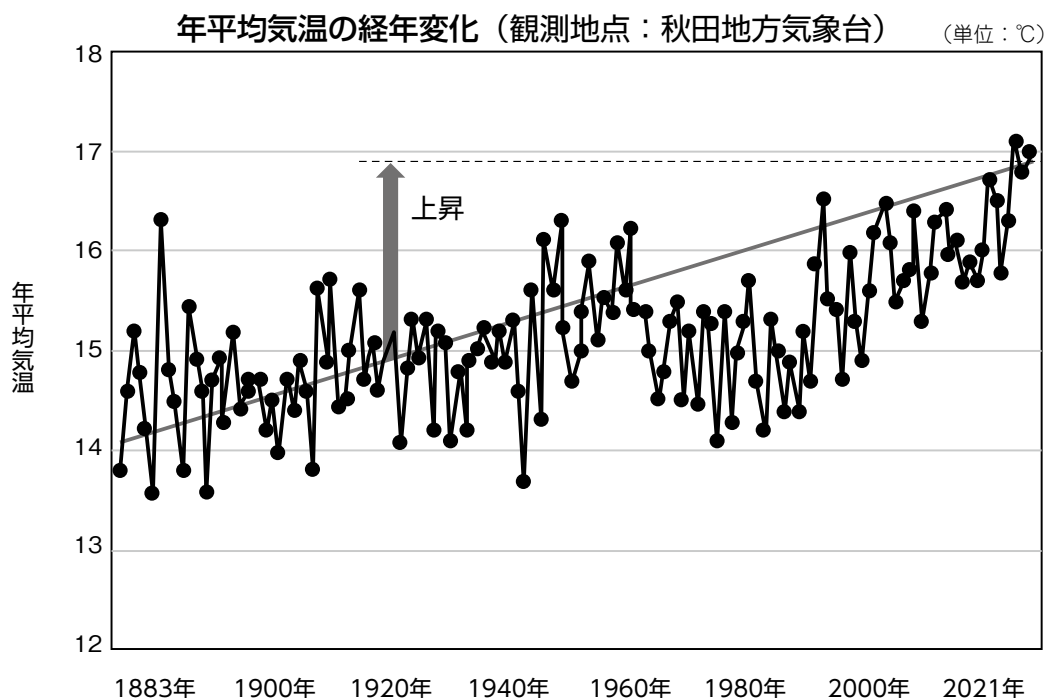
日照時間は、5月及び8月が最も多くなります。一方12～1月が、冬の寒気の影響により雪や曇りの日が多くなるため少なくなっています。

降水量・日照時間（観測地点：秋田地方气象台）



資料：気象庁資料に基づき作成

年平均気温の経年変化をみると、100年あたり2℃近く気温が上昇しており、日本の年平均気温の上昇（1.26℃/100年）3割合よりも大きいとされています。これは、地球温暖化の影響による上昇に加え、都市化の影響を受けているものと考えられます。



資料：気象庁資料に基づき作成

3 人口の推移

(1) 総人口

本市の人口推移は、国勢調査結果でみると、年々減少傾向にあります。

世帯数は、平成17（2005）年から平成22（2010）年では僅かながら減少したものの、全体的には増加傾向にあります。世帯数の増加傾向に伴い、一世帯当たりの人数は減少し、単独世帯、夫婦のみの世帯の増加など世帯の多様化が進行していることがうかがえます。

人口の推移

（単位：人・世帯）

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男（人）	16,936	16,272	15,547	14,967
女（人）	18,878	18,170	17,536	16,753
合 計（人）	35,814	34,442	33,083	31,720
世帯数（世帯）	11,951	11,936	12,023	12,287
一世帯当たりの人数（人）	3.00	2.89	2.75	2.58

資料：国勢調査

(2) 人口構成

人口の構成の推移は、年少人口比率（15歳未満）は平成17（2005）年から令和2（2020）年にかけて減少し続けている一方で、老年人口比率（65歳以上）は増加し続け、少子高齢化が進行しています。また、生産年齢人口比率（15歳～64歳）は減少傾向にあります。

年齢別人口構成の推移

（単位：人・％）

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	人口(人)	割合	人口(人)	割合	人口(人)	割合	人口(人)	割合
年少人口 (15歳未満)	4,926	13.8%	4,247	12.3%	3,720	11.2%	3,272	10.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	22,854	63.8%	21,285	61.8%	18,997	57.4%	17,095	53.9%
老年人口 (65歳以上)	8,034	22.4%	8,909	25.9%	10,340	31.3%	11,218	35.4%
不詳	0	—	1	0.0%	26	0.1%	135	0.4%
合計	35,814	100%	34,442	100%	33,083	100%	31,720	100%

資料：国勢調査

(3) 地区別人口

地区別の人口の推移は、平成17（2005）年から令和2（2020）年にかけて天王地区、昭和地区、飯田川地区の3地区全てで減少傾向にあります。

地区別人口の推移

（単位：人・％）

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	人口(人)	割合	人口(人)	割合	人口(人)	割合	人口(人)	割合
天王地区	22,373	62.5%	21,914	63.6%	21,385	64.6%	21,156	66.7%
昭和地区	8,610	24.0%	8,018	23.3%	7,491	22.7%	6,738	21.2%
飯田川地区	4,831	13.5%	4,510	13.1%	4,207	12.7%	3,826	12.1%
合計	35,814	100%	34,442	100%	33,083	100%	31,720	100%

資料：国勢調査

4 産業

本市の産業別就業者人口は、各産業とも減少傾向にあります。構成比は、第3次産業が増加傾向にあります。

産業別就業者人口の推移

(単位：人・%)

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
1 次 産業	農 業	1,191	946	868	754
	林 業	14	21	23	22
	漁 業	103	68	42	50
小 計		1,308	1,035	933	826
構成比		7.8%	6.7%	6.0%	5.6%
2 次 産業	鉱 業	14	12	19	11
	建設業	2,488	2,048	1,964	1,801
	製造業	2,532	2,183	2,085	1,895
小 計		5,034	4,243	4,068	3,707
構成比		30.2%	27.4%	26.3%	25.4%
3 次 産業	電気・ガス・水道業	61	45	60	59
	情 報 通 信 業	1,104	1,057	920	864
	卸 売 ・ 小 売 業	2,975	2,772	2,677	2,541
	金融・保険・不動産業	319	414	386	398
	サ ー ビ ス 業	5,174	5,316	5,458	5,450
	公 務	598	591	636	556
小 計		10,231	10,195	10,137	9,868
構 成 比		61.3%	65.9%	65.4%	67.5%
分類不能		116	9	352	221
構 成 比		0.7%	0.0%	2.3%	1.5%
合 計		16,689	15,482	15,490	14,622

資料：国勢調査

第3章 | 環境の現状と課題

1 自然環境

(1) 身近な自然における状況

① 耕地、森林の状況

本市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、総面積 97.72km²のうち、農地が 34.30km² (35.1%)、森林 31.41km² (32.1%)、宅地が 8.32km² (8.5%) などとなっており、森林や河川、水田などの身近な自然が多くを占めています。

また、森林は、生きものにとっての生態系の維持、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止やカーボンニュートラル^{*}、並びに脱炭素社会^{*}の実現を目指す上で大変重要であるため、適切な管理と保全が強く求められています。

② 野生鳥獣による被害

人のライフスタイルの変化による里山林の利用の低下や、山際の農地の荒地化によって、イノシシやクマ等の野生鳥獣が人里にまで出没し、農作物や人の生活に被害を及ぼす問題が生じています。

今後は、鳥獣による被害の防止対策を進めつつ、森林環境保全の重要性に着目し、地域の人たちと野生鳥獣が共生できる環境を守るための森づくりを進めることが重要です。

(2) 自然環境の保全

① 里地・里山の保全

近代化された農法の普及や基盤整備により、自然環境が大きな影響を受ける中、農地・水・環境保全向上対策などの取組が進められています。今後も、里地・里山^{*}の環境保全に努めるとともに、農山村地域の農地等が有する多面的機能を市民共有の財産として次世代に引き継ぐため、緑化活動を推進し、良好な里地・里山^{*}の景観保全や地域にある歴史・文化遺産の保全に努めていく必要があります。

【守りたい秋田の里地・里山 50 認定地域】（潟上市）

（秋田県認定）

認定地域	特 徴	主な保全活動組織
金山地域 （飯田川） 令和元年度認定 15.2ha	急傾斜地を含む条件不利地域ですが、地域住民により適正に維持管理された美しい農村風景を眺望することができます。地域農業は水稻主体ですが、花卉栽培（小菊・トルコキキョウ等）に取り組む農家もあり、営農意欲の高い地域でもあります。 農地を保全する地域組織では、草刈りや水路の泥上げ等の維持管理のほか、地域内のクリーンアップや花壇づくり、料理教室等を通じた住民同士の交流活動も行っています。 地域にある「磯前神社」は、地域住民に適正に維持管理されており、毎年5月に豊作祈願祭、11月に収穫感謝祭など伝統と文化を絶やさず守り続けています。	・金山農友会（多面的機能支払交付団体） ・金山集落協定（中山間地域等直接支払交付団体）
草木谷地域 （昭和豊川山田） 令和3年度認定 31ha	地元小学校と、石川理紀之助翁ゆかりの地「草木谷」周辺の里山と下流にある八郎湖の環境保全を目的に、無農薬・無化学肥料で、田植えから脱穀までを昔ながらの農法で1年間通して体験する環境学習を実施しています。また、石川翁や環境活動等に興味のある地域住民に参加を募り、有機栽培による「酒米栽培交流会」を行っています。 周辺が山々に囲まれ、澄んだ空気と清らかな水があふれる美しい里山で、今では貴重種となったカワニナやサンショウウオ等の水生生物が生息するほか、ミサゴやハチグマなどの準絶滅危惧種も飛来しており、自然環境や生きものの観察の学びの場になっています。また、初夏にはゲンジホタルとヘイケホタルが競演し、幻想的な光を放ちながら夜空を舞う姿を鑑賞できます。	・山友会（多面的機能支払交付団体） ・山田地区集落協定（中山間地域等直接支払交付団体） ・NPO法人草木谷を守る会

②ため池の保全

自然を構成する上で、重要な要素となる水については、馬踏川及び豊川の河川をはじめ、各地域にため池が点在しています。今後も、地域の歴史・文化遺産を活用しながら、貴重な自然資源であるため池等の保全活動を推進し、自然環境保全意識の向上に努める必要があります。

③自然環境保全地域の保全

優れた自然環境を保全するために、「自然環境保全法」及び「秋田県自然環境保全条例」により指定した区域で、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域の三つに分類されます。

本市では、自然環境保全地域として出戸湿原（天王）が指定され、「日本の重要湿地 500」（環境省）にも選定されています。市の鳥であるサギが飛来する八郎湖岸の田んぼや川の浅瀬など、多様な自然環境に対応した様々な生物が見られます。自然環境保全地域は、学術的価値や希少性等の観点から保全することを目的に指定されるものです。

身近な生きものの生息環境を保全するためには、周辺的环境への配慮が重要であり、今後も環境に配慮した事業等を推進し、自然の循環機能の維持に努め、豊かな自然と地域の人たちが共生できる環境づくりを進めていく必要があります。

【自然環境保全地域】（潟上市）

（秋田県指定）

指 定 地 域	保護すべき野生動植物の種類
出戸湿原（天王） 野生動植物保護地区 平成 15 年度指定、2.74ha 湿原植物群落	ツルコケモモ、トキソウ、ムジナスゲ、タヌキモ、アギナシ、カキツバタ、ヒメミクリ、ムラサキミズゴケ、イボミズゴケ、オオミズゴケ、ノハナショウブ、コウホネ、サワギキョウ、モウセンゴケ

(3) 生物多様性・自然共生などの環境保全意識の向上

①生物多様性、環境保全意識の向上

地球上には様々な自然の中に、多様な環境に適応して進化した様々な生きものが約 3,000 万種も存在し、相互につながり支えあって生きています。

本市は、湿潤な気候風土を有する自然環境に恵まれ、森林、里地・里山^{*}、河川・湖沼、沿岸域などの多様な生態系を形成し、多様な野生動植物が生息、生育しています。わたしたちの生活は、こうした豊かな生物多様性^{*}がもたらす恩恵（生態系サービス^{*}）のうえに成り立っています。

わたしたちが暮らす上で欠かすことのできない生物多様性^{*}の保全・確保をするため、市民等の自然環境への関心を高め、保全に向けた取組を促進する必要があります。

また、自然の再生、保全とともに生き物との共生を学ぶ体験は大切です。今後、自然に親しめる場所の整備や自然とふれあう観察会を開催するなどの取組を進め、子どもの頃から自然に親しみ、学びながら、自然を守る心を育むことにより、環境保全意識の向上を図る必要があります。

②緑の保全・創出と次世代への継承

人と自然が共生する環境や景観の形成、余暇活動の場の提供など、様々な役割を担っている緑を保全するとともに、新たな緑を創出し、緑豊かな環境を次世代に継承していく必要があります。

③鳥獣保護区の保全

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖と生息環境の保全を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定している区域です。

具体的には、多くの鳥獣が棲む森林や大型の鳥獣の生息地、渡り鳥の飛来地、絶滅のおそれのある鳥獣の生息地、市街地やその近くで鳥獣が生息するのに適しているところなどが指定されます。

このうち、飯田川公園と元木山については鳥獣の生息のために重要な地域として県の鳥獣保護区に指定され、市街地に最も近い自然として広く市民に親しまれ、野鳥の宝庫となっているため、今後も、生息環境の保全に努める必要があります。

【鳥獣保護区】（潟上市）

（秋田県指定）

鳥獣保護区の名称	特 徴
飯田川公園鳥獣保護区 （飯田川地区） 森林鳥獣生息地 300ha （特別保護地区 5ha）	飯田川地区の中心部の東部に位置し、丘陵地帯で広葉樹林、針葉樹林、池沼及び河川が適度に入り込んで変化に富む地域です。 このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリ、タヌキ、ノウサギなど里山に住む多様な鳥獣が生息しています。
元木山鳥獣保護区 （昭和地区） 身近な鳥獣生息地 28ha	市の中央部に位置し、隣接の市街地や水田地帯が広がる中で、樹林帯を持った丘陵地区で、シジュウカラやノウサギなどをはじめとする、里山に住む多様な鳥獣が生息しています。

(4) 八郎湖や河川などの多様な水辺空間を取り巻く課題

本市は、八郎湖や河川などの多様な水辺により、特徴のある地域の景観が形成されています。

これらの水辺空間を有する本市は、市民の快適な生活空間を支えるとともに、水辺の貴重な動植物の生息空間となっています。

一方、長年にわたる本市の重要課題である八郎湖や河川の水質改善については、これまでも重点的に取り組んできました。

八郎湖は、本市の北方に位置しています。干拓前の八郎潟は湖面積約 220km²と国内第2位の面積を有し、平均水深 3m・最大水深 4.5m の比較的浅い汽水湖でした。昭和 32（1957）年に着工した国営八郎潟干拓事業の過程で設置された防潮水門によって淡水化が図られた結果、湖面積約 47.3 km²、平均水深 2.8m・最大水深 10m、貯水容量 132.6 百万 m³の淡水湖となりました。この結果、水質環境に負荷を与える可能性がある農地などが約 13,500ha 増えた反面、浄化能力を持つ湖面積が 1/5 に減少したことになります。

八郎湖には、およそ 20 の中小河川が流入しており、湖水は主に干拓地の農業用水として循環利用されているほか、内水面漁業、釣りなどの親水域等に利用されています。

八郎湖は、干拓事業が完了した後、徐々に富栄養化^{*}が進行し、アオコが大量に発生するなど水質の悪化が問題となりました。

これは、わたしたちの生産活動・日常生活によって流域から流れ込む汚濁負荷が増加したことに加えて、窒素・リンなどの栄養塩類の蓄積によって湖水の富栄養化^{*}が進んだことから、植物プランクトンの増殖などが顕著となり、本来湖が持っていた浄化能力を大きく超えたことを示しているといえます。

平成 19（2007）年には、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼に指定され、八郎湖に流入する汚濁負荷量を削減するため、生活排水、工場・作業場排水、農地からの濁水などの発生源対策や、アオコ対策、湖内浄化対策などの水質改善対策が図られています。

水質の環境基準点の八郎湖湖心（調整池）における令和 3（2021）年度の化学的酸素要求量（COD^{*}）（75%値）は 8.1mg/L と環境基準値の 3 mg/L を上回っています。

八郎湖に流入している河川の生物化学的酸素要求量（BOD^{*}）（75%値）は、豊川は適、馬踏川は不適となっています。

八郎湖及び流入河川の水質に関する代表的な環境基準適合状況の推移

(単位：mg/L)

水域名	水質測定項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
八郎湖 (湖心)	化学的酸素要求量 (COD) 基準：3mg/L 以下	×	8.3	×	6.1	×	7.3	×	9.0	×	6.7	×	8.1
	全窒素 基準：0.6mg/L 以下	×	0.86	×	1.10	×	0.95	×	0.97	×	0.83	×	1.10
	全燐 基準：0.05mg/L 以下	×	0.060	×	0.077	×	0.068	×	0.075	×	0.067	×	0.082
豊 川 (橋)	生物化学的酸素要求量 (BOD) 基準：3mg/L 以下	○	1.8	○	1.3	○	1.7	○	1.9	○	0.8	○	1.3
馬踏川 (橋)	生物化学的酸素要求量 (BOD) 基準：2mg/L 以下	×	2.4	○	1.8	×	3.1	×	4.3	×	2.1	×	2.4

※各年度欄左側は「環境基準」が「適」なら○、「不適」なら×、右側は水質測定値。

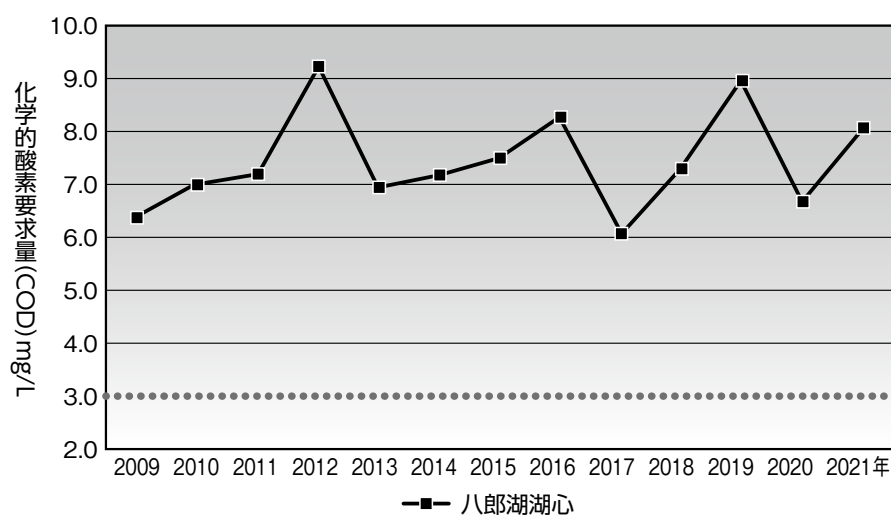
資料：環境白書（秋田県）に基づき作成

次のグラフの、八郎湖湖心における平成 21（2009）年度からの推移をみると、化学的酸素要求量（COD^{*}）（75%値）は、アオコが異常発生した平成 24（2012）年度と、高温少雨等の影響があった令和元（2019）年度に悪化したことを除くと、概ね横ばい傾向を示しています。

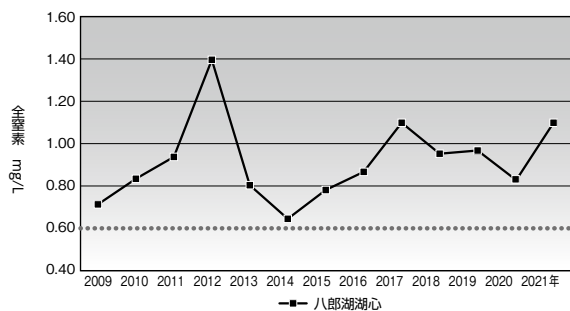
全窒素^{*}は、平成 21（2009）年度以降、上昇傾向が見られ、平成 24（2012）年度は、猛暑、少雨の影響もあり、大幅に上昇しましたが、平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度は低下し、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度は上昇しました。平成 30（2018）年度以降は低下傾向を示しています。

全燐^{*}は、平成 21（2009）年度以降、上昇傾向が見られ、平成 24（2012）年度は猛暑・少雨の影響もあり、大幅に上昇しましたが、平成 25（2013）年度から平成 28（2016）年度は低下し、平成 29（2017）年度以降は上昇、低下を繰り返しています。

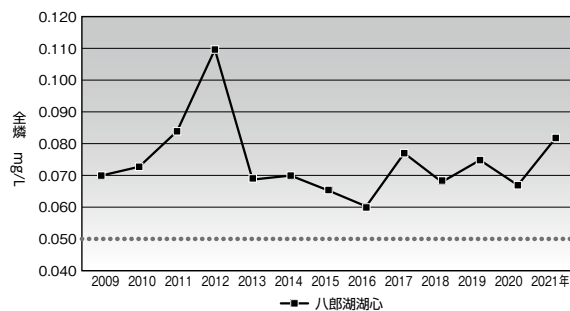
八郎湖の化学的酸素要求量（COD）の推移



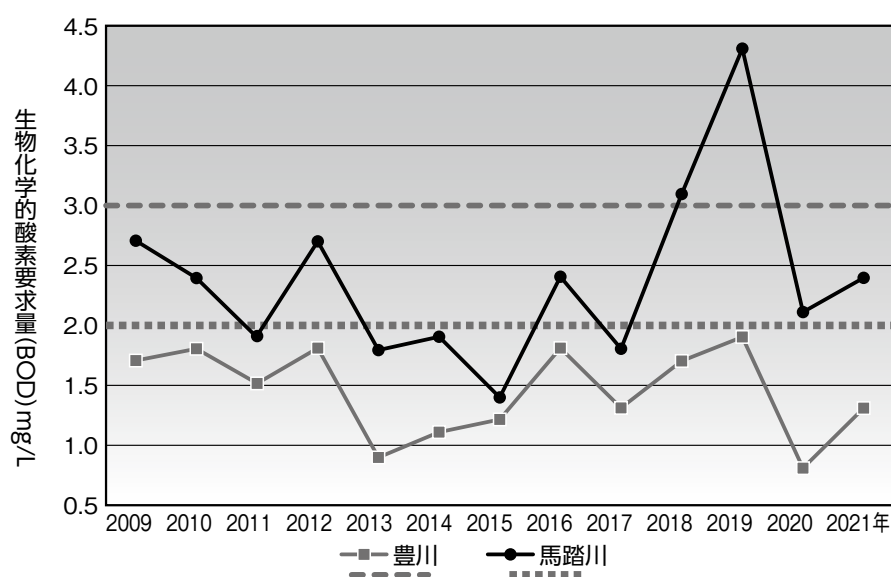
八郎湖の全窒素の推移



八郎湖の全磷の推移



八郎湖流入河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の推移



資料：環境白書（秋田県）に基づき作成

アオコは八郎湖に流入する河川や水路を、流れに逆らって遡上し、気温の高い日や晴天が続くと、腐敗して滞留する状態になります。

平成 23(2011)年度に馬踏川と豊川で生じた腐敗アオコの滞留は、平成 24(2012)年度には飯塚川など比較的小規模な河川・水路を遡上して住宅地周辺に達したほか、井川町や三種町などでも同様の状態となっており、水質の悪化に留まらず、悪臭被害という点からも早急な対応を要する環境問題となりました。

これにより、県では、アオコの河川遡上防止フェンス、馬踏川にはアオコ抑制装置を設置するなどの対策を行っています。また、八郎湖全域でアオコの発生状況を調査し、状況を「見た目アオコ指標」レベル 0～6 に分類しています。

八郎湖の市内 5 調査地点のうちで、レベル 4（膜状に湖面を覆う）以上の状況が見られた日数は、平成 29（2017）年度以降減少しています。

アオコ発生状況（市内 5 地点の指標レベル 4 以上の日数）

（単位：日）

調査地点	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
馬 踏 川 河 口	14	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—
豊川河口				1	—	—	—	—	—	—	—
飯 塚 排水機場	9	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—
天王大崎	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—
塩 口 水路河口	14	1	—	1	5	—	—	1	—	1	—

資料：八郎湖におけるアオコ発生状況（秋田県）に基づき作成



●平成 23 年 8 月下旬：馬踏川（昭和大久保）



●平成 24 年 8 月中旬：飯塚川（飯田川飯塚）

見た目アオコ指標（八郎湖版）

レベル0 : 発生は認められない

レベル1 : 肉眼で確認できない

ネットを引いたり、白いバットに吸んで良く見ると確認できる

レベル2 : うっすらと筋状

レベル3 : パッチ状

アオコが水面全体に
広がり、所々パッチ状
になっている



レベル4 : 膜状

膜状に湖面を覆う



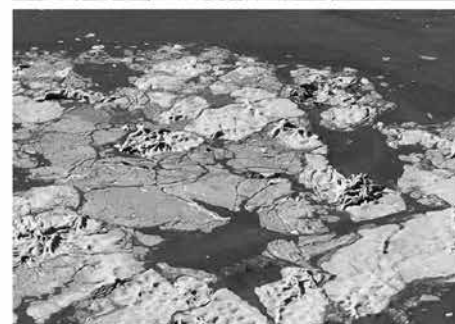
レベル5 : マット状

厚くマット状に湖面を覆う



レベル6 : スカム状

スカム状(厚く堆積し、表
面が白っぽくなったり紫、
青の縞模様になることも
ある)に湖面を覆う。



※この指標は、国立環境研究所が提唱する見た目アオコ指標を元に作成しました。

出典：見た目アオコ指標（八郎湖版）（秋田県）



アオコ抑制装置（左）と河川遡上防止フェンス（右）：馬踏川（昭和大久保）

八郎湖及び河川の水質改善に当たっては、県や流域自治体はもちろん、市民・事業者と連携して取り組んでいく必要があります。

市民一人ひとりの生活や市内全ての事業者の事業活動が、八郎湖や河川の水質環境に負荷を与えていることを自覚するとともに、八郎湖が本市の生物多様性※を支え、豊かな自然の恩恵を与えていることを意識し、真に美しいまちを実現する必要があります。



自走式アオコ対策ロボット

2 生活環境

(1) 大気の状態

大気汚染は、工場や自動車からの排出ガスなど、種々の人間活動に伴い排出される有害な物質の大気中濃度が高くなることにより、人の健康や生活環境に影響を及ぼすものです。

本市の大気の状態は、県が測定局を設置し常時監視等を行っていますが、良好な状態で保全されています。環境基準が定められた大気汚染物質のうち、二酸化窒素や浮遊粒子状物質^{*}の有害大気汚染物質は環境基準を適合しています。

大気に関する環境基準適合状況の推移

測定項目	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	環境基準	測定値	年平均値	環境基準	測定値	年平均値	環境基準	測定値	年平均値	環境基準	測定値	年平均値
二酸化窒素 単位：ppm	適	0.007	0.003	適	0.005	0.002	適	0.005	0.002	適	0.005	0.002
基準 0.06ppm 以下												
浮遊粒子状物質 単位：mg/m ³	適	0.039	0.017	適	0.041	0.017	適	0.044	0.018	適	0.038	0.015
基準 0.10mg/m ³ 以下												

測定局：昭和大久保（令和2年3月末廃止）

資料：環境白書（秋田県）に基づき作成

(2) 水環境

市内には馬踏川や豊川をはじめとする河川や湖沼、水路といった公共用水域が数多く存在し、親水や農業用水等、市民に広く利用されています。県・市ではこれらの公共用水域の汚濁状況を把握するため、定期的に水質を測定しています。

①湖沼・河川の水質

湖沼・河川の水質の状況は、県の公共用水域水質調査によると、八郎湖湖心（調整池）における化学的酸素要求量（COD^{*}）、全窒素^{*}、全リン^{*}ともに濃度が環境基準を超える状況が見られます。豊川（豊川橋）は、生物化学的酸素要求量（BOD^{*}）（75%値）濃度が環境基準を適合し、馬踏川（馬踏川橋）は、環境基準を超える状況が見られます。（P22表「八郎湖及び流入河川の水質に関する代表的な環境基準適合状況の推移」）

良好な水質を維持するため、水質環境調査や事業場の監視指導を徹底するとともに、生活排水や水田・事業場などの汚濁負荷対策を継続する必要があります。

②地下水の水質

地下水の水質の状況は、県の地下水質概況調査によると、令和2（2020）年度の市内の3地点（昭和大久保：一般飲用井戸、天王：生活用水井戸、天王：一般飲用井戸）、令和3（2021）年度の市内の1地点（昭和大久保）において、全て環境基準に適合しています。

③農業用水路・ため池の水質

八郎湖からの水を受けて農業用水に利用する農業用水路3地点と、農業用ため池4カ所の水質の調査を市で実施しています。

化学的酸素要求量（COD^{*}）については、令和4（2022）年度の水路、ため池において、塩口水路を除き農業用水基準を超える状況が見られます。

電気伝導率^{*}については、塩口水路及び高野堤において農業用水基準を超える状況が見られます。

なお、農業用水基準は、水稻の正常な育成のために望ましい水質を示す指標であり、基準値を上回ったことにより、すぐに農作物に被害が及ぶものではありません。農作物に対する被害の程度は、農地の立地条件など様々な要因によって大きく変化することから、定期的かつ継続的に調査を実施し、監視していく必要があります。

農業用水路・ため池水質調査結果及び適合状況の推移

（単位：mg/L、mS/m）

調査地点		水質測定項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
水 路 (天王)	塩 口 水 路	化学的酸素要求量（COD）	×	6.2	×	7.9	×	7.1	×	6.8	○	5.8
		電気伝導率	×	62	×	81	×	78	×	71	×	79
	中干潟承水路	化学的酸素要求量（COD）	×	7.1	×	11.0	×	7.5	×	7.6	×	7.7
		電気伝導率	○	20	×	31	○	20	○	20	○	20
	天 塩 承 水 路	化学的酸素要求量（COD）	×	7.1	×	10.0	×	7.4	×	8.4	×	6.9
		電気伝導率	○	21	○	28	○	21	○	24	○	21
た め 池	鞍掛沼（天王）	化学的酸素要求量（COD）	×	9.6	×	17.0	×	9.8	×	12.0	×	17.0
		電気伝導率	○	21	○	26	○	21	○	23	○	20
	長沼（天王）	化学的酸素要求量（COD）	×	7.4	×	12.0	○	4.4	×	6.1	×	8.3
		電気伝導率	○	16	○	13	○	10	○	16	○	12
	高野堤（昭和）	化学的酸素要求量（COD）	×	7.1	×	11.0	×	8.1	×	7.6	×	8.7
		電気伝導率	×	31	×	53	×	41	×	33	×	40
	大堤（飯田川）	化学的酸素要求量（COD）	×	6.5	×	10.0	×	6.5	×	13.0	×	11.0
		電気伝導率	○	15	○	15	○	14	○	16	○	13

※各年度欄左側は「農業用水基準」が「適」なら○、「不適」なら×、右側は測定値

※化学的酸素要求量（COD^{*}）：農業用水基準値：6mg/L 以下

※電気伝導率：農業用水基準値：30mS/m 以下

④生活排水対策

本市の生活排水処理人口普及率は、令和4（2022）年3月末現在で97.8%（公共下水道94.1%、農業集落排水2.6%、合併処理浄化槽1.1%）と秋田県平均の88.9%、全国平均の92.6%に比べて高い状況となっています。

一方で、本市の人口約3万2,000人のうち、約3,500人が生活排水を未処理のまま公共用水域に放流しているのが現状であり、水質汚濁の一因となっています。

⑤水道水源保護

本市の水道は、全て地下水を水源としております。水道に関わる水質の汚濁を防止し、清浄で安定的な水を確保するため、その水源の保護及びかん養を図り、住民の生命と健康を守ることを目的に、「潟上市水道水源保護条例」を策定しました。

この条例に基づき、水道水源の水質水量を保全するため、水源保護地域を指定しています。

水源保護地域内で廃棄物処理業、砂利採取業、水質を汚濁させ、又は水源取水量に影響をおよぼすおそれのある事業を行う場合は、事前の協議が必要です。

(3) 騒音・悪臭

①工場・事業場、建設作業による騒音、悪臭

工場や事業場を発生源とする騒音や振動、悪臭については、周辺住民の居住環境に影響を与え、トラブルとなる事例があります。

こうした身近な環境問題への迅速な対応を行うとともに、地域における適正な土地利用や生活マナーの向上を図り、快適で住みよい生活環境の確保に努める必要があります。

また、工場や事業場に対する監視と適切な指導を行い、騒音や振動の指定区域の見直しなどを慎重に検討しつつ、総合的な防止対策を進め、環境への負荷の低減に努める必要があります。

②自動車騒音

自動車騒音の状況を把握するため、毎年騒音測定を市で実施しており、騒音に係る環境基準は、自動車交通量の多い主要幹線道路沿いの一部の区間を除き、概ね達成しています。

自動車騒音測定結果

測 定 年 度				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
測 定 場 所				天王字上江川	飯田川下虻川	昭和大久保	天王字二田
路 線 名				国道101号	秋田昭和 飯田川線	国道7号	男鹿昭和 飯田川線
道路近傍騒音	車道からの距離		m	5.2	2.2	5.0	1.7
	等価騒音レベル	昼間	dB	72	66	72	63
		夜間	dB	65	58	66	55
背 後 地 騒 音	車道からの距離		m	52.2	48.2	50.0	47.0
	等価騒音レベル	昼間	dB	60	48	56	43
		夜間	dB	54	41	47	41
交 通 量	12時間交通量	昼間	台	20,376	7,812	16,776	6,120
		夜間	台	2,016	720	1,980	324
環境基準達成率	全 体 % (基準値以下戸数／対象体戸数)			100.0 (66／66)	100.0 (450／450)	95.0 (134／141)	100.0 (518／518)

※「幹線交通を担う道路に近接する区域」に係る基準値 昼間：70dB、夜間：65dB

(4) 空き家・空き地

ライフスタイルの多様化により、核家族化や高齢者の一人暮らしの増加に加え、人口減少を伴う少子高齢化が加速したことにより、使用されていない住居等が年々増加すると考えられます。

自治会や住民からの空き家の情報により調査を実施し、令和5（2023）年1月末現在の市内の空き家の登録状況は764軒で、そのうち、特に適切な管理がなされていない危険な状態である空き家（特定空家等）は184軒となっています。

特定空家等については、老朽化若しくは強風などによって倒壊又は建築資材などが飛散し、人の生命・身体・財産に害を及ぼすおそれ（防災）、害獣や害虫が発生、または雑草が隣地境界を越えて繁茂するおそれ（衛生）、不特定の者が侵入して、犯罪・失火・不法投棄の場となるおそれ（防犯）、景観の阻害等多くの問題をかかえており、こうした空き家を少しでも減らしていくことが課題であり、状況の把握と空き家への対策が必要となります。

空き地についても、適正な管理がなされずに放置された場合、雑草や雑木が繁茂して害獣や害虫の発生する（衛生）、不法投棄の場となる・放置された可燃物によって火災のおそれがある（防犯）など、周辺に被害を及ぼす可能性があります。

本市では、住民の生活に悪影響を及ぼす空き家について、自治会や近隣住民の情報をもとに所有者または管理者を把握し、是正するよう助言・指導を行っています。

しかし、空き家は個人の財産であることから、所有者等の理解を得ることができない場合においては、適正な管理がなされないケースもあります。

空き家は、防災や衛生、景観など様々な面で近隣の住民に悪影響を及ぼすだけでなく、本市の安全安心なまちづくりを阻害する一因にもなりうるため、所有者等による適切な管理がなされる必要があります。

また、現在、適切に管理されている空き家や現住家屋についても、今後、放置空き家となる可能性があることから、将来の放置空き家を増やさないようにすることも重要です。

(5) 生活環境に関する苦情・相談

生活環境に関する苦情・相談件数は令和元（2019）年度で86件、令和2（2020）年度で121件、令和3（2021）年度で148件で、年々増加しています。

苦情・相談の種類別では、空き地の草木などの土地保全に関するものが最も多く、次に空き家に関するものとなっています。その他に、作業場の騒音・悪臭・振動、不法投棄、犬猫（糞害、餌やり）、病虫害（毛虫）、屋外燃焼行為（野焼き）などがあります。

苦情・相談の処理については、現地調査等を行い、原因者に対して改善措置を依頼するなどの解決に努めています。

これらは、近隣関係の希薄化やマナー、モラルの低下等の自己中心的な風潮が大きな要因と考えられます。

市民一人ひとりの生活におけるマナー、モラルを意識し、近隣の生活環境へ配慮することで、都市生活型公害などを減少させていく必要があります。

(6) 都市環境

本市は、秋田市に隣接する都市として成長を続けてきましたが、近年では人口が減少傾向を示し、都市としての成熟期を迎えつつあることから、環境との共生を図りながら、暮らしにゆとりや潤いを実感することのできる都市環境を目指していかなければなりません。

今後は、地域への自然の配慮、緑や水辺に親しめる空間の創出、先人が築き上げてきた歴史・風土への配慮や活用を促すとともに、効果的なまちづくりを進めながら、都市の快適性や魅力を高め、都市環境の質を向上する必要があります。

3 資源循環

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するとともに、気候変動、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性^{*}の破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

近年では、資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、世界においては、一方通行型の経済社会活動「線型経済^{*}」から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済^{*}」への移行が求められています。

こうした背景により、国では、平成 13（2001）年 1 月に定められた「循環型社会形成推進基本法」に基づき、平成 30（2018）年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、高齢化社会や頻発する災害などを考慮しつつ、環境面、経済面、社会面における統合的な取組が進められています。特に、プラスチックについては、加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品に利用されている一方で、廃プラスチックの有効利用率は低く、さらには海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な課題となっています。

ごみ減量、リサイクルの取組をさらに強化するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成を構築する必要があります。

（１）ごみ問題の発生

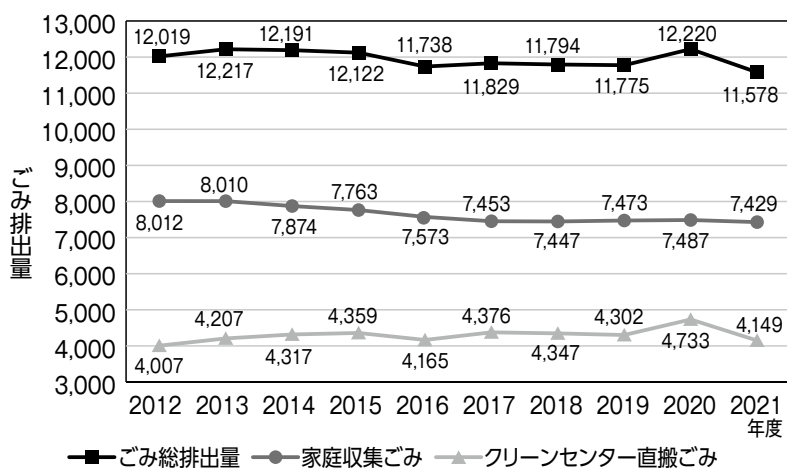
わたしたちの身近な問題であるごみ問題は、不法投棄の増加や最終処分場の逼迫といった身近なものだけにとどまらず、ごみ焼却時における、温室効果ガス^{*}である二酸化炭素の発生など、その影響が地球規模に及ぶ大きな問題となってきています。

ごみ問題は、わたしたち一人ひとりが豊かな生活を求めた行動、すなわち大量購入・大量消費型、使い捨て型のライフスタイルの結果、自然循環の中で対処しきれない膨大な量のごみが生じたことにより発生したものです。

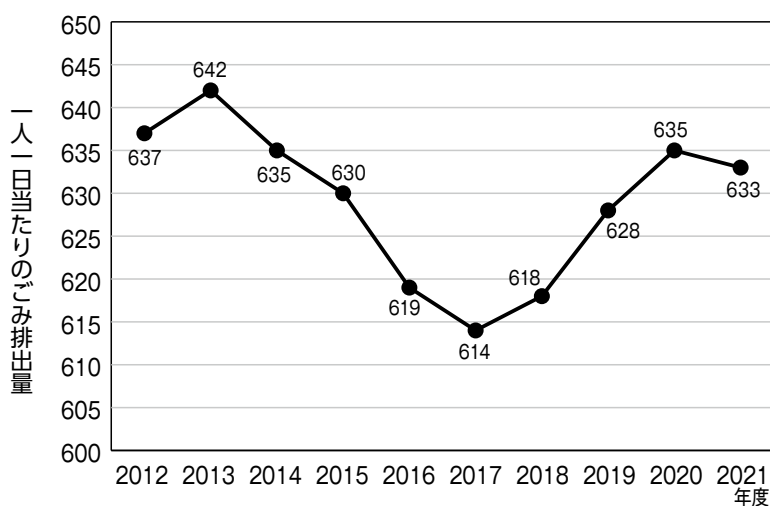
（２）ごみの排出量

本市のごみの排出量及び 1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量は、平成 25（2013）年度以降減少または横ばい傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により令和 2（2020）年度は増加に転じました。

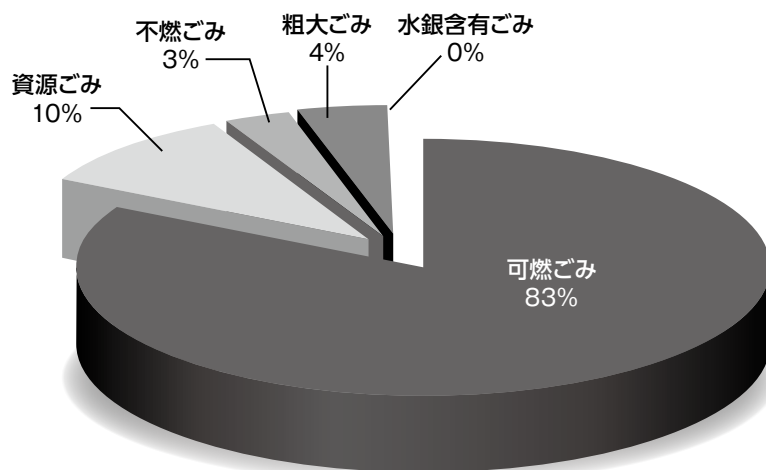
ごみの排出量の推移 (単位：t)



1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移 (単位：g)



令和3（2021）年度の種別ごみ排出量の割合



排出されたごみの中には、食べ残し等の「食品ロス^{*}」や古紙類等のリサイクル可能な物が多く含まれています。このため、今後も引き続き、さらなる減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組を進める必要があります。

種類別ごみ排出量の割合をみると、可燃ごみが83%、資源ごみが10%などとなっています。

(3) ごみの分別収集、減量化、資源化

本市のごみの分別は、10種類のごみ収集・資源化を行い、併せて、小型家電類の回収ボックスを設置してリサイクルを推進しています。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく「分別収集計画」を策定し、分別収集体制の充実を図っています。このうち、びん、缶及びペットボトルについては分別収集が進んでいますが、プラスチック容器については分別収集が進んでいない状況です。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年4月に施行され、市町村はプラスチック製容器包装も含め、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。本市においてもごみの減量化を図るため、現在行っているペットボトル以外の容器包装廃棄物（白色トレイ、カップ麺容器・緩和材など）やプラスチック使用製品廃棄物（硬質プラスチックなど）の分別収集に向け検討する必要があります。

また、プラスチック製品等の排出抑制や使用後の分別、海洋プラスチック問題などへの意識啓発等に取り組む必要があります。

(4) 循環型社会と3R

資源の循環を無視した活動を続けると、いずれは資源が枯渇し、現在の社会経済システムも破綻してしまい、将来の世代に良好な環境や快適な暮らしをつなげていくことができなくなるため、持続的発展が可能な循環型社会の構築を図る必要があります。このため、わたしたちの身近な生活の中での行動が、ごみ問題の誘因となっていることを、一人ひとりが深く認識し、わたしたちが心をつにし、一丸となって3R^{*}の徹底、中でも特に遅れている2R^{*}の強化など、身近なこと、できることから取り組んでいく必要があります。

わたしたちの日常の生活様式を見直し、必要なものを必要な分だけ購入する、分別を徹底し資源化に心掛ける、ごみを極力減らすなど、環境に優しいライフスタイルへ転換していく必要があります。

(5) 廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止

不法投棄の早期発見や野外焼却（野焼き）等の周辺環境に影響を及ぼす可能性のある不適正処理の防止のため、監視・指導体制の強化を図るとともに、意識啓発に取り組む必要があります。

(6) 廃棄物処理体制の確保

ごみ処理施設の整備については、既存の廃棄物処理施設の機能を効率的に維持し、本市の人口減少下にある状況を踏まえ、施設更新等のタイミングを捉えて、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化を進めていくことが必要です。



自然環境への負担を抑えるための「3R」

Reduce （リデュース）	=	（廃棄物を）減らす
Reuse （リユース）	=	再使用する
Recycle （リサイクル）	=	再資源化する

廃棄物の扱いに関する、Rを頭文字とする3つの取組をまとめて「3R※」といいます。Rの1つ目、「リデュース（Reduce）」は、もともと「減らす」という意味の英語で、廃棄物の発生を減らすことをいいます。身近な例では、買物の際にあらかじめエコバッグなどを用意して、廃棄物にされやすいレジ袋を使わないようにする取組がその一つ。ただ普通に生活や生産活動を続けていけば、廃棄物を完全になくすことは現実的ではありません。

そこで、2つ目の「リユース（Reuse）」があります。まだ使えるモノは繰り返し使うという取組です。

そして3つ目の「リサイクル（Recycle）」は、廃棄物からまだ使える部分を取り出して再資源化することです。古新聞や古雑誌からパルプを再生し、それを材料にして段ボールやトイレットペーパーなどを作ることもリサイクルです。



出典：政府広報オンライン

4 地球環境

(1) 気候変動

① 社会経済活動と地球環境問題

特に先進国での活発で大規模な社会経済活動や、大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て型のライフスタイル・システムは、気候変動、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、海洋プラスチックごみ汚染をはじめとした資源の不適正な管理、生物多様性^{*}の損失などの、様々な地球環境問題を発生させ、人類の生存そのものを脅かすに至っています。

これらの問題は、いずれもわたしたち一人ひとりの生活や今日の経済・社会システムと深く関わっており、グローバルな課題であると同時にわたしたちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあります。

将来世代に良好な環境を継承していくためには、一人ひとりが世界的な環境問題の原因の一端を担っていることを自覚するとともに、これを郷土の問題として意識し、問題解決のために積極的に取り組むことが必要です。

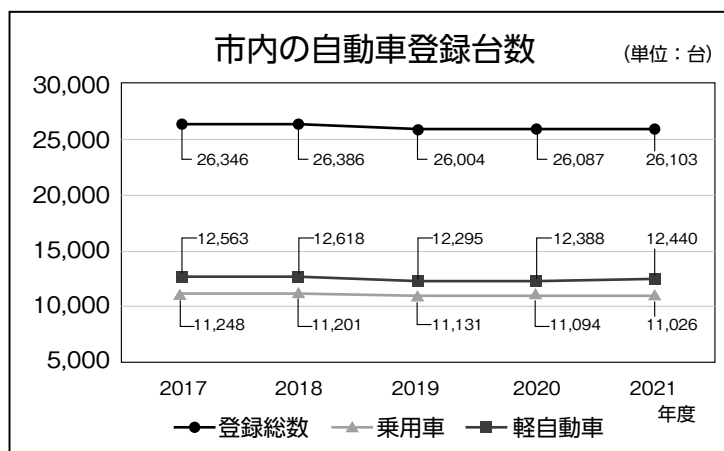
② 温室効果ガス削減に向けて

市内の自動車登録台数は、令和3（2021）年度で2万6,103台、うち乗用車が1万1,026台、軽自動車が1万2,440台と過去5年間横ばいで推移しています。

全国的に、低公害車は、近年大幅に増加し、地球温暖化防止への意識が高まっています。市レベルにおいても、カーボンニュートラル^{*}の考え方のもと、カーボンオフセット^{*}などの温室効果ガス^{*}の削減に向け、低公害車の導入などの取り組みがより一層必要となってきています。

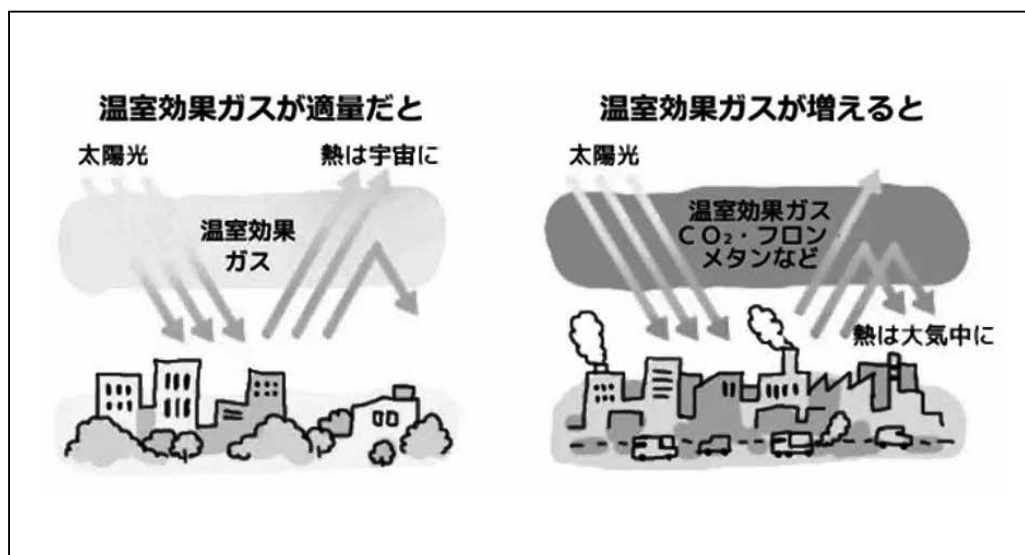
地球環境問題の最重要課題である温室効果ガス^{*}の排出量を減らすために、市民・市民団体・事業者・市（行政）がそれぞれの立場で行える活動を着実に実施していくことが重要であり、各主体間の連携・協働をさらに強化することで環境保全活動を効果的に展開し、環境負荷の少ないまちづくりを目指す必要があります。

地球環境問題は、自覚と責任により解決すべき問題です。わたしたちは、この



資料：秋田県市町村別保有車両数（東北運輸局）に基づき作成

認識をより一層高め、環境負荷低減に向けた行動をさらに実践していくとともに、家庭や地域、さらには職場内での連携により、温室効果ガス^{*}削減等に向けた行動・活動効果を高めていくことが望まれます。



出典：資源エネルギー庁

③地球温暖化対策の推進

令和 32 (2050) 年までに温室効果ガス^{*}の排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル^{*}、脱炭素社会^{*}の実現を目指し、その実現に向け、温室効果ガス^{*}の排出抑制、省エネルギーの推進、森林等の吸収源対策、フロン類^{*}対策の推進など、地球温暖化対策を推進する必要があります。

④エネルギー使用量の抑制

二酸化炭素排出量は、節電や省エネルギーの取組が浸透してきたことなどにより減少していますが、脱炭素社会^{*}の実現に向けて、住宅・建築物の高断熱・高气密化の導入拡大等に向けた取組を強化する必要があります。

⑤脱炭素エネルギーへのシフト

脱炭素社会^{*}の実現に向けて、石油・石炭などの化石燃料から再生可能エネルギー^{*}への転換や、貯蔵・運搬が可能な水素エネルギーの利用拡大が必要です。

本市では、天王地区などにメガソーラー発電事業を展開し、各事業者で遊休地を利活用した太陽光発電事業が進んでいます。

また、風力発電事業として、事業者が本市海岸沿い保安林内に風力発電を設置し稼働しています。さらに、潟上市・秋田市・男鹿市の海域に大規模な洋上に設置する風力発電事業が計画されています。

⑥二酸化炭素（CO₂）吸収源の確保

石油・石炭など化石燃料による火力発電やガソリン車の使用など、二酸化炭素の人為的な発生源による排出量と森林等による二酸化炭素吸収量との均衡を図るため、十分な二酸化炭素吸収源を確保する必要があります。

⑦気候変動影響への適応

IPCC^{*}報告書でも、今後、地球温暖化に伴い、気象災害のリスクがさらに高まると予測されており、これまでの温室効果ガス^{*}の排出削減対策（緩和策^{*}）と併せて、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策^{*}）を講じることが求められています。

また、気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラ^{*}等を活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。





気候変動の緩和策と適応策



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(2) 海洋汚染

近年、海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチック*が生態系等に与える影響について、地球規模の環境問題として世界的に関心が高まり、国際的な連携の下で取り組むべき喫緊の課題となっています。

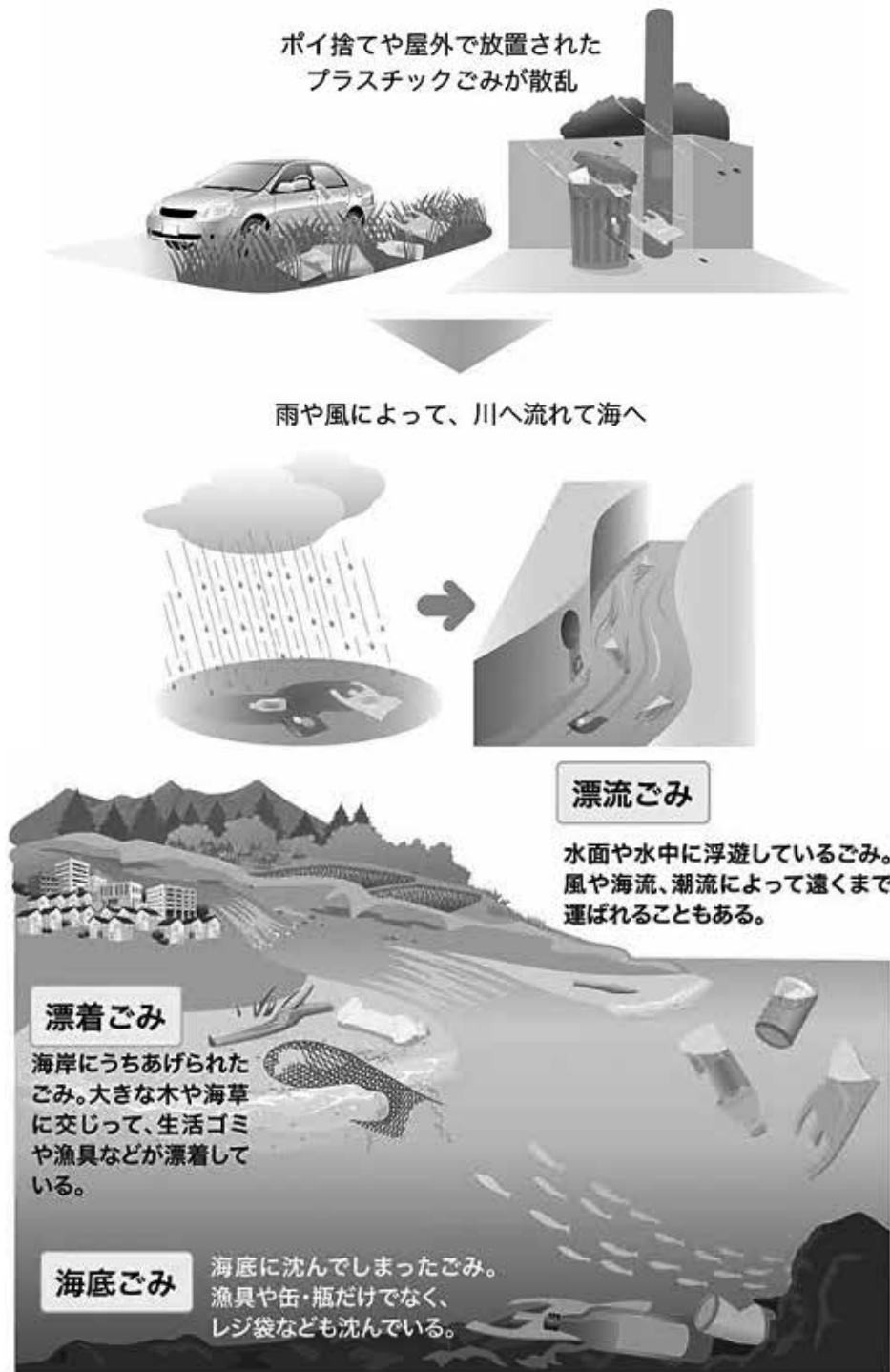
プラスチック廃棄物は、不法投棄などにより、河川や海に流出します。これがマイクロプラスチック*となり魚類や海洋生物に取り込まれ、生態系の維持に悪影響を及ぼすことが世界的に懸念されています。

海岸管理者の県では、地元市町村等の各主体の連携・協力による海岸漂着物等の回収・処理や全県規模での海岸漂着物等の発生抑制・普及啓発などの取組を推進してきましたが、依然として海岸には年間を通じて大量のごみ等が漂着しており、海岸の景観や環境、地域住民の生活や地域の経済活動に影響をもたらす深刻な問題となっています。

これら海洋に流出するごみは、市街地をはじめ、森林、農地等から水路や河川

を經由するなどして海域に流出します。台風や大雨による洪水や土砂災害によって流木等が漂着する場合もあるものの、日常生活に伴って発生するごみが海岸等に漂着することによって生ずるものも多く含まれています。

そのため、沿岸地域のみならず、内陸地域を含む全県規模において、市民、事業者、民間団体、関係機関、行政の全ての主体のパートナーシップによるプラスチック類を含む廃棄物の発生抑制、適正な処理による流出の防止、環境美化活動や市民の意識醸成を図る取組などを推進する必要があります。



出典：政府広報オンライン

5 市民協働

(1) 環境教育、環境学習

環境教育においては、子どもが身近な環境に対して体験を通して働き掛けることを基盤とします。

学校における体験活動が学びの土台、出発点となり、感性を働かせ、問題解決を促進し、身近な環境への興味・関心を高め、知の実践化を確かなものにしていきます。

小学校での体験活動を基盤とした環境教育の学習を基にして、中学校では、思考・判断・表現を伴った活動が深まり、広がりながら実践されています。例えば、小学校で話し合った環境保全の取組を、中学校では生徒会から全校に呼び掛けたり、地域に働き掛けたりすることにより、環境保全活動を実践的に深めていくことができます。

このように、環境教育の推進・充実を図っていくためには、子どもの発達段階に応じて、次の学校段階への円滑な接続を考えることが大切です。

本市においては、校舎外の清掃やリサイクル活動、ごみ処理、八郎湖水質など環境教育に関する体験活動が多く的小学校で行われています。

環境保全活動の基盤となる環境教育を推進するため、市民が、幼児期からその発達の段階に応じ、あらゆる場と機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深める必要があります。

【活動の紹介】

■「環境とふれあう日」の取組と標語の募集

市内6つの小学校に対し、毎年、家族や友達と身の回りにある「環境」について考え、話し合いの時間をつくる「環境とふれあう日」の取組を行っています。その活動などを通じて「みらいの潟上市の環境を守るための標語」を募集し、「潟上市の環境を考える市民会議」において標語の審査を行い、入賞作品に表彰をしています。

令和元年度 応募 706 点	最優秀賞	緑豊かな潟上は あなたの心で守ろうよ
	優 秀 賞	みんなのふるさとを 緑と光が 降るさに
		STOP! そのポイ捨ては 川と心をよごすもの
		ふるさとの きれいな自然 次の世代のプレゼント
		ごみゼロで わたしの町は 住みやすい
		ゴミ拾い! キレイな砂浜 守ろうよ

令和2年度 応募 476 点	最優秀賞	ポイ捨ては 心と環境 よごすもの
	優 秀 賞	続けよう 未来へつながる ごみ拾い
		自ぜんを守ろう！ 一人じゃなくて、みんなの心で!!
		守りたい！ 潟上の自然、生き物、笑顔
		エコバック持って 地球を守ろうよ。
		守ろうよ 自然あふれる 潟上を
令和3年度 応募 281 点	最優秀賞	感謝して 食べて減らそう 食べ残し
	優 秀 賞	エコ活動 未来に届ける おくり物
		一人一人が考える 自然を守る思いやり
		潟上市 未来を守る S D G s
		未来へと 1つのごみでも 拾いましょう
		かんしゃして 未来へつなごう 青い海
令和4年度 応募 428 点	最優秀賞	リサイクル 未来の投資 はじめよう!!
	優 秀 賞	未来へと お手本みせる エコ活動
		ごみひろい ちいさなきづき 大きなこうか
		ゴミじゃない 分けて出したら 資源だよ
		節電で 未来の明るさ たもとうよ
		潟上市から始めよう みんなでいっしょに 3 R

■ごみ処理の学習

市内小学生が、潟上市クリーンセンター（一般廃棄物処理施設）を見学し、ごみの処理、分別、リサイクルについて学習を行っています。



■八郎湖の環境学習

市内小学生が、八郎湖湖岸の水草の植付けや植生再生地点の観察、ビオトープ（自然や生き物の観察をする水槽）の管理などの野外学習を行っています。



出典：特定非営利活動法人 はちろうプロジェクト

(2) 自主的行動の推進

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を生み出す社会経済システムは、わたしたちの日常の生活を豊かで快適なものにする一方で、地球温暖化などの地球規模の環境問題の原因にもなっています。

もし、このまま地球温暖化が進行すると、気候変動による熱波や大雨の発生が増加し大規模な森林火災や河川の洪水など自然災害のリスクが増え、生態系、食糧、感染症問題など、人類の生存基盤にも大きな影響を及ぼしかねない問題となることが予想されています。

このような現状を市民、事業者、民間団体、行政それぞれが認識し、これまでの社会経済システムやライフスタイルから脱却し、わたしたち一人ひとりが自主的・積極的に環境に配慮した行動を実践し、環境に負荷の少ない循環を基調とした持続可能な地域社会に変えていくことが求められています。

市内では、こうした問題を直視する市民、民間団体などによって様々な環境保全活動が行われていますが、その多くは、特定の人や限られた地域での活動にとどまっているのが現状です。

地球温暖化をはじめとした環境問題に対し、自主的・積極的に環境に配慮した取組を実践する必要があります。

また、環境保全に関する取組は、市民、事業者、民間団体、行政の全ての主体が、人材や情報を共有し、パートナーシップによる活動を推進し、より一層効果的な活動とする必要があります。

第4章 | 環境目標

1 目指すべき環境像

本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、目指すべき環境像を

自然と暮らしが調和する持続可能なまち かたがみ

と定めます。

わたしたちが生活する潟上市は、海、八郎湖、河川、そして緑あふれる田園など、豊かな自然に恵まれています。

環境の恵みを将来にわたって受け継いでいくためには、地球にやさしく持続可能な社会を目指していかなければなりません。そして、わたしたち市民の暮らしが永続的に守られ、環境の恵みを将来にわたって受け継いでいくためには、わたしたちを取り巻く自然と共生していくことが必要不可欠です。

一方で、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の深刻化は進み、地球環境保全に資する技術革新を進めつつ、地球に生きる一人ひとりのより一層のライフスタイルの見直しにより、環境への負荷を減らすことが求められています。このことが、地球にやさしい持続可能な社会の構築に結び付き、かつ本市の次世代の子どもたちが快適に過ごせるまちの実現への一歩につながります。

これらのことから、『自然と暮らしが調和する持続可能なまち かたがみ』を、本計画における目指すべき環境像として、市・市民・事業者の三者協働による環境の保全と創造に向けた取組を展開していくこととします。

また、近年の環境問題を取り巻く社会情勢を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献も踏まえながら、進行管理のもと着実な施策の展開を図っていくこととします。本計画に基づく取組が、SDGs に資する取組であることを市・市民・事業者の各主体が認識し、本市における地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進するものとします。

2 計画の体系

第1次計画および現状と課題を踏まえ、重点的な取組として、3つの「取組の柱」を設定します。

環境像

取組の柱

行動方針・基本施策

自然と暮らしが調和する持続可能なまちかたがみ

取組の柱1

地球環境

気候変動に
適応したまち
(脱炭素社会)
を目指して

1. 1 地球規模で考え、できることから行動しよう
 - 日常生活、事業活動における行動の促進
1. 2 脱炭素社会の実現に向けた取組をはじめよう
 - 脱炭素社会の実現に向けた行動の推進
 - エネルギー対策の推進
1. 3 気候変動に適応したまちをつくろう
 - 自然災害対策の推進
 - 気候変動に適応した健康対策の推進

取組の柱2

資源循環

生活環境

健康で安心して
暮らせる
循環型社会を
目指して

2. 1 ものを大切にし、ごみを少なくしよう
 - ごみの発生抑制、資源化及び適正処理の推進
 - ごみの不法投棄の防止
2. 2 公害のないまちをつくろう
 - 大気・水質環境の保全
 - 騒音・振動、その他公害、環境問題の防止
2. 3 快適で潤いのあるまちをつくろう
 - 美しいまちなみの保全と創出
 - 歴史・文化の保全

取組の柱3

自然環境

水と緑を守り、
多様な生物と
共生できる
まちを目指して

3. 1 水と緑を守り、育てよう
 - 八郎湖や河川などの水辺の保全と創造
 - 里山、山林の緑の保全と創造
3. 2 八郎湖をきれいにしよう
 - 八郎湖の水質改善の推進
3. 3 生物多様性を保全しよう
 - 生物の保全と生育・生息空間の確保

計画の体系の取組の柱と SDGs との関連性は第5章のとおりです。



SDGs（エス・ディー・ジーズ・持続可能な開発目標）とは？

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中核をなすものとして持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）を提示しています。

SDGs は、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、全ての国連加盟国が令和 12（2030）年までに取り組む持続可能な開発を目指すための 17 分野の目標（ゴール）のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

これを受けて、我が国においても、平成 28（2016）年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取組を推進するようになりました。

SDGs は、環境、健康、教育、貧困、経済、都市づくりなど多岐にわたった視点で「持続可能な開発」を目指すものですが、持続可能な開発を実現するための課題は、特に環境問題の解決との結び付きが強く、本市における環境保全や創造を推進していくことによる SDGs の目標への貢献を示していくことが求められています。

世界を変えるための 17 の目標

1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ 信頼できる持続可能な 近代的なエネルギーへの アクセスを確保する	8 働きがいも 経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な 経済成長及びすべての人々の 完全かつ生産的な雇用 と働きがいのある人間らしい 雇用を促進する
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の 基盤をつくろう 強靱（レジリエント）な インフラ構築、包摂的かつ 持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの 推進を図る	10 人や国の不平等を なくそう 	10. 人や国の不平等を なくそう 国内及び各国家間の不平等 等を是正する
11 住み続けられる まちづくりを 	11. 住み続けられる まちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レ ジリエント）で持続可能な 都市及び人間居住を実現する	12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費生産形態 を確保する
13 気候変動に 具体的な対策を 	13. 気候変動に 具体的な対策を 気候変動及びその影響を 軽減するための緊急対策 を講じる	14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、 海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも 守ろう 	15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、 持続可能な利用の推進、 持続可能な森林の経営、 砂漠化への対処ならびに 土地の劣化の阻止・回復 及び生物多様性*の損失を 阻止する	16 平和と公正を すべての人に 	16. 平和と公正を すべての人に 持続可能な開発のための 平和で包摂的な社会を促 進し、すべての人々に司 法へのアクセスを提供し、 あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある 包摂的な制度を構築する
17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	17. パートナリシップで 目標を達成しよう 持続可能な開発のための 実施手段を強化し、グロー バル・パートナーシップ を活性化する	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

第5章 | 目標の実現に向けた取組

第4章に示した計画の体系に基づき、以下に示す市・市民・事業者の取組により、本市の目指すべき環境像「自然と暮らしが調和する持続可能なまち かたがみ」の実現を目指すものとします。

なお、市民・事業者の行動は取組の柱ごとに示しています。

【取組の柱1】

気候変動に適応したまち（脱炭素社会）を目指して

地 球 環 境



1.1 地球規模で考え、できることから行動しよう

市 の 取 組

1.1.1 日常生活、事業活動における行動の促進

- 地球温暖化防止に対する意識の高揚を図りながら、家庭や事業所における取組を推進するなど、市民総参加による地球温暖化防止活動を推進します。
- 市民や事業者によるごみの分別徹底、減量化や資源化等の取組を促進します。
- 環境団体やNPO等との協働による地球温暖化防止の環境保全活動等への支援を推進します。
- 地球温暖化防止に向けた情報収集を行い、広報紙やホームページ等による情報提供を行います。
- 冷房や暖房を家庭、まち、事業所などで共有するクールシェア・ウォームシェア[※]を推進します。
- 「潟上市地球温暖化対策実行計画」を推進し、公共施設の電気使用量の削減、クールビズやウォームビズの実施、3R[※]の実践などの様々な取組により、公共施設におけるエネルギー対策を実施するとともに、二酸化炭素排出削減に取り組みます。

【取り組もう】～ 1.1 地球規模で考え、できることから行動しよう～

市民の取組

- 地球温暖化防止イベントへの参加等により、地球温暖化防止についての知識を深めます。
- 二酸化炭素排出削減や海洋・湖沼のマイクロプラスチック*削減のため、リサイクル製品やリターナブル製品などを選択します。
- 「COOL CHOICE*」などを実践することで、日常生活でできる地球温暖化対策に努めます。
- 冷房や暖房を家庭、まちなどで共有するクールシェア・ウォームシェア*を実践します。
- スマートフォンなどを利用して、環境にやさしい取組（エコアクション）に参加します。
- うちエコ診断*の活用、省エネ活動のウェブサイトやイベントの参加など、省エネ対策に取り組めます。
- 買物など、家庭で実践できるエシカル消費*により、人・社会・地域・環境に配慮した消費活動を行います。
- 環境教育や環境学習により、知識・理解を深めます。

事業者の取組

- 製造から使用、廃棄までに排出する二酸化炭素総量の表示や環境負荷を考えた商品、エコを付加価値とする商品の開発やサービスの提供などを行い、消費者の環境配慮行動を支援します。
- 「COOL CHOICE*」などの実践、建物環境等にあわせた適正な空調温度や区画の設定等のほか、省エネ診断*を活用することで事業所のエネルギー使用状況を把握し、省エネ化に取り組めます。
- 冷房や暖房を事業所などで共有するクールシェア・ウォームシェア*を実践します。



夏の「クールシェア」、 冬の「ウォームシェア」を実践しましょう

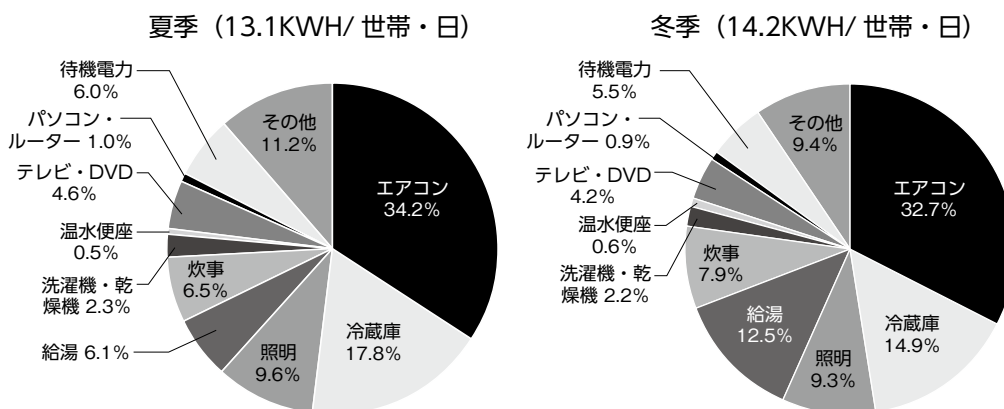
「クールシェア」とは、環境省が推奨する地球温暖化対策の一環で、夏の暑い日に家で一人が一台のエアコンを使うのではなく、涼しいところに集まり、みんなで涼しさを共有するという取組です。また、「ウォームシェア」は、クールシェア同様に地球温暖化対策の一環として、冬季において暖房を共有する取組です。

例えば夏の使用電力使用量のうち、エアコンが約3分の1を占めています。

1台エアコンを消して涼しいところに集まれば、光熱費の削減につながります。

家族でリビングにあつまることもクールシェアですが、公共施設や地域のお店など涼しく過ごせる場所に集まったり、自然が多くて涼しい場所に行ったりするのもクールシェアです。夏季はクールシェア、冬季はウォームシェアの取組を実践してみましょう。

家庭における家電製品の一日での電力消費割合（平成30年度）



※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

出典：資源エネルギー庁（平成30年度電力需給対策広報調査事業の結果より作成）



エシカル消費とは

「エシカル消費^{*}とは、環境・地域・人・社会に対して十分に配慮された商品やサービスを選択・購入する消費行動のことで、世界レベルでの社会問題の解決への貢献にもつながります。

生活の中でどんなエシカル消費ができる？

家庭で 	☐ 冷蔵庫の中を確認し食材を使い切る、また、料理は残さず食べ切る ☐ 生活の中でプラスチックを減らす ☐ 電気や水などの消費資源の無駄をなくす
学校・会社で 	☐ 周りの友達や同僚に学んだことを話してみる ☐ 学校の授業や社員研修でエシカル消費を扱うよう働き掛ける ☐ 給食や社食で持続可能な方法で調達された食材を扱うよう働き掛ける
買物で 	☐ ホームページでエシカル消費につながる取組をしているお店を探す ☐ エシカル消費につながる商品を扱ってもらえるよう働き掛ける ☐ 認証ラベル付きの商品を購入する
地域で 	☐ 地元の商店街で買物をする ☐ 地域のルールに沿ったごみの分別を徹底する ☐ 地元の農産品や伝統品を購入する

出典：消費者庁

1.2 脱炭素社会の実現に向けた取組をはじめよう

市 の 取 組

1.2.1 脱炭素社会の実現に向けた行動の推進

- ・「潟上市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス^{*}の排出削減を推進します。
- ・公共交通機関、自転車、徒歩による通勤・移動を推進します。
- ・公共交通利用環境の向上と利用促進を図るため、「潟上市地域公共交通計画」に基づき、公共交通空白地域や不便地域の解消に向けた取組を進めます。
- ・環境負荷の少ない住宅等の普及を図るため、国や県などが行っている各種取組や支援事業等の情報を提供します。
- ・カーボンニュートラル^{*}、脱炭素社会^{*}の実現を目指し、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を担う森林について、その機能を十分発揮させるため、適切な整備・保全を推進します。
- ・海洋生物の生息場、水質浄化や二酸化炭素の吸収といった多面的機能を有する藻場や砂浜などの整備・保全を推進します。

1.2.2 エネルギー対策の推進

- ・市民に向け、エネルギー消費性能の優れた家電製品によるエネルギーの利用の合理化の促進により、地球温暖化対策の推進を図ります。
- ・市民や事業者に向け、太陽光発電や太陽熱温水器などの再生可能エネルギー^{*}、環境配慮型設備機器の普及啓発を図ります。また、太陽光発電の設置等については法令等の遵守徹底を推進し、併せて、将来懸念される太陽光パネルの廃棄問題について情報収集し、新たな環境負荷の発生を未然に防止する対策を検討します。
- ・省エネルギー化についての情報収集や意見交換を行い、省エネルギー化を促進するために、市民や事業者へ向けた情報提供等を行います。
- ・公用車に電気自動車などの電動車^{*}の導入に努めます。
- ・再生可能エネルギー^{*}の導入、省エネルギー性能の高い設備・機器や次世代自動車（ハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池車・天然ガス自動車）の導入、公共交通機関及び自転車利用の推進など、省エネ活動に取り組みます。また、それらの情報を公開することで、市民、事業者の自主的な取組の推進を図ります。
- ・地域との合意形成に努めながら、陸上・洋上風力発電所など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギーの地産地消による地域内循環の仕組みづくりを目指します。
- ・環境アセスメント^{*}の対象となる洋上・陸上風力発電事業については、適切な

環境アセスメント*手続の実施を事業者に求めるとともに地域関係者との協議等により事業に対する理解を得て、地域住民の生活環境、地域の自然景観や野生生物（特に鳥類）などの自然環境にも配慮するよう事業者に求めます。

- 環境アセスメント*の対象となる太陽光発電の設置については、適切な環境アセスメント*手続の実施を通して、生活環境、自然環境への影響を回避又は極力低減するよう事業者に求めます。また、市施設、事業所、一般住宅や農業施設への太陽光発電の導入を促進します。
- 農地の循環資源を最大限に活用し環境保全を図るため、家畜排せつ物などを有機質肥料として有効利用するほか、農地を活用した太陽光発電など、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を図り、エネルギーの地産地消による地域内循環の仕組みづくりを推進します。

【取り組もう】～ 1.2 脱炭素社会の実現に向けた取組をはじめよう～

市民の取組

- L E D照明などの省エネ性能の高い家電製品を使用します。
- 移動には、電車・バスなどの公共交通機関や自転車を利用します。自動車を利用する場合には、エコドライブ*に努めます。
- 自分の家に適した効果的な省エネ、地球温暖化対策を推進します。
- 車を購入する際には、電動車*を選択します。
- 自宅等でのグリーンカーテン*設置に取り組みます。
- 住宅のエネルギー収支がゼロ以下となるZ E H*や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー*、環境配慮型設備機器の導入を検討します。
- 地元でとれた農水産物の購入や、県産木材を使用するなど、地産地消に努めます。

事業者の取組

- 事業活動における温室効果ガス*の排出削減など、脱炭素経営*を推進します。
- 輸送、配送に自動車を利用する場合には、エコドライブに努めます。
- 貨物運送を鉄道や船舶へ転換するモーダルシフト*や、共同配送、物流拠点の集約化などによるトラック運送の効率化など、グリーン物流*を推進します。
- 再生可能エネルギー*やバイオマス*などの新エネルギー、環境配慮型設備機器を導入します。
- 建築物のエネルギー収支がゼロのZ E B*の導入、CASBEE ※やESCO 事業※を活用した建物の省エネルギー化を図ります。
- 事業所でのグリーンカーテン*の設置に取り組みます。
- 通勤に伴う温室効果ガス*排出抑制等のため、テレワークを活用するなど、働き方改革に取り組みます。

- 通勤時にはエコ通勤に積極的に取り組み、外出時においても公共交通機関を利用するほか、社用車に電動車^{*}を選択します。
- 省エネ法に基づくエネルギー使用の合理化を図ります。
- ISO14001^{*}や ISO50001^{*}、エコアクション 21^{*}などを行い、環境マネジメントシステム^{*}による継続的な改善に努めながら、環境に配慮した事業に取り組みます。



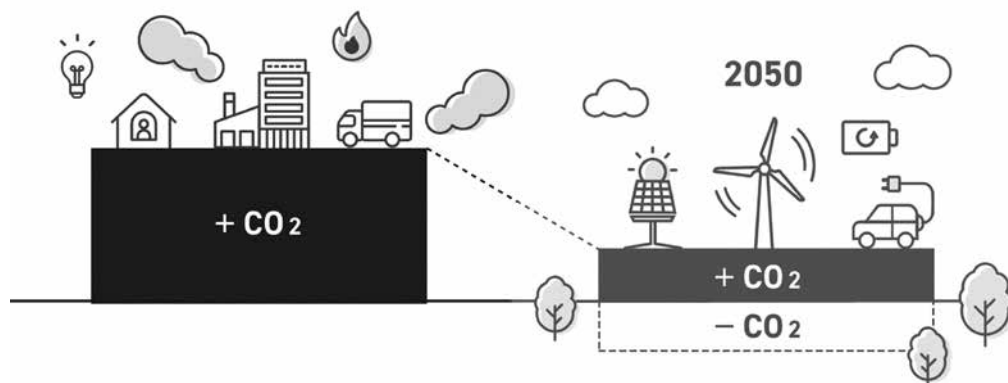
カーボンニュートラルとは？

温室効果ガス^{*}の排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

令和2（2020）年10月、政府は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル^{*}の実現を目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロにする」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルを達成するためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

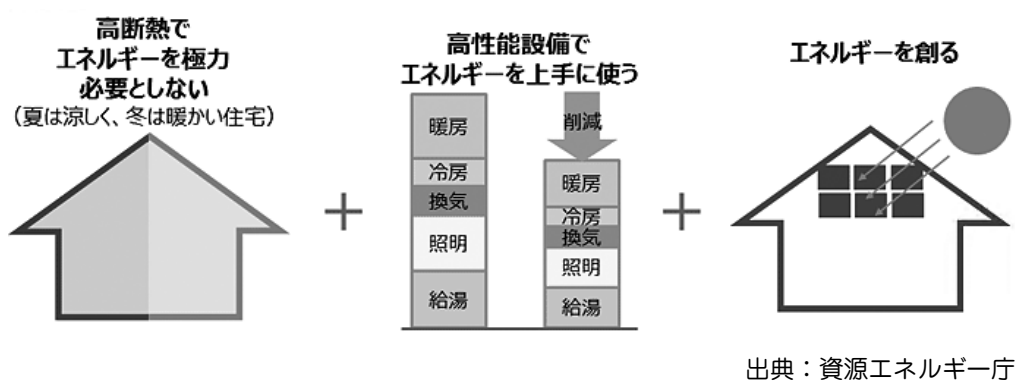


出典：環境省



ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

ZEH※（ゼッチ）とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー※を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅です。



エコドライブ 10 のすすめ

燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心掛け”です。エコドライブ※は、誰にでも今すぐに始めることができるアクションです。

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「eスタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう



出典：エコドライブ普及連絡会

1.3 気候変動に適応したまちをつくろう

市の取組

1.3.1 自然災害対策の推進

- ・水害等の逃げ遅れを防ぐため、ハザードマップによる普及啓発、避難場所の確保・整備を推進します
- ・関係機関と連携し、防災訓練や研修会等を実施するなど、異常気象・気象災害に対する危機管理体制を強化します。
- ・宅地、道路等への浸水解消を目的とした雨水排水対策や河川・水路の改修、排水施設の整備・管理、雨水流出抑制等の治水対策を推進します。

1.3.2 気候変動に適応した健康対策の推進

- ・熱中症予防や気候変動による影響・適応等に関わる情報を、広報紙やホームページ等により提供するとともに、猛暑日には注意喚起を行います。
- ・防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラ^{*}等を活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを推進します。
- ・気候変動による気温上昇により、種々のウイルスを媒介する蚊などの発生時期や生息地域が拡大し、これらのウイルスによる新たな感染症リスクも高まっていることから、感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた対策と、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

【取り組みう】～ 1.3 気候変動に適応したまちをつくろう～

市民の取組

- ・防災グッズの準備、ハザードマップの把握など、自然災害に備えます。
- ・地域の防災活動に参加します。
- ・熱中症アラートや熱中症対策アプリなどを活用し、熱中症予防に努めます。
- ・気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心掛けます。
- ・感染症対策のために、身の回りの除菌やマスク着用等を行います。

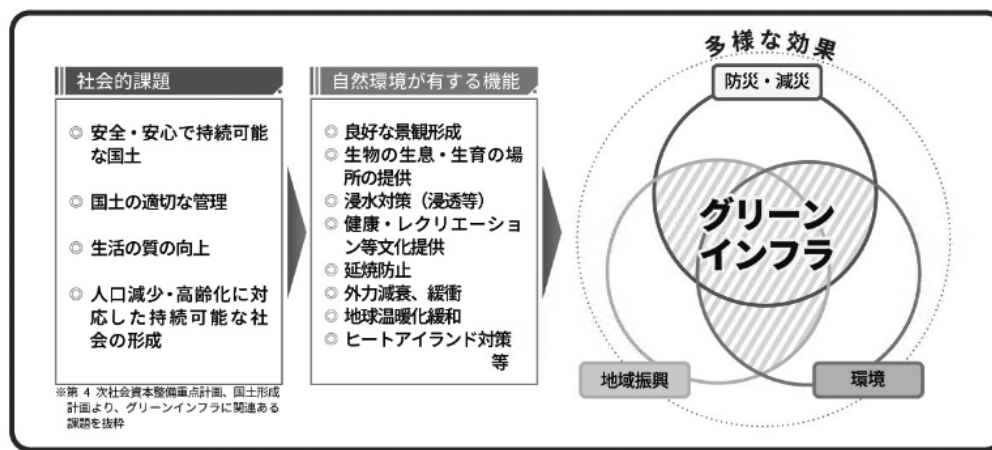
事業者の取組

- ・食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行うとともに、災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討します。
- ・事業所における感染症対策を徹底します。
- ・日頃から災害に関する情報収集を行うとともに、災害発生時には行政と連携します。

- ・グリーンインフラ^{*}を整備し、地球温暖化の緩和や浸水対策、生き物の生息・生育空間、健康・レクリエーションの文化などを提供します。



グリーンインフラの考え方



- ◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

- ◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省

【取組の柱2】

健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して

資源循環・生活環境



2.1 ものを大切にし、ごみを少なくしよう

市の取組

2.1.1 ごみの発生抑制、資源化及び適正処理の推進

- ・「潟上市一般廃棄物処理基本計画」に基づいたごみの適正処理を行い、ごみの減量・資源化に取り組みます。
- ・ごみの減量化、資源ごみの効率的なリサイクルのため、各家庭での発生抑制や適切な分別が徹底されるよう3R^{*}を推進します。
- ・ごみの発生抑制に努めることが重要であり、市民一人ひとりが環境に配慮した消費行動、日常生活における3R^{*}行動に取り組み、ごみの減量化、適切な分別や処理が定着するよう普及啓発を推進します。
- ・3R^{*}のうち特にリデュース、リユースに当たる2R^{*}を促進するため、マイバッグ・マイボトル持参など、環境に優しいライフスタイルへの転換を広く呼び掛け、ごみの発生や資源消費の抑制に向けた意識の醸成を図ります。
- ・食品ロス^{*}や給食の食べ残しの削減に努め、食料ごみの排出抑制に取り組みます。
- ・市民や事業者等に対し、生産や消費における環境負荷の少ない再生資源を原材料とする製品や環境に配慮されたサービスを優先的に選択し購入する「グリーン購入^{*}」の普及促進を図ります。
- ・必要なものを必要な量だけ買う、環境に配慮した商品を選択することなど、人・社会・環境に配慮した消費行動である“エシカル消費^{*}”の普及啓発等を図り、日常生活でできる環境配慮行動に関する取組を推進します。

- ・事業系ごみ^{*}については、排出者責任のもと、発生抑制・減量化、分別を強化し、さらなる削減を図ります。
- ・ごみの減量化やリサイクルの取組を推進するため、自治会等の関係機関と連携・協力し普及啓発活動を実施するほか、クリーンアップなどの環境美化活動を推進します。
- ・人口減少を踏まえた、ごみ処理施設の計画的な整備を行い、施設の更新等のタイミングを捉えて、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化等を推進します。
- ・プラスチック製容器包装のリサイクルとして、ペットボトル以外の容器包装廃棄物（白色トレイ、カップ麺容器・緩和材など）やプラスチック使用製品廃棄物（硬質プラスチックなど）の分別収集に向けた調査研究を実施し、ごみの減量化・資源化を図ります。
- ・広報紙やホームページなど様々な媒体を活用した海岸漂着物等に関する情報の発信を行うとともに、海洋プラスチックごみに関する知識の普及啓発及び環境教育の推進により、市民の意識の醸成を図ります。
- ・ごみの減量化や3R^{*}に関する環境教育・環境学習を推進します。

2.1.2 ごみの不法投棄の防止

- ・不法投棄を未然に防止するため、土地の所有者及び管理者に対して、管理方法の助言等及び自己管理の徹底を促します。
- ・不法投棄の監視体制を強化するとともに、未然防止に向けた普及啓発の取組を推進します。
- ・県や地域住民との連携、パトロールの強化や意識啓発などの取組により、ごみの不法投棄の防止、産業廃棄物及び残土等の適正処理を推進します。
- ・環境美化運動（あきたビューティフルサンデー、夕日の松原クリーンアップ等）、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、広報紙等による啓発を推進し、市民・事業者・市が一体となった環境美化活動の定着を図ります。
- ・市民、民間団体、行政等が連携して、環境美化活動を積極的に行うことで、不法投棄発生抑制の呼び掛けを進め、海岸漂着物に対する意識の醸成を図るよう努めます。
- ・陸域や海域におけるごみの不法投棄・ポイ捨ての防止を図るため、森林、農地、河川、海岸等におけるパトロール等の監視活動、警告看板の設置による、不法投棄・ポイ捨ての未然防止を図り、ごみが不法投棄されにくい地域環境の創出に努めます。
- ・沿岸域の景観や自然環境を保全・回復するため、海岸漂着物等の回収・処理を行う関係者、県、民間団体、地域住民など多様な主体の適切な役割分担と連携を確保します。また、市内で発生するごみの海洋への流出を防止するため、全市を対象とした普及啓発活動を推進します。

- ・日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得て、漂流ごみ等の処理の推進を図るよう努めます。

【取り組もう】～2.1 ものを大切にし、ごみを少なくしよう～

市民の取組

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{*}」等に基づきごみの排出を抑制するとともに、潟上市環境保全条例等に基づき空き地管理、ペット管理などを行います。
- ・ごみの分別はもちろんのこと、資源化や減量化にも徹底して取り組みます。
- ・3R^{*}（リデュース（ごみを出さない工夫をするなど）、リユース（再利用）リサイクル（再生利用））を心掛けるとともに、省エネや節電につながる行動を実践します。
- ・買い物には、マイバッグや買物かごを持参し、レジ袋はもらわないようにします。また、スーパーなどで食品を小分けにするポリ袋の使用を減らします。
- ・マイボトルを持ち歩き、プラスチックのペットボトルやカップの使用を減らします。
- ・マイ箸を持ち歩き、使い捨て割り箸やプラスチックのスプーン・フォークの使用を減らします。
- ・ストローなど使い捨てプラスチックの使用を控えます。
- ・詰め替え用ボトルなど、繰り返し使え、廃棄する割合の少ない製品を選ぶよう心掛けます。
- ・食品の保存はふた付き容器を使い、ラップの使用を減らします。
- ・買物のときに過剰包装を断り、簡易包装を頼みます。
- ・海・川・山のレジャーでは家にごみを持ち帰ります。
- ・屋外で出たごみは家に持ち帰って処分します。
- ・使い捨て商品はなるべく使わず、同じ用途ならリサイクル素材を使ったものや省エネ製品など環境に配慮した商品を選びます。
- ・地元の産品（地産地消）や被災地の産品を購入します。（被災地支援）
- ・福祉施設で作られた製品を購入します。（障がい者の自立支援）
- ・エシカル消費^{*}に関連する認証ラベル・マークのついた商品を購入します。
- ・食品ロス^{*}の発生抑制のため、在庫を確認してからの買い出しや、必要な分量の購入、食材の保存方法や食材を食品ロス^{*}に無駄なく使い切る工夫、外食時には食べきれる量を注文するなど、身近なことから取り組みます。
- ・公害の発生や不法投棄等を発見した場合には、速やかに市や関係機関に情報提供します。
- ・ごみのポイ捨て、不法投棄は絶対に行わず、不法投棄防止のため、所有地等の適切な管理に努めます。

- ・公園の管理や地域の緑化、道路、河川や海岸などの清掃活動等への参加や協力をします。

事業者の取組

- ・資源・エネルギーが無駄なく有効に活用される循環経済^{*}を推進します。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{*}」等に基づきごみ処理を行います。
- ・食品ロス^{*}削減のため、適切な生産や在庫管理、食べ残しが少なくなる工夫をします。
- ・事業系ごみ^{*}を排出する際には、分別区分や排出方法を遵守し、資源物とごみの分別、ごみ排出量の削減に努めます。
- ・事業用の廃ビニール・プラスチックについては、環境への流出を防ぐため、適正に処理します。
- ・農業用のプラスチック被覆肥料の被膜殻の流出防止に努めます。
- ・公害の発生や不法投棄等を発見した場合には、速やかに市や関係機関に情報提供します。
- ・不法投棄は絶対に行わず、不法投棄防止のため、所有地等の適切な管理に努めます。
- ・地域の緑化、清掃活動等への参加や協力をします。

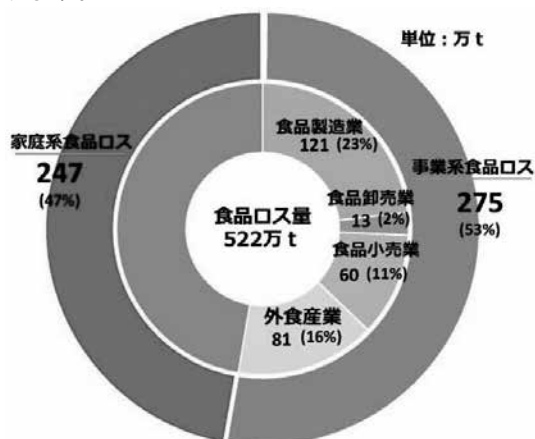


あきた海ごみゼロプロジェクト



食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄される食品のことを「食品ロス^{*}」といいます。日本では年間約522万トン（毎日一人お茶碗1杯分）の食べ物が捨てられています。食品ロスは食料資源の無駄使いであるほか、廃棄処理過程で二酸化炭素を発生させるため、地球温暖化問題にもつながります。



資料：総務省人口推計(2020年10月1日)
令和元年度食料需給表（推定値）



出典：農林水産省、政府広報オンライン



不法投棄は犯罪です

不法投棄とは、廃棄物を定められたルールによって適正に処理せず、処分場以外に捨てたり、埋めたりする行為です。不法投棄は、地域の景観を損ねるだけでなく、土壌や水質が汚染されるなど深刻な問題になり得る重大な犯罪行為です。

土地の所有者や管理者は、不法投棄をされないように適切な管理を心掛ける必要があります。

不法投棄されたごみは、投棄者が処理することが原則ですが、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者又は管理者が自ら処理をしなければなりません。

ごみの処理費用も所有者又は管理者の負担となりますので、不法投棄をされない環境づくりをしましょう。



不法投棄状況

2.2 公害のないまちをつくろう

市の取組

2.2.1 大気・水質環境の保全

- ・県と連携し、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」等の各種法律や県・市の条例、企業との協定等に基づいた規制基準の遵守、監視、指導、調査、情報収集・情報提供等を行い、生活環境の保全及び公害の未然防止に努めます。
- ・PM_{2.5}*や光化学スモッグ*などの注意喚起情報については、県と連携し、速やかな情報伝達に努め、外出の抑制など、市民への注意喚起を行います。
- ・大気、水質等の調査や監視を継続的に行い、環境問題を把握した際には、適切な対策を検討・実施します。
- ・八郎湖流域河川沿いで発生している稲わら・籾殻焼き防止対策のため、関係機関と連携し、野焼きのパトロールなど監視体制を強化するとともに、未然防止に向けた普及啓発の取組を推進します。
- ・法律で禁じられているごみの野外焼却（野焼き）について周知し、適正処理を促します。
- ・国・県と協力し、道路・雨水排水路の清掃の強化を図るとともに、歩道や側溝等については、地元住民の協力を得て清掃を実施するなど、汚濁物質の流出抑制に努めます。

2.2.2 騒音・振動、その他公害、環境問題の防止

- ・「騒音規制法」「振動規制法」「悪臭防止法」等の各種法律や県・市の条例等に基づいた規制基準の遵守、監視、指導、調査、情報収集・情報提供等を行い、生活環境の保全及び公害の未然防止に努めます。
- ・主要幹線道路などで騒音の調査や監視を継続的に行い、環境問題を把握した際には、適切な対策を検討・実施します。
- ・新たな環境問題に関する情報を集め、環境問題の拡大等が懸念される場合には、対応策を検討・実施します。
- ・騒音・振動・悪臭の実態把握を継続し、必要に応じて規制地域の指定を検討します。
- ・工場や事業場に対しては、県と協力し、必要に応じて騒音・振動・悪臭防止対策を指導します。

市民の取組

- 市や民間団体が実施する流域の水質汚濁負荷状況や水質等の調査を行い、また水質浄化活動等への参加・協力をします。
- 生活排水対策として、三角コーナーやネットなどによる調理くずの回収、食器の汚れの拭き取りや環境にやさしい洗剤の利用など、生活排水による水質汚濁負荷削減を心掛けます。また、廃食用油は流さず、適正に処分するか、回収に協力します。
- 路面排水対策として、市等の実施する歩道や側溝等の清掃に積極的に参加、協力をします。
- 「潟上市環境保全条例」等を遵守するほか、近隣への騒音、振動や悪臭に配慮した暮らしを実践します。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質^{*}を含む製品等の適正な使用方法を遵守するとともに、安全な管理を徹底します。
- 法律で禁じられ、近隣への迷惑となる家庭ごみ等の野外焼却（野焼き）は、行わない。
- 悪臭やハエや蚊の発生や、公共用水域の水質汚染を防止するため、公共下水道区域で未接続の場合は下水道に加入し、区域外では高度処理型浄化槽^{*}などを設置します。
- 近隣に配慮し、生活騒音や振動、悪臭を出さないよう心掛けます。

事業者の取組

- 排水基準をはじめ、大気環境や水質などに配慮します。
- 近隣に配慮し、騒音や振動、悪臭を出さないよう適正管理に努めます。
- 市と環境保全協定等を結び、積極的な環境保全に努めます。
- 市で実施する法令等に基づく立入検査に協力するとともに、自主的な調査データ等を積極的に公開します。
- 騒音、振動、悪臭等の様々な公害に関する規制基準を遵守し、施設の維持管理やモニタリング調査等を実施するとともに、苦情相談が寄せられた際には、適切に対応します。
- PRTR 法^{*}に基づき、工場や事業場等における有害化学物質^{*}の適正な保管、使用、輸送及び廃棄を徹底します。また、新たな有害化学物質^{*}に関する正確な情報の把握に努めます。
- 新たな環境問題については、常に関心を持ち、最新情報の入手に努めるとともに、環境負荷の低減が必要なものについては、速やかに対応します。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質^{*}を含む製品等の使用に関するポジティブリスト^{*}の徹底などの法令遵守、生産履歴記帳の推進とともに、安全管理を

徹底します。

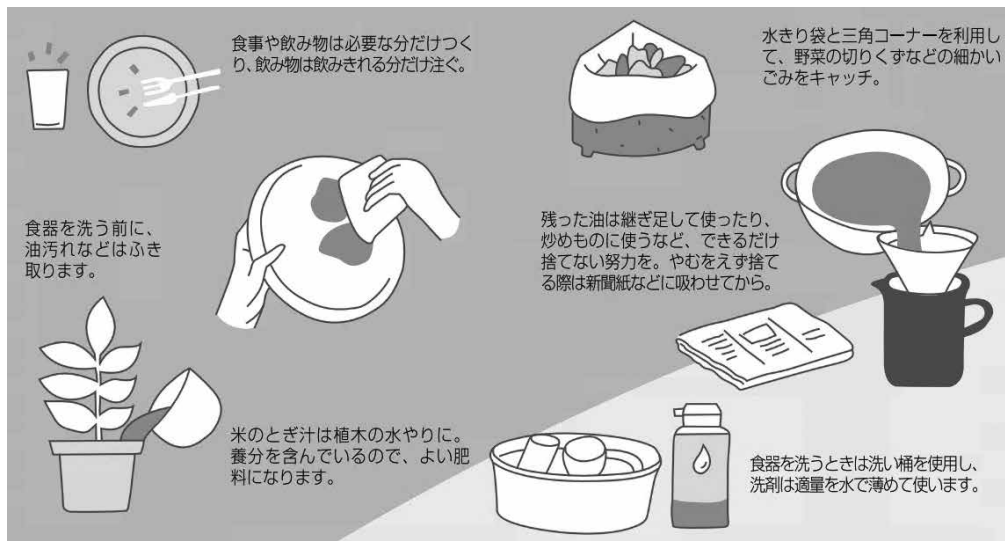
- 土地の埋立て等には、適切に処理します。
- 適正な開発を行うとともに、開発の技術・立地基準等に基づき、宅地開発などの整備を行います。



生活排水対策

生活排水を出しているのは、わたしたち。ということは、川や海の水を汚さない一番の方法は、わたしたち自身が“汚れた水をそのまま流さない生活”をすることです。みんなで実行すれば、ちょっとしたことに気をつけるだけで、大きな効果が期待できます。

台所でできること



出典：環境省

2.3 快適で潤いのあるまちをつくろう

市の取組

2.3.1 美しいまちなみの保全と創出

- 公共施設や道路の整備に当たっては、防災や景観・バリアフリーにも配慮した道路環境の向上に努めます。
- 歩行者の安全に配慮した適正な自転車、オートバイ、自動車の運転マナー、駐輪や駐車のマナーを普及します。
- 公園や公共施設の緑化、市民や事業者による家屋・事業所の緑化を図るとともに、自治会・市民活動団体などによる環境美化を推進します。
- 良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、適切な開発行為等を徹底し、建築物の安全性の確保を図るとともに、パトロールなどにより違反して行った開発行為、建築物の建築の是正に努めます。
- 空き家や空き地の所有者などに対して適正管理を促します。
- 住民の生活に悪影響を及ぼす空き家の所有者に対し、市補助金の活用などによる空き家の解体を促します。

2.3.2 歴史・文化の保全

- 市郷土文化保存伝習館などで、郷土の考古・歴史・民俗などの資料を収集保存し、展示公開に努めます。また、生涯学習の一環として、文化の調査や伝承活動を行う民間団体、サークル活動への支援を行います。
- 指定文化財を適正に維持・管理し、国・県・市指定文化財の保護活動と市民の文化財への愛護思想の普及に努めます。
- 学校教育等における地域文化の伝承活動を充実します。

【取り組みう】～2.3 快適で潤いのあるまちをつくろう～

市民の取組

- 交通ルールを守り、違法駐車・駐輪はしない。
- 空き家・空き地の適正な管理に努めます。
- 地域らしさが感じられる場所やまちなみの発見・発掘に努め、広報への寄稿やインターネット、SNS 等により、情報発信します。
- 地域文化の伝承活動等を行う民間団体やサークル、ワークショップや懇談会などの地域のまちづくり活動に参加、協力をします。
- 市と連携し、所有する指定文化財の適切な維持や管理をするとともに、市の歴史、文化の認識を深め、地元に伝わる昔話や風習について学び、地域文化を伝承・継承していきます。

事業者の取組

- 交通ルールの遵守を徹底します。
- 開発行為や建築等には、市の助言や指導、協議に基づき、適正に実施します。



空き家の適正管理

近年、全国的に空き家が増加し大きな社会問題となっています。

管理不全な空き家の増加は、倒壊等保安上の危険、火災の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題が懸念されます。

外壁材や屋根材の落下、火災などによって通行人や近隣の家屋に損害を与えてしまうと、損害賠償責任を問われる可能性もあります。

●空き家を放置するとこんな危険が！

- 壊れた窓ガラスが落ちて通行者に怪我
- 不審者の侵入
- ごみの不法投棄
- 放置された庭木に害虫が発生
- 建物の傷みから倒壊の危険性など



出典：政府広報オンライン

【取組の柱3】

水と緑を守り、多様な生物と共生できるまちを目指して

自然環境



3.1 水と緑を守り、育てよう

市の取組

3.1.1 八郎湖や河川などの水辺の保全と創造

- 関係機関等と連携し、水辺の植生の修復や生態系に配慮した多自然型護岸の整備と適正な管理による水辺づくりなどを進め、生物の生息環境の保全と修復、水辺の自然の浄化能力の向上、八郎湖への関心と水質浄化の気運の醸成等を図ります。
- 自然環境保全との整合性を図った災害防止や景観保全、親水性や市民の利便性に配慮しながら関係機関等と連携し、河川等の整備を推進します。

3.1.2 里山、山林の緑の保全と創造

- 保全上重要な平地林や、里地・里山^{*}等の保全を図るため、地域特性に応じた保全の取組を検討し、適切な森林管理の促進に努めます。
- 里地・里山^{*}の保全や、環境に配慮した持続可能な農業への転換を推進します。
- 耕作放棄地について、農地の適正管理を呼び掛けたり、新たな農地利用等の検討を行うなど、耕作放棄地の解消に取り組みます。
- 水源環境機能を持つ森林や農地を保全し、維持・管理に努めます。

【取り組もう】～3.1 水と緑を守り、育てよう～

市民の取組

- ・身近な緑である庭の樹木や山林、屋敷林及び社寺林などの適切な管理に努めます。
- ・市民参加型の里地・里山^{*}の保全や管理等の協働事業等に取り組みます。
- ・直売所の利用や契約栽培へ参加するとともに、旬の地元産品や環境保全型農業^{*}で生産した作物を積極的に購入します。
- ・環境保全等の国や県、市の計画等に対し、意見や提言をするなど、計画づくりに参加します。

事業者の取組

- ・市民参加による里地・里山^{*}の保全や管理、営農支援活動等に積極的に参加、協力をするとともに、林地管理や営農技術等の知識を提供します。
- ・里地・里山^{*}の保全や環境に配慮した、持続可能な農業への転換に努めます。
- ・耕作地や営林地は、適切に維持管理し、耕作放棄地の解消に努めます。
- ・地域の田園・里山環境等を生かした観光農業の展開を通じ、地域住民や都市住民との交流を促進します。
- ・直売所やスーパーの地元産品販売等を充実し、地域住民への販路を拡大するとともに、食品関係事業者は、地元産品を積極的に取り扱い、消費者に広く宣伝します。
- ・環境保全等の国や県、市の計画等に対し、意見や提言をするなど、計画づくりに参加します。



出典：特定非営利活動法人 草木谷を守る会

3.2 八郎湖をきれいにしよう

市の取組

3.2.1 八郎湖の水質改善の推進

- 八郎湖の水質浄化に向けて、広報紙、ホームページ等を通じて日常生活における一人ひとりの取組などをPRし、市民意識の啓発を図ります。
- 農薬、肥料の適正使用や環境に優しい農法など環境保全型農業^{*}を推進し、水質の保全を図ります。
- 生活排水対策、水質汚濁負荷削減に有効である公共下水道区域の未接続世帯への接続を促進し、区域外については高度処理型浄化槽^{*}の普及、浄化槽の保守点検実施の徹底を推進します。
- 逆流が想定される河川・水路の河口部にシルトフェンスを設置し、アオコの遡上を防止します。
- 公共用水域などの水質調査による監視を引き続き実施し、市域の水環境の実態把握に努めます。
- 流域市町村で組織する八郎湖水質対策連絡協議会や県、事業者、研究者、市民等と連携した水質浄化に関する取組を強化するとともに、国や県の事業については、市民へ情報提供を行い、事業の効果や影響に留意し、必要な対策について要望していきます。
- 河川、湖沼、湿地の保全を図るため、関係機関、県との連携・協力体制の確立を図ります。
- 市民の環境保全意識の高揚に努め、生活排水による汚濁負荷の低減を図ります。
- 公共用水域などへの不法投棄を未然に防止する取組や清掃運動などを推進します。

【取り組みう】～3.2 八郎湖をきれいにしよう～

市民の取組

- 八郎湖や身近な河川を意識した暮らしを心掛け、水質浄化等のために一人ひとりができることを考え、取り組みます。
- 公共下水道に接続可能な区域では、速やかに接続します。
- 県等が実施・公表している八郎湖や河川の水質調査結果、環境白書等に関心を持ち、身近な水環境について理解を深めます。
- ごみ拾いなどの清掃活動や草刈りなど、水辺の保全・再生事業に参加します。
- 学校において水系の水生生物調査を行い、八郎湖と流入河川の水質や生態系学習します。

事業者の取組

- 排水の水質管理の徹底と適正な水質浄化施設の整備や維持管理を図り、八郎湖流域への水質汚濁負荷削減に取り組めます。
- 低農薬栽培や有機栽培など、持続可能な農業への転換及び化学肥料の減量化を図り、農業による水質汚濁負荷の低減に努めます。
- 市や市民等と連携し、八郎湖など水辺の清掃活動や水質浄化に取り組めます。



3.3 生物多様性を保全しよう

市の取組

3.3.1 生物の保全と生育・生息空間の確保

- 森林、河川・湖沼、沿岸域など、生物多様性^{*}の保全上重要な役割を果たす生態系について、森林の適切な維持・管理、河川・湖沼の水質の維持・改善、沿岸域の良好な環境を保つための海岸漂着物対策など、生態系の保全に必要な対策を推進します。
- 砂浜や藻場などの海岸、八郎湖や里地・里山^{*}などにみられる多様な生態系や貴重な種の保護、環境浄化機能の維持・改良、生息環境の確保に努めます。
- 市域における種の分布や生態系の変化等を把握するために、市民団体等との連携など、多様な手法での情報収集に努めます。
- ペットや外来生物の放出・放流防止等についての意識啓発を行うとともに、外来生物の情報収集を行い、生態系等へ悪影響を及ぼす場合は、関係機関等と連携して監視、捕獲、駆除など外来生物対策を推進します。
- 有害鳥獣^{*}対策は、生態系への影響に配慮しながら捕獲・管理等に努めます。
- 生物多様性^{*}の保全に取り組むための多様な主体による保全活動を支援します。

【取り組もう】～ 3.3 生物多様性を保全しよう～

市民の取組

- 生物の生息場所となる里地・里山^{*}や緑、河川、八郎湖などを大切にします。
- 市民参加型の生態系保全活動や自然観察会、自主的調査活動等を通じ、地域の自然などに関する情報の蓄積や、知識の向上に努めるとともに、貴重種等に関する情報を市や市民団体に提供・共有します。
- ペットは野外に放さず、適正に飼育します。
- 外来生物に関する情報を市や関係団体等に提供・共有します。
- 野生の生きものに、むやみに餌を与えないようにします。

事業者の取組

- ・貴重な生物の生息地や自然環境が残されている場所の開発行為は可能な限り避け、やむを得ない場合には、自然環境保全に配慮し、影響を最小限に抑えるよう努めます。
- ・自然環境実態調査や生態系保全活動等に対するボランティア活動等の人的な支援や経済的な支援を行います。
- ・生態系保全のため、外来生物対策に協力するとともに、管理地内の特定外来生物^{*}の駆除・防除に努めます。
- ・漁業関係者による外来魚、狩猟者による有害鳥獣^{*}の捕獲・駆除等を推進するなど、生物多様性^{*}の保全に努めます。



生物多様性がもたらす生態系サービス、 守るための行動

わたしたちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性^{*}を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられていますが、これらの生態系がもたらす恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、次の4つに分類されます。

- ・**基盤サービス**：供給・調整・文化的サービスの供給を支えるサービス
- ・**供給サービス**：食料、木材、薬品など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス
- ・**調整サービス**：森林により気候が緩和されたりといった、環境を制御するサービス
- ・**文化的サービス**：精神的充足、レクリエーションの機会などを与えるサービス

一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしの中でとらえ、実感し、身近なところから行動することが、生物多様性を守るための第一歩です。

MY行動宣言 生物多様性を守るために、 私たちにできる5つのアクション！

Act 1 	地元でとれたものを食べ、旬のものを 味わいます 。
Act 2 	自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然生きものに ふれます 。
Act 3 	自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで 伝えます 。
Act 4 	生き物や自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に 参加します 。
Act 5 	エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで 買います 。

出典：環境省

第6章 | 計画の進行管理

1 進行管理の体制

(1) 潟上市環境審議会

本計画の進捗状況等について、客観的な立場から意見を聴取することを目的に、「潟上市環境基本条例」に位置づけられている組織である「環境審議会」に諮問し、意見・提言を受けます。

(2) 潟上市環境保全推進委員会

本計画に掲げた施策を推進するとともに、庁内各課で実施した環境施策の状況を把握し、進行管理を行うため、部長職等により構成する「環境保全推進委員会」により、環境行政の総合的な推進を図ります。

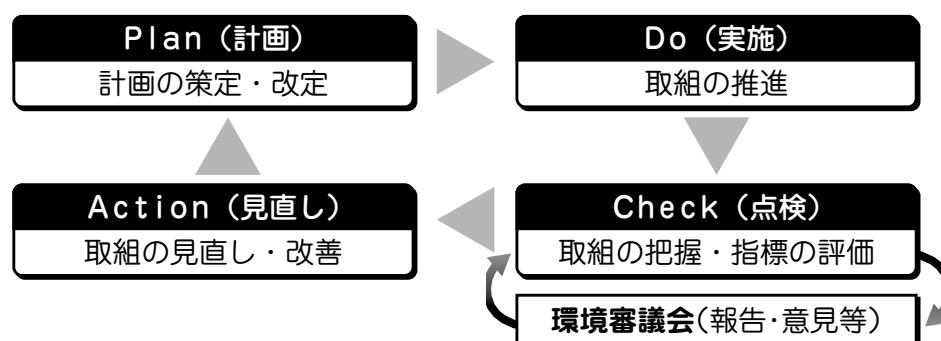
(3) 広域的な連携

八郎湖の水質汚濁や、大気汚染、海洋汚染、地球温暖化問題など、広域的な対応や取組が求められる課題については、県、周辺自治体、八郎湖水質対策連絡協議会などと緊密な連携を図りながら、広域的な視点により環境施策の推進に努めます。

2 進行管理の考え方

本計画を実効性あるものとしていくためには、「取組の計画」⇒「計画に沿って実行」⇒「進捗状況や効果の点検・評価」⇒「浮かび上がった課題をふまえ改善」というプロセスをとることが重要です。

これらの一連のプロセスは、「Plan（計画）⇒ Do（実施）⇒ Check（点検）⇒ Action（見直し）」の頭文字を取り、PDCA サイクルと呼ばれます。本計画は、このPDCA サイクルの考え方により進行管理を行います。



3 環境指標

分野	指 標 名	現 状 値	目 標 値	備 考
自然	八郎湖（湖心）の水質の化学的酸素要求量(COD)	8.1mg/L (令和3年度)	3.0mg/L 以下	※県環境白書（資料編）による
自然	八郎湖流入河川の水質の生物化学的酸素要求量(BOD)	① 1.3mg/L ② 2.4mg/L (令和3年度)	① 3.0mg/L 以下 ② 2.0mg/L 以下	①豊川 ②馬踏川 ※県環境白書（資料編）による
自然	見た目アオコ指標レベル4を上回った日数	0日／年 (令和4年度)	0日／年	市内5地点 ※県アオコ発生状況による
自然	環境調査の実施回数	各1回／年 (令和4年度) 水質・一般地域騒音・自動車騒音	各1回／年	※総合計画指標
生活	地下水の水質の環境基準(28項目)	適 合 (令和3年度)	適 合	※毎年調査地点等が異なる ※県地下水質測定結果による
生活	農業用水路・ため池の水質の化学的酸素要求量(COD)の農業用水基準(6mg/L 以下)	7地点中 1地点で適合 (令和4年度)	適 合	市内7地点 ※市調査による
生活	農業用水路・ため池の水質の電気伝導率の農業用水基準(30mS/m 以下)	7地点中 5地点で適合 (令和4年度)	適 合	市内7地点 ※市調査による
生活	生活排水処理人口普及率	97.6% (令和3年度)	100%	※県環境白書（本編）による
生活	自動車騒音の環境基準達成率（面的評価、全体）	100% (令和4年度)	100%	市内1路線 ※市調査による
生活	空き家解体撤去補助件数	11件／年 (令和3年度)	5件／年 以上	※総合計画指標
資源	ごみ処理量	11,578 t／年 (令和3年度)	10,480t／年 以下	※総合計画指標

資源	1人当たりの家庭からの ごみ年間排出量（再資源 化される資源ごみ量を除 く）	198kg／人／年 （令和3年度）	189kg／人／年 以下	
資源	資源化量	1,485 t／年 （令和3年度）	1,500 t／年 以上	※総合計画指標
資源	分別収集の種類	10 種類 （令和元年度）	12 種類	※総合計画指標
地球	全市クリーンアップ	実施（40 自治会） （令和3年度）	実 施	市内自治会
地球	市管理施設の二酸化炭素 排出量	1,826 t／年 （令和3年度） ※新型コロナ感染症の影響による 減	2,148 t／年 以下	※公共施設のエネ ルギー使用量調 査、地球温暖化 対策実行計画に よる
市民 協働	環境を守るための標語の 募集	実施（428 点） （令和4年度）	実 施	市内小学校
市民 協働	クリーンセンターの見学 （環境教育・学習）	実施（6 校） （令和4年度）	実 施	市内小学校等
市民 協働	環境講習会の開催	1 回／年 （令和4年度）	1 回／年	※総合計画指標

資料編

資料1 市民アンケート調査結果

■目的：アンケート調査は、環境保全に対する市民の関心度や取組状況などを把握し、計画に反映していくことを目的に実施したものです。

■調査概要

調査期間	令和4年7月7日（木）～令和4年7月25日（月）
調査対象	潟上市内在住の18歳以上の市民1,000人
回答数	385人（回答率38.5%）

※グラフ、表に表記されている数値は、小数点第2位を四捨五入しているため、単一回答であっても100%にならない場合があります。

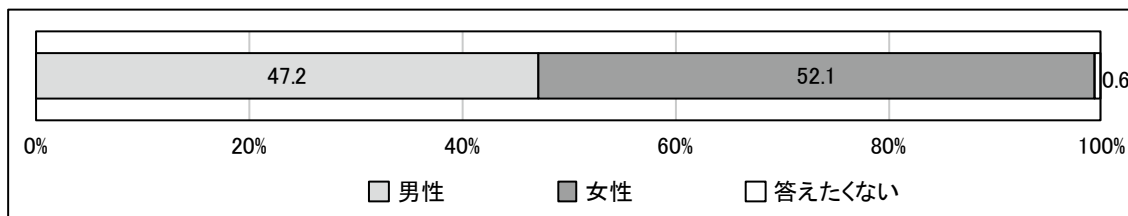
※設問から一部抜粋して結果を掲載しています。

■アンケート調査結果

問1 あなたご自身のことについておたずねします。

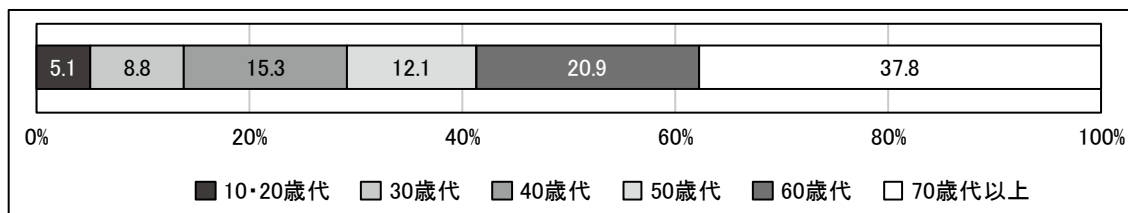
(1) 性別

男性が47.2%、女性が52.1%となっています。



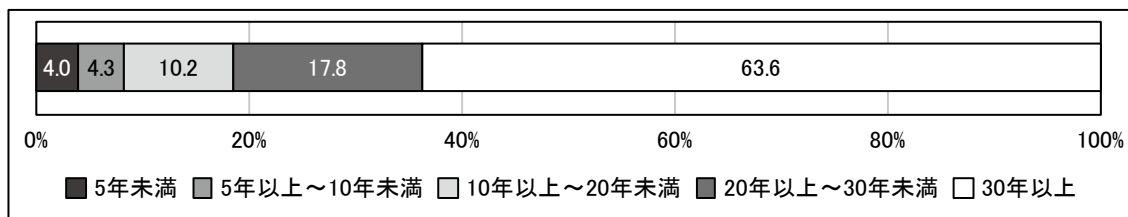
(2) 年代

「70歳以上」が37.8%、「60歳代」が20.9%で、「60歳代」「70歳以上」で58.7%を占めています。年齢が高い階層が多く、年齢が若くなるに従い少なくなっています。



(3) 潟上市での居住年数

居住年数の割合は、「30 年以上」が 63.6%、「20 年以上～ 30 年未満」17.8%となっています。

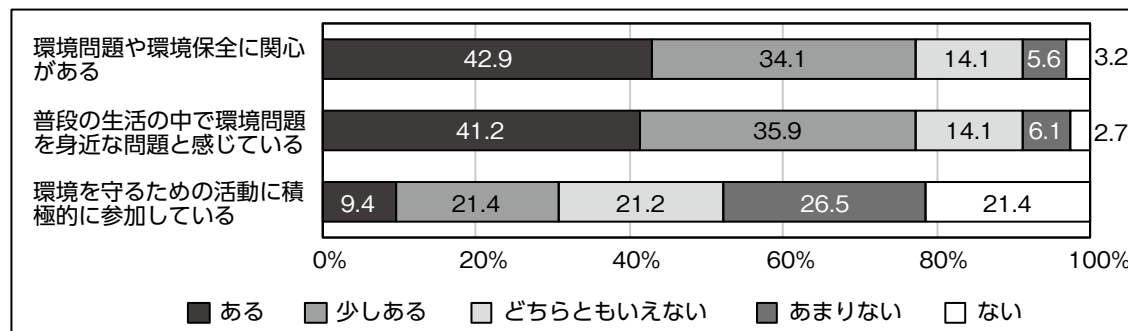


問2 あなたは環境問題全般にどの程度関心がありますか。

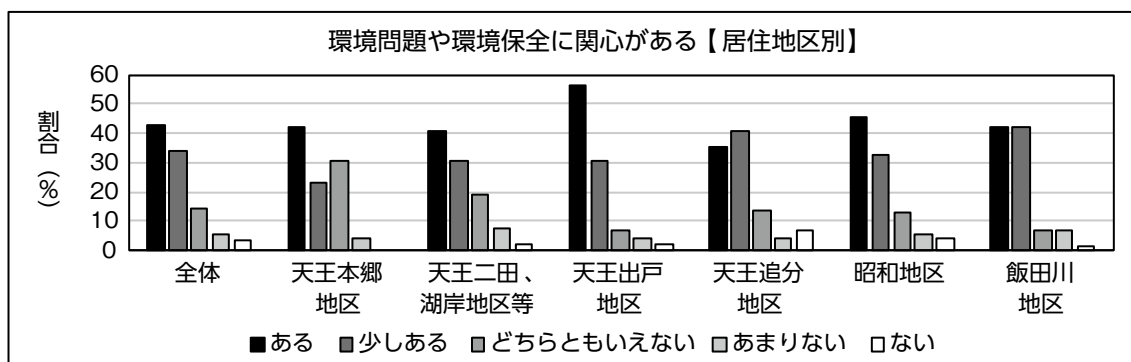
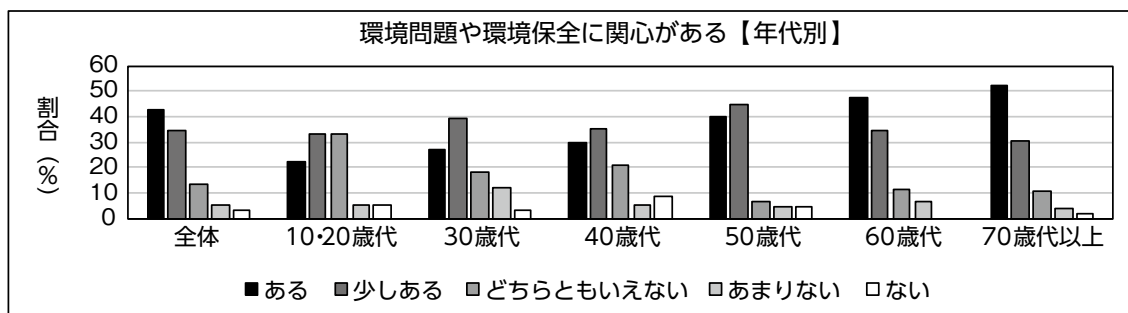
「環境問題や環境保全に関心がある」に「ある」(42.9%) が最も多く、「少しある」(34.1%) と合わせると 77% となりました。

「普段の生活の中で環境問題を身近な問題と感じている」も同程度でした。

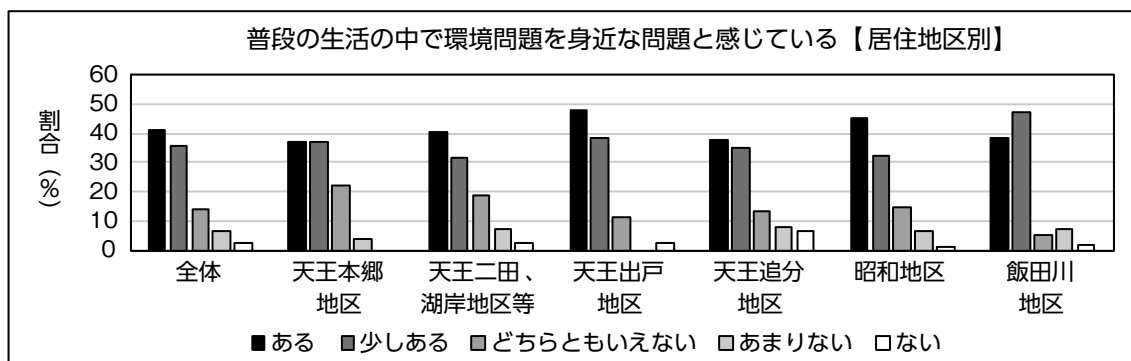
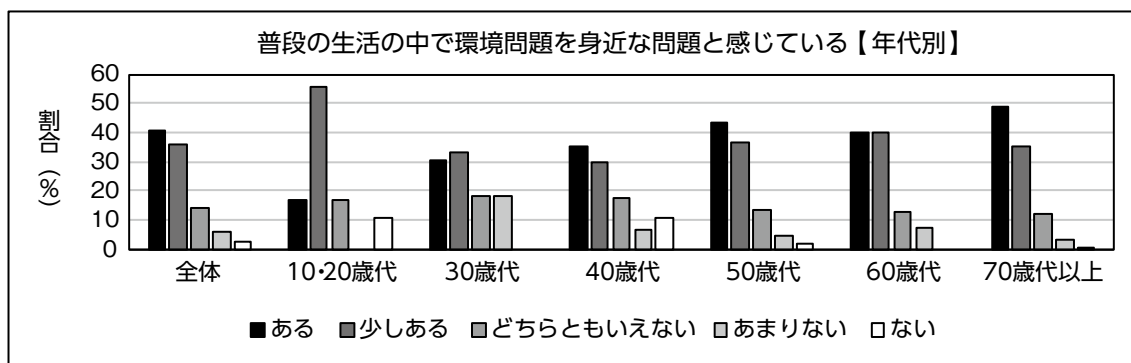
一方、「環境を守るための活動に積極的に参加している」に「ある」(9.4%) と「少しある」(21.4%) を合わせても 30.8% となりました。



「環境問題や環境保全に関心がある」に「ある」を年代別でみると、年代が上がるとともに関心も高くなりました。居住地区別でみると、出戸地区が他の地区に比べて高くなりました。

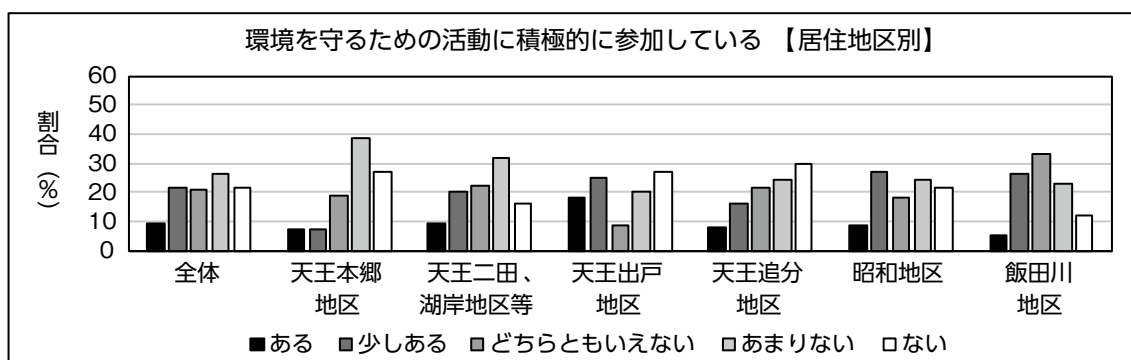
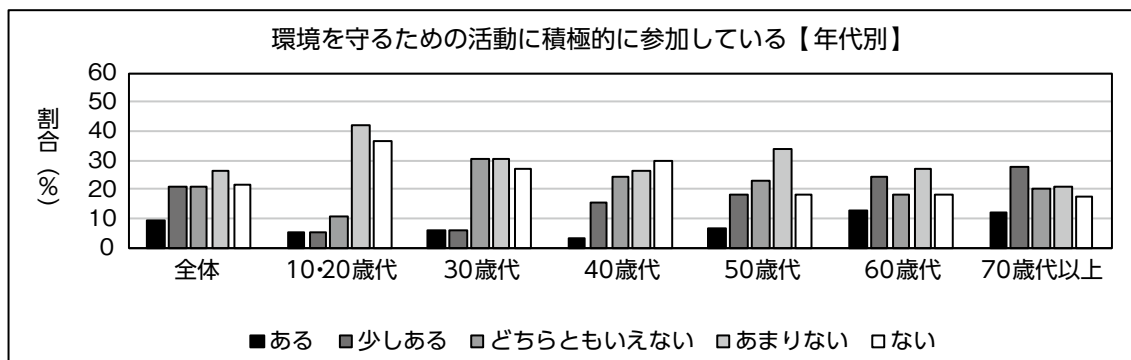


「普段の生活の中で環境問題を身近な問題と感じている」に「ある」を年代別でみると、年代が上がるとともに身近な問題として感じている傾向が見られました。居住地区別でみると、出戸地区が他の地区に比べて高くなりました。



「環境を守るための活動に積極的に参加している」に「ある」を年代別でみると、60歳代及び70歳代以上が他の年代と比べて多くなっています。

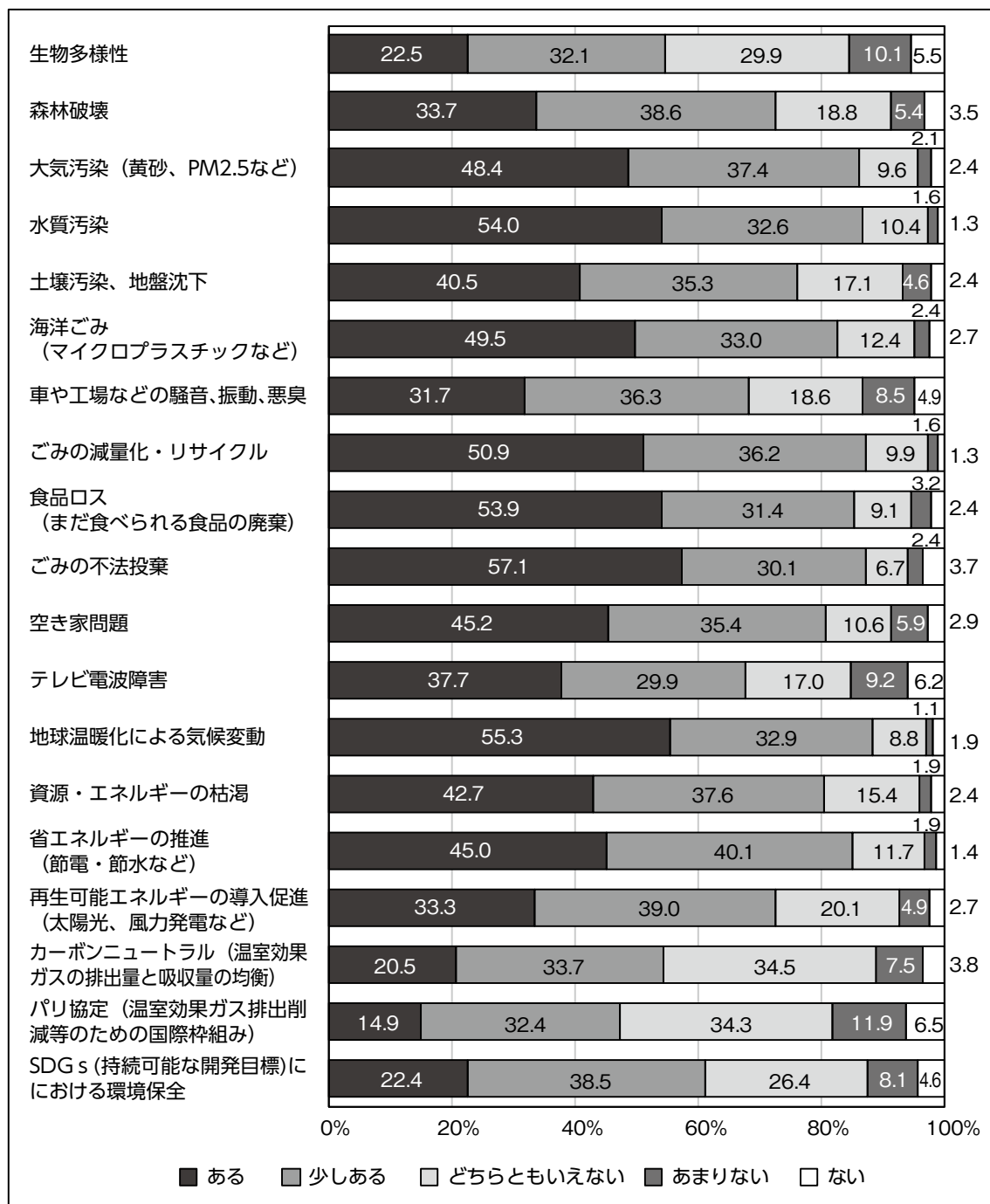
居住地区別でみると、出戸地区が他の地区と比べて高くなりました。



問3 あなたはどのような環境問題に関心がありますか。

環境問題に関心が「ある」は、「ごみの不法投棄」(57.1%)が最も多く、次いでごみ問題に関連する「食品ロス(まだ食べられる食品の廃棄)」(53.9%)や「ごみの減量化・リサイクル」(50.9%)、「海洋ごみ(マイクロプラスチックなど)」(49.5%)となり、ごみ問題への関心が高い結果となりました。

また、ごみ問題以外では「地球温暖化による気候変動」(55.3%)と「水質汚染」(54.0%)への関心が高い結果となりました。



**問4 あなたがお住まいの環境の現状について、日頃どのように感じていますか。
また、あなたにとってどのような環境が今後重要であると感じていますか。**

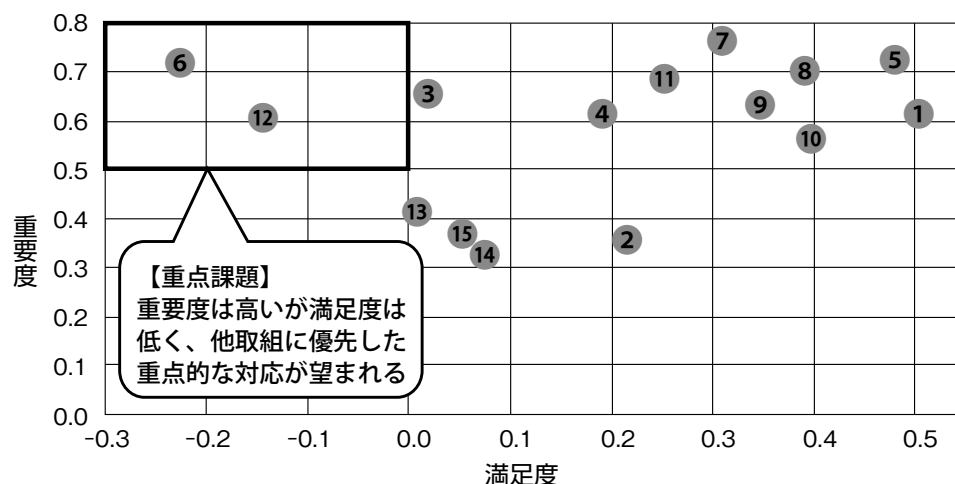
潟上市の環境の現状について、満足度・重要度の5段階のアンケート結果を以下のように点数化し、施策ごとに平均点を算出しました。

満足度： 満 足 = +1.0 やや満足 = +0.5 どちらともいえない = 0
 やや不満 = -0.5 不満 = -1.0

重要度： 重 要 = +1.0 やや重要 = +0.5 どちらともいえない = 0
 あまり重要ではない = -0.5 重要ではない = -1.0

重点課題（重要度は高いが、満足度が低い）として改善が求められている分野は、「⑥八郎湖・河川・水路などの水のきれいさ」「⑫空き家の存在（倒壊のリスク）」でした。

八郎湖等の水のきれいさに満足していない人が多く、また年々増加する空き家に対しても危機感を持つ人が多い結果となりました。

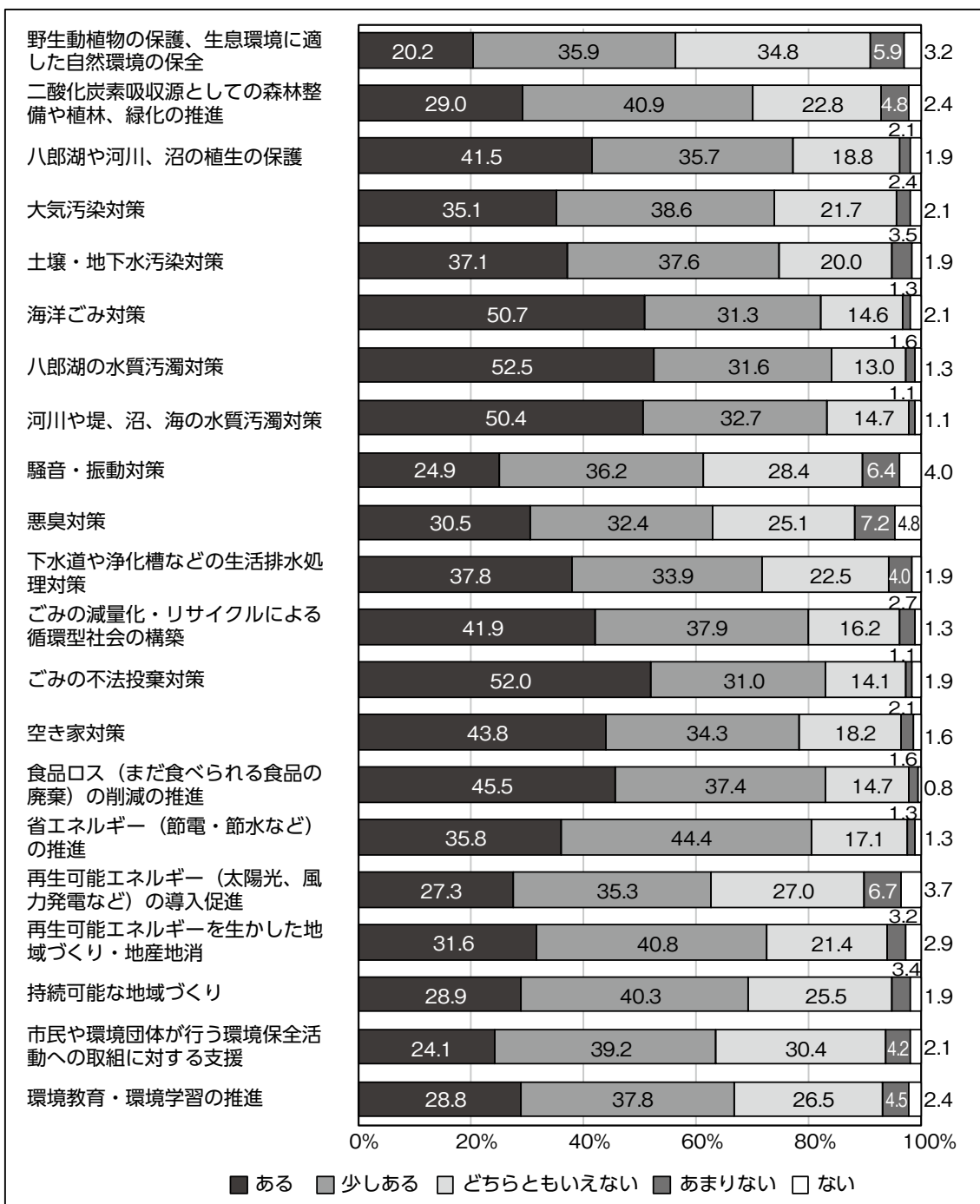


項 目	満足度	重要度
① 緑の豊かさ	0.50	0.62
② 野生の動植物の身近さ	0.21	0.35
③ 海のきれいさ	0.02	0.66
④ 景観の美しさ	0.19	0.61
⑤ 空気のきれいさ（悪臭がしない）	0.48	0.73
⑥ 八郎湖・河川・水路などの水のきれいさ	-0.23	0.72
⑦ 水（水道）のおいしさ	0.31	0.76
⑧ 下水道や浄化槽の整備	0.39	0.70
⑨ 土壌が汚染されていない	0.35	0.63
⑩ まちの静けさ（騒音、振動が気にならない）	0.39	0.56
⑪ まちの清潔さ（ごみが少ない）	0.25	0.68
⑫ 空き家の存在（倒壊のリスク）	-0.15	0.61
⑬ 太陽光、風力発電所の存在	0.01	0.41
⑭ 歴史的・文化的資源の身近さ	0.07	0.33
⑮ 環境学習、美化活動の機会	0.05	0.37

問5 あなたはどのような「潟上市の環境施策」が必要と感じていますか。

潟上市の環境施策として必要が「ある」は、「八郎湖の水質汚濁対策」(52.5%)が最も多く、それに関連して「河川や堤、沼、海の水質汚濁対策」(50.4%)も高い結果となりました。

また、「ごみの不法投棄対策」(52.0%)や「海洋ごみ対策」(50.7%)も高く、「問3 あなたはどのような環境問題に関心がありますか。」で関心の高かった項目と同じ項目への施策が必要であると感じている人が多い結果となりました。



問6 あなたが潟上市で地球温暖化などにより気候変動の影響を受けていると感じるものはありますか。また、潟上市で優先して取組を行う必要があると感じるものはありますか。

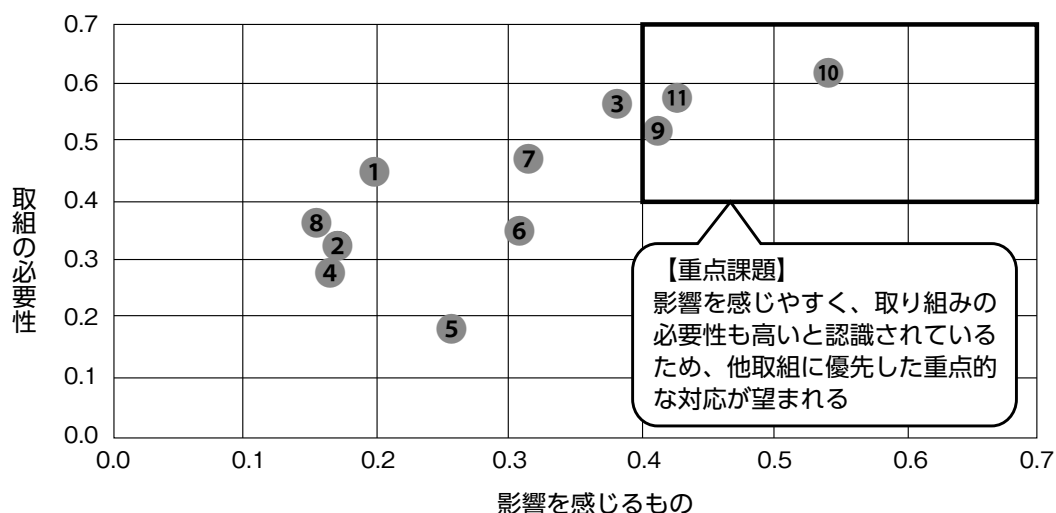
地球温暖化などの気候変動による私たちの生活への影響度及び市で取り組むべき施策の必要性について、5段階のアンケート結果を以下のように点数化し、施策ごとに平均点を算出しました。

影響度：（影響を）感じる = +1.0 少し感じる = +0.5 どちらともいえない = 0
 あまり感じない = -0.5 感じない = -1.0

必要性：（必要が）ある = +1.0 少しある = +0.5 どちらともいえない = 0
 あまりない = -0.5 な い = -1.0

重点課題（影響度が高く、必要性が高い）として、改善が求められている分野は「⑨強風被害の増加」「⑩気温上昇による病状の悪化、熱中症や感染症リスクの増加」「⑪豪雨などの自然災害によるインフラ・ライフラインへの影響」でした。

昨今のゲリラ豪雨や台風による洪水や冠水、強風による被害、また気温上昇に伴う熱中症のリスクに強い関心が集まる結果となりました。



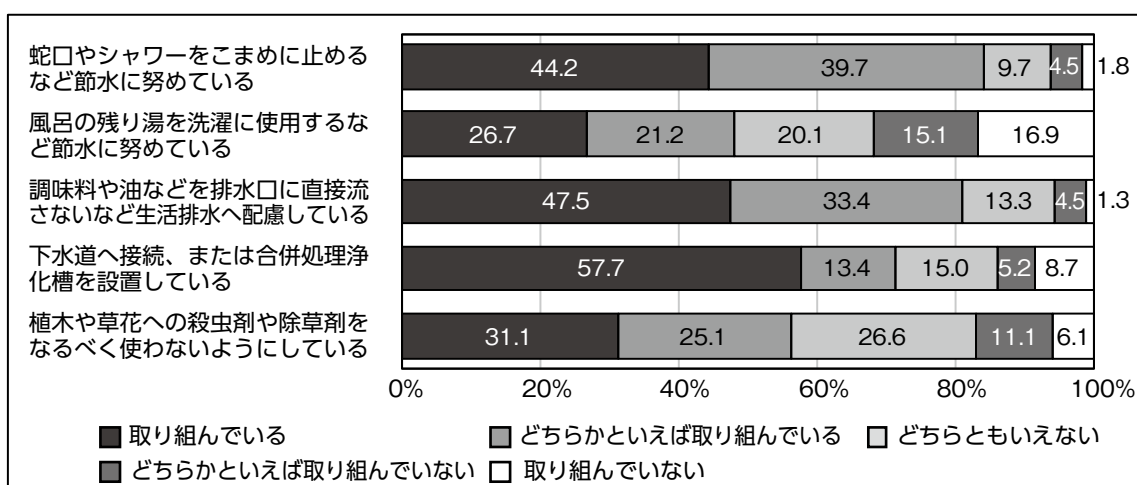
項 目	影響度	必要性
① 米や野菜、果物などの品質や収量の低下	0.20	0.45
② 米や野菜、果物などの収穫時期の変化	0.17	0.33
③ 八郎湖や河川などの水量減少や水温変化、水質悪化	0.38	0.57
④ 生息する生き物の種類の変化	0.17	0.28
⑤ 桜などの開花時期の変化	0.26	0.19
⑥ 外来種の増加	0.31	0.35
⑦ 記録的な豪雨による洪水や内水のリスクの増加	0.32	0.48
⑧ 強雨による土石流や地すべりのリスクの増加	0.16	0.37
⑨ 強風被害の増加	0.41	0.52
⑩ 気温上昇による病状の悪化、熱中症や感染症リスクの増加	0.54	0.62
⑪ 豪雨などの自然災害によるインフラ・ライフラインへの影響	0.43	0.57

問7 あなたは普段の生活の中で、環境にやさしい行動をどれくらい取り組んでいますか。

1. 水・河川の保全

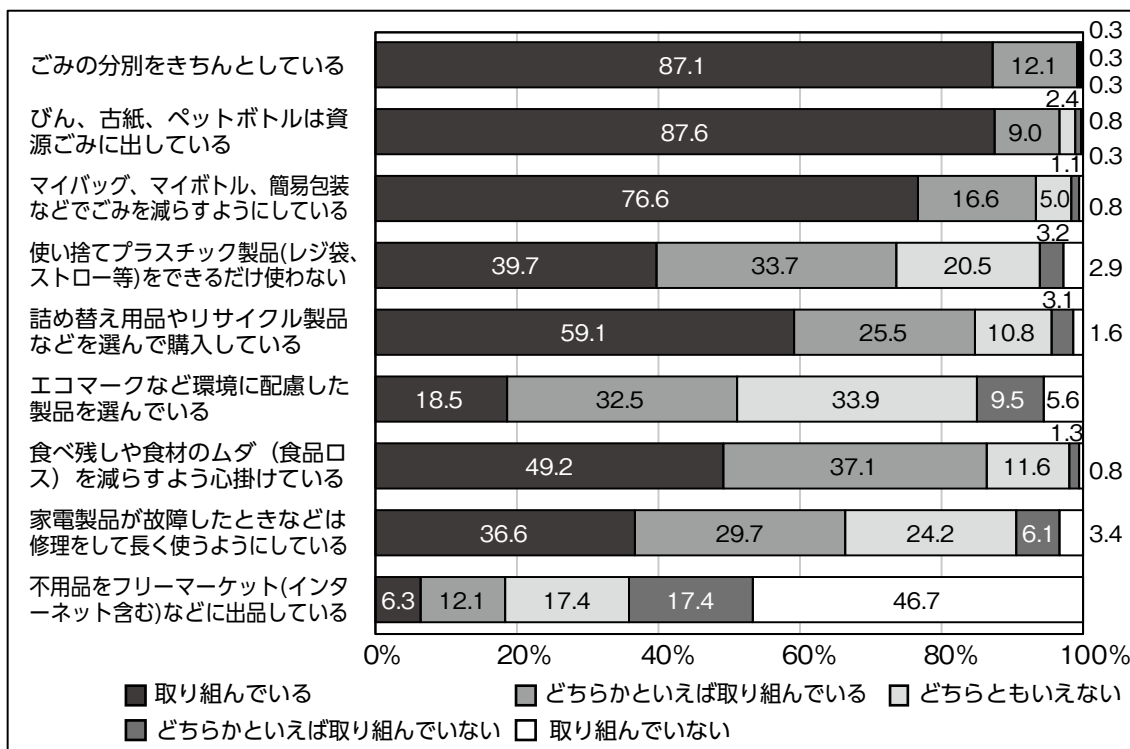
水・河川の保全について、「取り組んでいる」または「どちらかといえば取り組んでいる」は、「蛇口やシャワーをこまめに止めるなど節水に努めている」(83.9%)と「食べ残しや調味料、油などを排水口に直接流さないなど生活排水へ配慮している」(80.9%)が高い結果となりました。

なお、「下水道へ接続、または合併処理浄化槽を設置している」に「取り組んでいる」または「どちらかといえば取り組んでいる」は7割程度であったため、さらなる改善の余地があります。



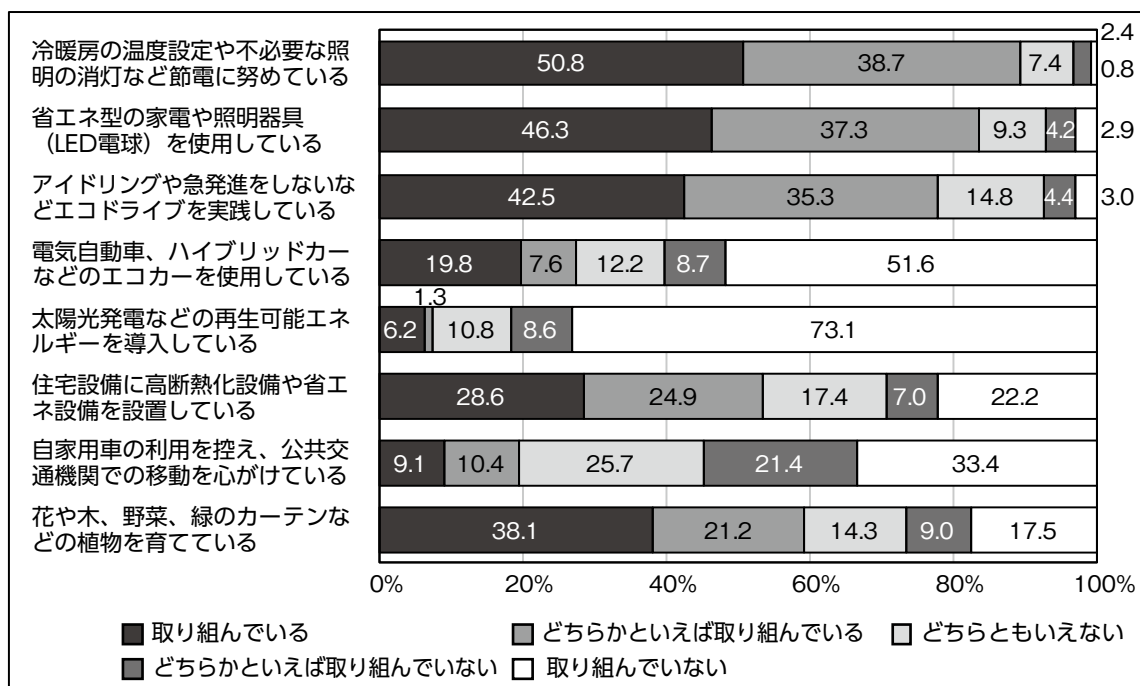
2. ごみ減量・循環型社会の構築

ごみ減量・循環型社会の構築について、「取り組んでいる」または「どちらかといえば取り組んでいる」は、「ごみの分別」(99.2%)、「びん等は資源ごみに出している」(96.6%)、「マイバッグ等でごみを減らすようにしている」(93.2%)と最も高く、生活に定着していることが伺えます。



3. 地球温暖化防止・省エネルギーの推進

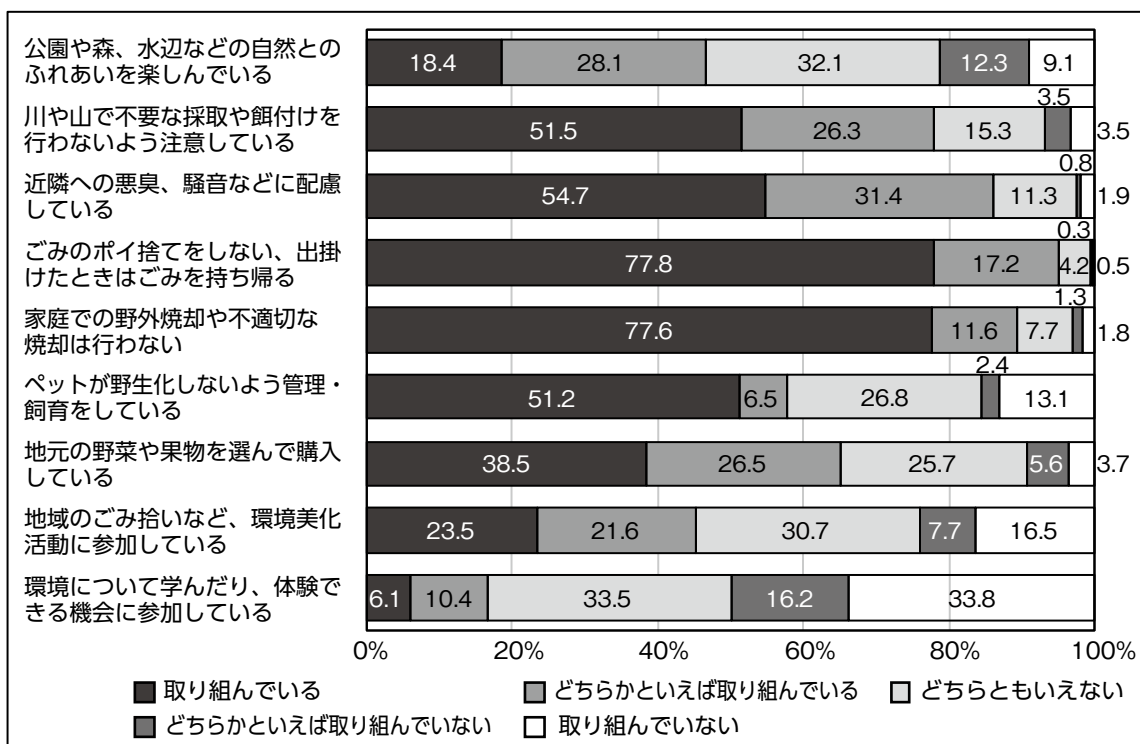
地球温暖化防止・省エネルギーの推進について、「取り組んでいる」または「どちらかといえば取り組んでいる」は、「冷暖房の温度設定や unnecessaryな照明の消灯など節電に努めている」(89.5%) が最も高く、次いで「省エネ型の家電や照明器具（LED電球）を使用している」(83.6%) が高く、身近にできる対策をしている人が多い結果となりました。



4. 自然とのふれあい・自然保護・その他

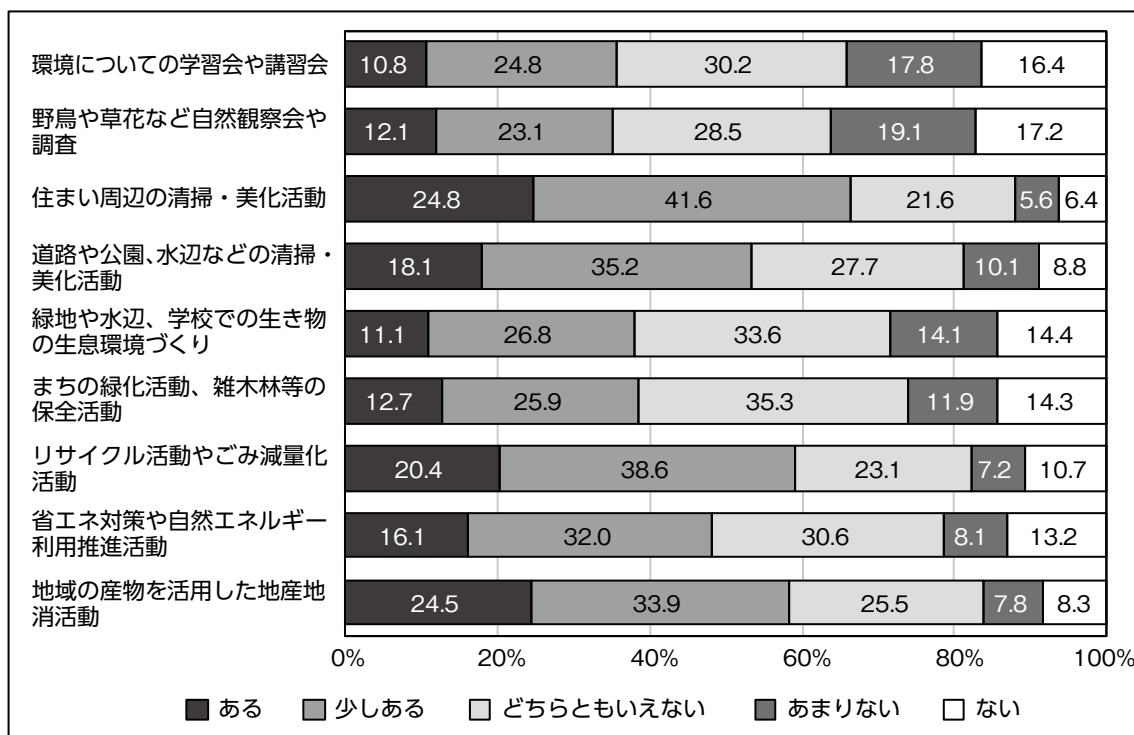
自然とのふれあい・自然保護・その他について、「取り組んでいる」または「どちらかといえば取り組んでいる」は、「ごみのポイ捨てをしない、出掛けたときはごみを持ち帰る」(95.0%)が最も高い結果となりました。

一方で「環境について学んだり、体験できる機会に参加している」(16.5%)は低い結果となりました。



問8 あなたはどのような環境保全活動について参加や協力をしてみたいと思いますか。

参加や協力をしてみたい環境保全活動に「ある」または「少しある」は、「住まい周辺の清掃・美化活動」(66.4%)が最も高く、次いで「リサイクル活動やごみ減量化活動」(59.0%)、「地域の産物を活用した地産地消活動」(58.4%)が高く、身近にできる活動に関心があることが伺えます。

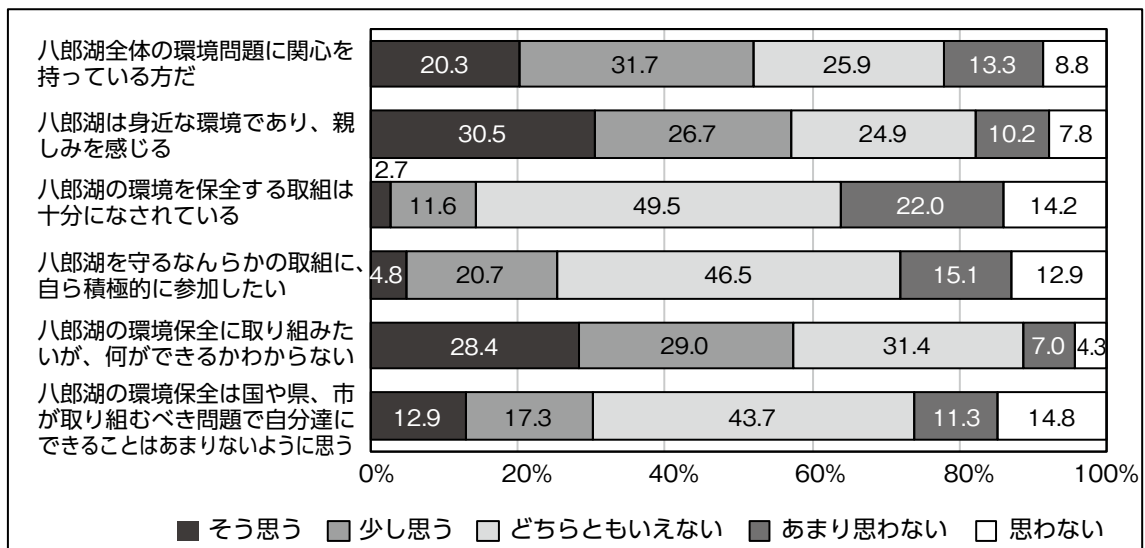


問9 あなたは八郎湖の環境にどのような考えをお持ちですか。

「八郎湖全体の環境問題に関心を持っている方だ」「八郎湖は身近な環境であり、親しみを感ずる」に「そう思う」または「少し思う」は全体の半数以上となりました。

一方、「八郎湖の環境を保全する取組は十分になされている」に「そう思う」または「少し思う」は約15%と低いにもかかわらず、「八郎湖を守る何らかの取組に、自ら積極的に参加したい」に「そう思う」または「少し思う」と回答した割合は約26%と低い結果となりました。

しかし、「八郎湖の環境保全に取り組みたいが、自分たちで具体的に何ができるかわからない」に「そう思う」または「少し思う」は約57%と多かったことから、潜在的には八郎湖の環境保全の取組に参加したい人は多いことが示唆されます。



■自由意見

市民のご意見を自由記述形式で求めたところ、111人（28.8％）の方からの回答がありました。一人で複数の意見を記入している場合は、それぞれ1件として数えているため、延べ件数は151件となりました。

分 類	件 数
ごみ・リサイクル	13
ポイ捨て	(5)
リサイクル	(3)
分別・集積	(3)
その他	(2)
再生可・エネルギー	15
風力発電	(9)
太陽光発電	(4)
再生エネルギー全般	(2)
インフラの整備	35
道路・歩道	(9)
上下水道	(5)
公共・設など	(11)
交通機関	(6)
災害対策	(4)
環境保全活動	18
八郎湖の水質保全	(4)
海浜の保全	(3)
地域の清掃活動	(7)
環境教育	(4)
生活環境	34
空き家問題	(11)
騒音・振動・悪臭	(4)
除草・枝切り	(7)
緑地の保全	(5)
ペット	(3)
その他	(4)
くらし	36
雇 用	(10)
子育て	(6)
予算・税金	(5)
生活全般	(15)

■集計結果に基づいた課題及び潟上市のまちづくりに有効な施策

課 題	抽 出 根 拠
水質汚染	・問4「あなたがお住まいの環境の現状について、日頃どのように感じていますか。また、あなたにとってどのような環境が今後重要であると感じていますか。」の問いに、満足度が低く、かつ、重要度が高いと回答した人が多いため。 ・問5「あなたはどのような潟上市の環境施策が必要と感じていますか。」の問いに、必要と感じている人が多いため。
ごみの不法投棄	・問5「あなたはどのような潟上市の環境施策が必要と感じていますか。」の問いに、必要と感じている人が多いため。 ・自由意見で、ごみに関する記載が多いため。
空 き 家	・問4「あなたがお住まいの環境の現状について、日頃どのように感じていますか。また、あなたにとってどのような環境が今後重要であると感じていますか。」の問いに、満足度が低く、かつ、重要度が高いと回答した人が多いため。 ・自由意見で、空き家についての記載が多いため。
地球温暖化 (気候変動) 適 応	・問6「あなたが潟上市で地球温暖化などにより気候変動の影響を受けていると感じるものはありますか。また、潟上市で優先して取組を行う必要があると感じるものはありますか。」の問いで、多様な地球温暖化の影響が感じられており、対策が必要とされているため。特に、地球温暖化に伴う「強風被害の増加」「気温上昇による病状の悪化、熱中症や感染症リスクの増加」「豪雨などの自然災害によるインフラ・ライフラインへの影響」の影響度が高く、かつ、対策の必要性が高いと回答した人が多いため。
八郎湖の環境保全	・問9「あなたは八郎湖の環境にどのような考えをお持ちですか。」の問いのうち、「八郎湖の環境保全に取り組みたいが、自分たちで具体的に何ができるかわからない」の問いに、「そう思う」または「少し思う」と回答したのが約57%と多く、関心があるが自分たちで具体的に何ができるかわからない人が多いと思われたため。 ・問2「あなたは環境問題全般にどの程度関心がありますか。」の問いに「ある」または「少しある」と回答した人の割合は7割以上であったものの、「環境を守るための活動に積極的に参加している」の問いに「ある」または「少しある」と回答した人は3割程度であったため。 ・八郎湖に関する取組を通して、他の環境に対する取組へも積極的に参加するようになることが期待できるため。

資料2 策定までの経緯

第2次潟上市環境基本計画の策定は、学識経験者等で構成された環境審議会における審議、庁内部長職等で構成された環境保全推進委員会における協議、市議会議員に対する市政協議会及び市議会における審議を経て行いました。

開催日・期間	開催名	内 容
令和4年5月25日(水)	第1回環境審議会	・策定方針
令和4年6月3日(金)	市政協議会	・策定方針
令和4年7月7日(木) ～25日(月)	市民アンケート調査	・対象者 1,000 人 (18 歳以上)
令和4年8月2日(火)	第1回環境保全推進委員会	・骨子案
令和4年8月4日(木)	第2回環境審議会	・環境審議会への諮問 ・骨子案
令和4年9月1日(木)	市政協議会	・骨子案
令和4年10月28日(金)	第2回環境保全推進委員会	・素案
令和4年11月4日(金)	第3回環境審議会	・素案
令和4年11月22日(火)	市政協議会	・素案
令和4年12月5日(月) ～27日(火)	パブリックコメント	※意見提出なし
令和5年1月16日(月)	第3回環境保全推進委員会	・最終案
令和5年1月24日(火)	第4回環境審議会	・最終案 ・環境審議会からの答申
令和5年2月15日(水)	市政協議会	・最終案
令和5年2月22日(水)	議会定例会	・議案可決

資料3 市長の諮問

第2次潟上市環境基本計画の策定について、潟上市長から潟上市環境審議会へ以下のとおり諮問を行いました。

潟市発第363号
令和4年8月4日

潟上市環境審議会

会長 谷口吉光様

潟上市長 鈴木雄大

第2次潟上市環境基本計画の策定について（諮問）

本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2次潟上市環境基本計画の策定に当たり、潟上市環境基本条例第8条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮問理由

潟上市環境基本計画については、平成17年3月に制定した潟上市環境基本条例の理念を踏まえ、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人との活動が調和した環境を確保し、その環境を将来の世代へ継承していくため、平成25年度には第1次計画を、さらに、平成30年度には改訂版を策定し、各種施策を総合的・計画的に推進してきました。

近年、地球温暖化による影響は深刻さを増し、気候変動に対する適応が求められています。また、資源の有効活用や生物多様性保全の重要性が高まるなど、環境を取り巻く社会情勢は日々変化しています。

このような状況を踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため、第2次潟上市環境基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

資料4 潟上市環境審議会の答申

潟上市長が諮問した第2次潟上市環境基本計画の策定について、潟上市環境審議会から以下のとおり答申されました。

令和5年1月24日

潟上市長 鈴木雄大様

潟上市環境審議会
会長 谷口吉光

第2次潟上市環境基本計画の策定について（答申）

令和4年8月4日付け潟市発第363号で諮問のありました第2次潟上市環境基本計画の策定について答申します。

当審議会において、本計画が、潟上市環境基本条例の理念である、良好な環境及び自然と人との活動が調和した環境を確保し、その環境を将来の世代へ継承していくことを実現するための計画であることを踏まえ、委員それぞれの経験や考えに基づき計画案の審議を重ねてまいりました。

その結果、第2次潟上市環境基本計画案につきまして、妥当であるとの結論に達しました。

市におかれましては、潟上市の環境保全に関する施策が、本計画に基づき、より一層推進されることを期待し、市民や事業者をはじめとした様々な主体が連携した取組のもと、潟上市の目指すべき環境像が結実されることを要望します。

資料5 潟上市環境審議会委員名簿

令和4年5月25日時点

選出区分	氏 名	所属団体・役職等	備 考
学 識 経 験 者	谷口 吉光	公立大学法人秋田県立大学 地域連携・研究推進センター 教授	会 長
学 識 経 験 者	岩本 承子	一般社団法人 あきた地球環境会議	副会長
公 共 的 団 体	菅原 権一郎	あきた湖東農業協同組合 理事 潟上市農業委員	
公 共 的 団 体	三浦 俊也	潟上市農業委員	
公 共 的 団 体	伊藤 貴洋	秋田県漁業協同組合 天王地区運営委員長	
公 共 的 団 体	安田 幸博	潟上市商工会 事務局長	
関係行政機関	石井 公人	県環境管理課八郎湖環境対策室 室長	

資料6 潟上市環境基本条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 135 号

わたくしたちの潟上市は、良質な地下水、暮らしと文化を育んでくれた八郎湖、日本海、緑あふれる出羽の山々など、豊かな環境に恵まれています。

これらは、地域の特性を形作っている大切な基盤であり、わたくしたち共有の財産です。わたくしたち市民は、潟上市の魅力ある環境を守り育てる責任があります。

しかし、生活様式の変化により、資源やエネルギーの大量消費に支えられた現代の生活は環境への負荷が増大し、これが地域環境のみならず、地球環境の悪化へと広がりをみせています。

わたくしたちは、身の回りの環境保全が地球全体の環境保全につながることを認識し、環境保全を自らの問題として捕らえ、日々の暮らしや社会のあり方を見つめ直し、環境の負荷の少ないものへと変えていく必要があります。

わたくしたちは、ここに、潟上市の恵み豊かな環境を守り育て、確実に将来の世代へと引き継ぐことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全とは、人の健康、又は生活環境に係る被害を防止し、良好な自然環境を確保するため自然と人の活動との間に調和が保たれた環境を保全することをいう。
- (2) 地球環境の保全とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 環境への負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び自然と人との活動が調和した環境を確保し、その環境を将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して良好な環境の保全に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全に自ら努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 水と緑に親しむことができる生活空間、良好な景観、歴史的文化的な遺産その他の地域の特性を形作っている快適な環境及び自然環境が、人との豊かな触れ合いを保てるように保全されること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境が保全されること。
- (5) 市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会が形成されること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画として潟上市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、潟上市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全について配慮しなければならない。

(環境調査の結果等の公表)

第10条 市長は、市の環境の調査結果及び市が講じた環境施策の概況等を公表しなければならない。

第3節 基本施策

(市民の意見の反映)

第11条 市は、環境の保全に関する施策に市民の意見を反映することができるように必要な規制の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興)

第13条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する行動が積極的に行われるように、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備等の促進)

第15条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置

を講ずるものとする。

- 2 市は、前項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置、その他これらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の促進)

第16条 市は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条に規定する地方公共団体の責務に基づき、国等と連携して、事業の実施前における環境影響評価が適正に推進されるよう努めるものとする。

(地球環境の保全に資する施策の推進)

第17条 市は、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

- 2 市は、国等と連携して、地球環境の保全に関する情報及び技術の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進等に努めるものとする。

(地球環境の保全に資するための行動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資するための行動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第3章 行政の総合的調整

(総合的調整)

第19条 市長は、その機関相互の連携を緊密にするとともに、施策の調整を図り、効率的かつ効果的に環境の保全に関する施策を推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(環境調査)

第20条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全に関する施策等を明らかにするため環境調査を定期的に行うものとする。

第4章 環境保全区域

(環境保全区域の指定)

第21条 市長は、環境の保全を推進する上で必要であると認められるときは、次に掲げる地域を環境保全区域として指定することができる。

- (1) 優れた自然環境が保全されている水辺・山林区域
- (2) その他市長が必要と認める区域

2 市長は、前項の環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の土地所有者、利害関係者及び潟上市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項に定めるもののほか、環境保全区域の指定について必要な事項は、市長が別に定める。

4 前2項の規定は、環境保全区域の指定の解除、又は変更について準用する。

(環境保全区域における行為の届出)

第22条 環境保全区域において、自然の動植物を採取、又は除去、土地の形状の変更、

建築物その他の工作物の設置、又は変更をしようとする者は、当該行為の15日前までに、市長に環境保全区域内行為届出書（別記様式）をもって届け出なければならない。ただし、通常管理行為その他の軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出による行為により、環境保全区域に影響を及ぼす恐れがあるときは、当該届出をした者に対し必要な措置を講ずるよう指示することができる。

第5章 表彰及び助成

（表彰）

第23条 市長は、市の環境保全に寄与、又は優れた環境保全活動を行っている団体、個人を表彰することができる。

（助成）

第24条 市長は、環境保全の推進のための次に掲げる活動を行う者に対し、当該行為に必要な費用の全部、又は一部を助成することができる。

- (1) 環境保全区域内の環境保全のための植栽
- (2) 環境教育のための資料・資材の購入等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

第6章 環境審議会

（設置）

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の環境の保全に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、潟上市環境審議会を置くものとする。

- 2 環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議するとともに、意見を述べることができる。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全に関すること。

- 3 前項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 補則

（委任）

第26条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

資料7 用語集

あ行

- **うちエコ診断**

家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、住まいの気候や家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省CO²対策を提案する取組。

- **エコアクション21**

中小事業者などでも取り組みやすい環境経営のシステムとして、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく認証・登録制度。

- **エコドライブ**

燃料消費量やCO₂の排出量を減らし、地球温暖化防止につなげるために車のユーザーが行う運転方法や心掛け。

- **エシカル消費（倫理的消費）**

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動。

- **温室効果ガス**

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高めるガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三フッ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象。

か行

- **カーボンオフセット**

二酸化炭素排出削減を実行していく上で、それでもなお削減できない二酸化炭素を、クリーンエネルギー事業や植林・森林整備の実施または支援することで相殺し、削減しようとする具体的な行動や取組をいう。

- **カーボンニュートラル**

家庭や事業所が排出する温室効果ガスを省エネルギー活動により削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護といった「ほかの場所で吸収」することで差し引きとしてゼロにする取組のこと。例えば、二酸化炭素の排出を削減するための植林や自然エネルギーの導入などは、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できるという考え方。

- **化学的酸素要求量（COD）**

水中の有機物が酸化剤（過マンガン酸カリウム）により分解される際に必要とする酸素量で、海域及び湖沼の水質汚染度合いを示す指標の一つ。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

●環境アセスメント

大規模な開発事業などを実施する際に、事業者が、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいう。

●環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。化学肥料や農薬の使用低減、家畜ふん尿等の農業関係排出物のリサイクル利用等の取組が挙げられる。

●環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針・計画を立て、実施し、点検し、是正するというサイクルを体系的・継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた国際規格 ISO14001 がある。

●緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化の進行を抑制する取組。再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による温室効果ガス排出量削減、緑化等による二酸化炭素吸収源の増加等の取組が進められている。

●クールシェア・ウォームシェア

環境省が推奨する地球温暖化対策の一環。

- ・クールシェア：夏の節電対策の一つ。涼しい場所を家族や地域の人々でシェア（共有）することにより、エアコンの使用量を減らそうという省エネ対策。

- ・ウォームシェア：冬に暖かい場所をシェアする取組。

●グリーンインフラ

次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

●グリーンカーテン

アサガオやゴーヤなどのツル性の植物による壁面緑化で、夏の強い日差しを和らげ、葉の蒸散作用により周辺温度を下げることで室温の上昇を抑える効果がある。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際、環境への配慮から必要性を十分に考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

●グリーン物流

物流システムの改善により、物流段階での二酸化炭素排出量を削減する取組の総称。

●光化学スモッグ

自動車や工場からの排気ガスに含まれる窒素酸化物と、ガソリンや溶剤等に含まれる揮発性有機化合物が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する酸化物質（光化学オキシダント）が原因で起こるスモッグ。日ざしの強い夏季に多く発生し、目や喉などの粘膜を刺激することがある。

●高度処理型浄化槽

アオコの原因となる窒素、リン（りん）の除去が高度に処理できる浄化槽で水道水源地域、湖沼や閉鎖性海域で、より一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる浄化槽。

さ行

●再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスが規定されている。資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。

●里地・里山

市街地や集落周辺において、従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産等に利用されていた森林。近年、身近な緑地として見直されているが、所有者による適切な維持管理が困難な状況となっている。

●事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。事業系ごみの処理について、廃棄物処理法第3条では「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定している。

●循環経済

資源の有効活用により資源消費が最小化、廃棄物が発生抑止される持続可能な経済システム。

●省エネ診断

事業所のエネルギー使用状況や管理運営状況を把握、分析し、現地踏査により設備機器の運用改善や機器更新などのエネルギー削減対策を提案するもの。

●食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では年間約 600 万トンの食品が廃棄されている。

●生態系サービス

食料や水、空気、自然景観などといった生態系から得られる資源。「基盤サービス」「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」の4つに分類されます。

●生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物を酸化分解するために微生物が必要とする酸素量で、河川の水質汚染度合いを示す指標の一つ。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

●生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

●線型経済

大量生産・大量消費・大量廃棄といった資源の流れが一方向の経済システム。

●全窒素

窒素は生活排水をはじめ、農業や工場から出てくる排水、自然界からなど、様々な場所から流入。大きく有機性窒素と無機性窒素に分けられ、有機性窒素はタンパク質中やアミノ酸中のものを、無機性窒素はアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素のことをいい、これら全てを合わせたものを全窒素（T-N）という。

●全燐

燐（りん）は体内では核酸、ATP（アデノシン三リン酸）などとして存在し、私たちにとって必要不可欠な元素の一つ。生活排水、工場排水、農業排水など、人間の活動に伴うあらゆる排水中に含まれ、水中の溶存成分としては、大きくオルトリン酸塩、ポリリン酸塩、有機リン酸塩の3種類が存在し、懸濁成分としては土壌などへ付着、含有したもの、バクテリアやプランクトンの構成成分として存在し、これら全てを合わせたものを全燐（T-P）という。

た行

●脱炭素経営

事業活動における温室効果ガスの排出削減など、気候変動対策（≡脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素社会

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量が「実質ゼロ」の社会のこと。

●適応策

地球温暖化による気候変動の影響を回避、低減する取組。熱中症の予防啓発や豪雨、洪水、土砂災害などの被害を軽減するための対策が挙げられる。

●電気伝導率

土壌中の水溶性塩類の総量を表し、塩類濃度の目安となるものです。土壌の塩類濃度が高まれば作物の根の浸透圧（根圧）が下がり、根の浸透圧を高めて水や養分を吸収している植物にとって、土壌の塩類濃度が高まれば根の浸透圧が下がり生育に悪影響を与える。

●電動車

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、ハイブリッド車（HV）、燃料電池車（FCV）といった、電気エネルギーをバッテリーに蓄え動力にする自動車。従来のガソリン車よりも二酸化炭素排出量が少ないため、環境への負荷が少ない特長がある。

●特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）（平成 16（2004）年）」によって規定された生物。

は行

●バイオマス

生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、様々なものが資源として活用されている。これらのバイオマスは、燃料にして発電したり熱を供給するなど、エネルギーとして利用することもできる。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、また適正な処理を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、昭和 45（1970）年 12 月に公布された。

●富栄養化

閉鎖性水域に、流域から長年にわたって植物の栄養素となる窒素やリン（りん）が流入することにより、植物プランクトンの生産が盛んになる現象。八郎湖や周辺河川の場合、流域の社会経済かつ活動の活発化に伴って、富栄養化が急速に進み、アオコの大量発生などが問題となっている。

●浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ （ 1mm の 100 分の 1）以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがある。浮遊粒子状物質のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの（PM2.5）については、特に健康影響が指摘されている。

●プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。令和元（2019）年5月に策定された。

●フロン類

炭素と水素の他、フッ素や塩素や臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。オゾン層破壊の原因物質並びに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日ではモントリオール議定書をはじめ様々な国際協定・法律によって、先進国を中心に使用には大幅な制限がかけられている。

●ポジティブリスト

一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等の禁止として、例外的に許されるものだけを列举した一覧表。

ま行

●マイクロプラスチック

海に流れ込んだ海洋プラスチックが、紫外線や波の力によって細かく砕け、小さな粒（一般的に5 mm 以下）となったもの。マイクロプラスチックを魚介類が摂取することによって、人間を含む生態系に及ぼす影響が懸念されている。

●モーダルシフト

輸送方法を転換すること。具体的にはトラックによる貨物輸送を船又は鉄道に切り替えようとする国土交通省の物流政策。

や行

●有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシンなど、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

●有害鳥獣

イノシシ、クマ、ニホンジカ、ハシブトガラス、アライグマ等、人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。

ら行

●レッドデータブック

絶滅の危機に瀕している野生動植物の名前を掲載し、その危機の現状を訴え、個体や生息地などの保護・保全活動に結びつけようという目的で出版される報告書。

● **2 R（リデュース・リユース）**

3 R^{*}の中でも環境負荷の低減のためには、特に2 Rが重要ですが、取組が遅れている。発生抑制に相当する Reduce（リデュース）、再使用に相当する Reuse（リユース）のこと。

● **3 R（スリーアール：リデュース・リユース・リサイクル）**

プラスチック資源循環戦略で基本原則として示された。資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を構築する手段のこと。

- ・リデュース（Reduce）：物を大切に使い、ごみを減らすこと。
- ・リユース（Reuse）：使える物は繰り返し使うこと（再使用）。
- ・リサイクル（Recycle）：ごみを資源として再利用すること（再生利用）。

※（リデュース・リユース・リサイクル）+Renewable

- ・リニューアブル（Renewable）：再生可能資源の導入をすること。

● **CASBEE（キャスビー）**

建築環境総合性能評価システム。建築物の環境性能で評価し、格付けする手法。

● **COOL CHOICE（クール チョイス）**

令和 12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 46%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

● **COP（コップ）21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）／パリ協定**

平成 27（2015）年 12 月、フランス・パリで開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、京都議定書に代わる新たな国際枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択され、途上国を含め条約に加盟する全ての国・地域が責任を負うこととなった。また、世界共通の目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑え、さらに 1.5℃に抑えるよう努力することが明記された。

● **ESCO（エスコ）事業**

Energy Service Company の略。電力の大口需要家に対して、省エネルギー診断やエネルギー効率の改善計画を行う事業のこと。

● **IPCC（気候変動に関する政府間パネル）**

気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見について政策決定者をはじめ広く一般に利用するため設立された 195 の国・地域が参加する政府間組織。5～7 年ごとに評価報告書、不定期に特別報告書などを作成・公表している。

- ISO14001

環境管理に関する国際的な規格。事業体がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者（審査登録機関）が評価を行う。

- ISO50001

事業者が省エネ・節電を行うのに必要な方針・目的・目標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理する活動を体系的に実施できるようにした仕組みを規定している世界標準の規格。

- PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

- PRTR 法

有害な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に、平成 11（1999）年に制定された。

- ZEH（ゼッチ）、ZEB（ゼブ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ビル。高断熱化と高効率設備等により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅、年間に消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

第2次潟上市環境基本計画

～自然と暮らしが調和する持続可能なまち かたがみ～

令和5(2023)年3月発行

発行：潟上市

編集：潟上市 市民生活部 市民課

〒010-0201

秋田県潟上市天王字棒沼台 226 番地 1

TEL 018-853-5370